

令和7年9月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 9月5日	頁
会期日程	3
議事日程	3
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
議会改革特別委員長中間報告	14
（質疑・討論）	15
散会	15

◎会議録第2号 9月9日

議事日程	19
出席欠席者名	19
開議	21
質疑・一般質問	21
12番 横崎政治議員	21
1 福祉・要介護認定について	21
2 地域人材確保とボランティア制度について	30
3 大雨災害対応について	35
10番 宮原雄一議員	39
1 緑川地区高齢者対策について	40
2 本市の排水機場について	42
8番 西田和徳議員	44
1 住吉海岸公園周辺の活性化について	44
7番 今中真之助議員	51
1 発達障害の診断と保育について	51
2 自治体DXについて	55
3 宇土高校の存続について	58

散会	65
----	----

◎会議録第3号 9月10日

議事日程	69
出席欠席者名	69
開議	71
質疑・一般質問	71
4番 浦本晴美議員	71
1 持続可能な水利用、自然に負担をかけない暮らしについて	71
2 観光客増に伴う宿泊施設の現状と課題認識について	77
3 子どもサードプレイス計画の進捗状況について	79
3番 中野洋一議員	82
1 全国で相次ぐ学校内における盗撮等の犯罪防止について	83
2 大規模災害時の通信手段の確保について	86
3 好適環境水による陸上養殖への取組で宇土市の更なる魅力づくりについて	88
4 本市公園の一元管理について	90
1番 土黒功司議員	94
1 8月10日豪雨を踏まえた宇土市の被害検証・災害廃棄物対応・情報伝達体制強化と今後の防災方針	94
2 本市の子どもたちの食を守る学校給食と給食センターの今後について	101
散会	109

◎会議録第4号 9月11日

議事日程	113
出席欠席者名	113
開議	115
質疑・一般質問	115
18番 福田慧一議員	115
1 マイナ保険証問題について	115
2 被爆80年に当たって	117
3 生活保護費削減問題について	120

4 TSMCの半導体工場で使用する有機フッ素化合物の排水の影響 について	122
15番 藤井慶峰議員	124
1 子育て支援策の充実強化について	124
2 九州産交バスの松橋・宇土を起終点とする熊本市内方面行き直通 系統の廃止について	126
14番 中口俊宏議員	130
1 大坪川の治水対策について	130
2 学校の教育環境整備について	134
常任委員会に付託（議案第71号から議案第84号まで）	137
常任委員会に付託（請願・陳情）	137
散会	138

◎会議録第5号 9月24日

議事日程	143
出席欠席者名	144
開議	146
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	146
（質疑・討論）	147
各常任委員長報告	147
1 総務市民常任委員長報告	148
2 経済建設常任委員長報告	150
3 文教厚生常任委員長報告	152
（質疑・討論・採決）	154
請願、陳情について	156
（質疑・討論・採決）	156
議案第85号 宇土市監査委員の選任について	158
（討論・採決）	158
議案第86号 宇土市教育委員会の委員の任命について	158
（討論・採決）	159
委員会の閉会中の継続審査及び調査について（採決）	159
決算審査特別委員会の設置及び付託について	159
（議案第65号から議案第70号まで）	160

(追加日程)

議案第 8 7 号 令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 4 号）について	160
発議第 5 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書	162
発議第 6 号 水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書	163
閉会	164
署名	167

第 1 号

9月5日(金)

令和7年9月宇土市議会定例会会議録 第1号

1. 会期日程

(会期 20 日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
9月5日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 議会改革特別委員長中間報告 質疑・討論
9月6日	土		休会	(市の休日)
9月7日	日		休会	(市の休日)
9月8日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
9月9日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
9月10日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
9月11日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
9月12日	金	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
9月13日	土		休会	(市の休日)
9月14日	日		休会	(市の休日)
9月15日	月		休会	(敬老の日)
9月16日	火	10:00	委員会	総務市民常任委員会
9月17日	水	10:00	委員会	経済建設常任委員会
9月18日	木		休会	議事整理
9月19日	金		休会	議事整理
9月20日	土		休会	(市の休日)
9月21日	日		休会	(市の休日)
9月22日	月		休会	議事整理
9月23日	火		休会	(秋分の日)
9月24日	水	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 決算審査特別委員会の設置及び付託 閉会

2. 議事日程

令和7年9月5日 (第1号) 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 65 号 令和 6 年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 66 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 67 号 令和 6 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 68 号 令和 6 年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 69 号 令和 6 年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 70 号 令和 6 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 71 号 専決処分の報告及び承認を求ることについて
専決第 12 号 令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 10 議案第 72 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 73 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 74 号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 75 号 宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 76 号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 77 号 宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 78 号 宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 79 号 令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 議案第 80 号 令和 7 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 81 号 令和 7 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 82 号 令和 7 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 83 号 令和 7 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第22 議案第84号 令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第23 議案第85号 宇土市監査委員の選任について
日程第24 議案第86号 宇土市教育委員会の委員の任命について
報告第10号 令和6年度宇土市財政の健全化判断比率について
報告第11号 令和6年度宇土市水道事業資金不足比率について
報告第12号 令和6年度宇土市下水道事業資金不足比率について
報告第13号 令和6年度宇土市一般会計継続費精算報告について
報告第14号 専決処分の報告について
専決第11号 損害賠償額の決定について
日程第25 議会改革特別委員長中間報告（質疑・討論）

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（16人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
9番 園田茂君	10番 宮原雄一君
12番 横崎政治君	13番 野口修一君
14番 中口俊宏君	15番 藤井慶峰君
16番 山村保夫君	18番 福田慧一君

5. 欠席議員（2人）

11番 柴田正樹君 17番 村田宣雄君

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 元松茂樹君	副市長 光井正吾君
教育長 前田一孝君	総務部長 山口裕一君
企画財政部長 野口泰正君	市民環境部長 加藤敬一郎君
健康福祉部長 江河一郎君	経済部長 山崎恵一君
建設部長 草野一人君	教育部長 池田和臣君

秘書政策課長 渡邊 聰君 総務課長 上木 淳司君
危機管理課長 内田 雅之君 企画課長 松下 修也君
まちづくり推進課長 木村 るみさん 財政課長 北谷 太示君

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長 田尻 清孝君 次長兼議事係長兼庶務係長 薦田 昌臣君
議事係参事 村田 有美さん 庶務係参事 中山 裕輝君

午前10時00分開会

-----○-----

○議長（野口修一君） ただいまから、令和7年9月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、17番、村田宣雄君、11番、柴田正樹君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 事務報告をいたします。

令和7年6月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、杉本寛君、16番、山村保夫君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（野口修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第65号 令和6年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第66号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第67号 令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 6 議案第 68 号 令和6年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 69 号 令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 70 号 令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 71 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 12 号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 10 議案第 72 号 令和6年度宇土市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 73 号 令和6年度宇土市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 74 号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 75 号 宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 76 号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 77 号 宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 78 号 宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 79 号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 18 議案第 80 号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 19 議案第 81 号 令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 20 議案第 82 号 令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 21 議案第 83 号 令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 22 議案第 84 号 令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 23 議案第 85 号 宇土市監査委員の選任について
- 日程第 24 議案第 86 号 宇土市教育委員会の委員の任命について
報告第 10 号 令和6年度宇土市財政の健全化判断比率について
報告第 11 号 令和6年度宇土市水道事業資金不足比率について
報告第 12 号 令和6年度宇土市下水道事業資金不足比率について
報告第 13 号 令和6年度宇土市一般会計継続費精算報告について

報告第14号 専決処分の報告について

専決第11号 損害賠償額の決定について

○議長（野口修一君）　日程第3、市長提出議案第65号から、日程第24、議案第86号までの22件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　皆様おはようございます。

本日ここに、令和7年9月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、8月10日深夜から11日の朝にかけて発生しました記録的大雨により、県内では4名の方が亡くなられ、本日時点で8千戸近い住宅が浸水被害を受けるなど、甚大な被害が発生しております。亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、宇土市内をはじめ、被災された全ての皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の大雨において、本市では、8月10日午後5時に、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難、同日午後11時に、状況の悪化が想定されたため、警戒レベル4避難指示を発令いたしました。また、避難所を3か所開設し、最大で25世帯35名の方々を受け入れるなど、市民の皆様の安全確保に努めてまいりました。

本市の被害状況につきましては、9月4日時点になりますが、床上浸水13戸、床下浸水69戸、道路被害49か所、河川水路被害34か所等となっております。また、県市町村災害時相互応援に関する協定等に基づきまして、被害の大きかった八代市、宇城市、上天草市、美里町に対し、昨日、9月4日までに延べ95人の職員を派遣し、応援活動に当たっております。

なお、これらの災害対応につきましては、緊急に災害復旧費等として8月12日付けで補正予算の専決処分を行っております。今後も、被災された方々への支援や復旧活動に全力で取り組むとともに、引き続き、市民の皆様の安全・安心を第一に考え、防災情報をいち早くお伝えできるよう、体制強化に努めてまいります。

次に、本市におけるスポーツ分野での活躍について御紹介をいたします。

まず、皆様も御存じのとおり、大相撲七月場所におきまして、本市出身の力士で新入幕の草野関が、千秋楽まで優勝争いに加わり、11勝4敗という成績で敢闘賞と技能賞のダブル受賞に輝きました。

また、先月開催されました全国中学校体育大会のハンドボール競技において、鶴城中学校の女子ハンドボール部が、2年ぶり7度目の全国制覇を成し遂げ、春夏連覇も達成いたしました。さらに、陸上競技女子200メートルでは、網田中学校2年生の山内愛琶さんが2年

連続の入賞となる8位入賞を果たしております。

また、野球において、先月台湾台南市で開催された第12回BFAU-15アジア選手権に、鶴城中学校3年生の中島辰徳選手が侍ジャパンU-15日本代表として出場し、チームの準優勝に貢献するとともに、個人としても外野手でベストナインに選ばれております。

さらに、文化の分野においても、全国高校総合文化祭において、不知火現象について研究する宇土高校化学部地学班が、自然科学部門で2位に当たる文化庁長官賞を受賞されました。

多くの若い世代のすばらしい活躍に感動するとともに、今後の更なる成長と活躍を期待しております。

次に、先月23、24日を開催されました、うと地蔵まつりについて御報告申し上げます。

今年は週末と重なったこともあり、2日間で宇土市内外から約10万人の方に御来場いただきました。これは昨年度より1万人多い来場者で、盛況のうちに終了することができました。また、24日のうとダンスパレードには、宇土市親善大使の植田明依さんと本橋馨さんにも参加いただき、会場に華を添えていただきました。

地蔵まつりをはじめ、宇土市内外から多くの方が集まるイベントは、本市の魅力を広く知っていただけた機会であり、活気やにぎわいをもたらしてくれます。今後も、効果的な情報発信や魅力づくりに取り組んでまいります。

次に、子育て支援の新たな取組を御報告いたします。

9月1日から、うとみらい保育園が開園をいたしました。この保育園は、生後6か月から2歳児までを対象とした定員19名の小規模保育園で、宇土幼稚園の2階の一部を活用した施設です。月曜日から土曜日まで開所し、多様な保護者のニーズに対応できる保育環境を整えております。

この保育園の開設により、0歳児から5歳児までが同じ園舎内で過ごせる環境となり、兄弟姉妹が一緒に通えるだけでなく、保育園と幼稚園の自然な交流を通じて子どもたちの社会性や思いやりを育むことが期待されます。

公立幼稚園と民間保育園が同じ園舎で共存するモデルは、全国的にも珍しい取組であります。今後も、子育て世代の皆様が安心して子育てできる環境整備に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今定例会では、決算審査について議決日が異なることから、議案書を二つに分けて提案をさせていただいております。

まず、議案その1は、決算関係が6件であります。

議案第65号から議案第70号までの6議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会

の認定に付するものであります。

続いて、議案その2は、予算関係が6件、専決処分の報告承認関係が1件、決算認定関係が2件、条例関係が5件、人事案件が2件の計16件及び報告4件であります。

まず、議案第71号は、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告を申し上げ、承認をお願いするものでございます。

議案第71号、専決第12号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。補正額は1億2,509万6千円を増額するもので、補正後の総額は234億6,034万3千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費では、被災地支援事業（令和7年8月豪雨災害）の計上を行っております。

災害復旧費では、令和7年8月豪雨災害対策経費（農林政策課：単独災害）の計上等を行っております。

議案第72号、令和6年度宇土市水道事業会計決算の認定について。議案第73号、令和6年度宇土市下水道事業会計決算の認定について。これらは、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度の宇土市水道事業会計及び下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第74号、宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第75号、宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、国の子育てと仕事に関する両立支援制度の拡充に伴い、本市職員の勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第76号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用することができる事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第77号、宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について。これは、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第78号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。これは、水道料

金を改定し、安定的な水道事業運営の維持を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第79号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。補正額は5億5,643万1千円を増額するもので、補正後の総額は240億1,677万4千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、職員給の減額を行っております。

総務費では、熊本県物価高騰対応生活者支援事業（LPGガス使用世帯支援）（R7国予備費分）の計上等を行っております。

民生費では、性被害防止対策に係る設備等支援事業（保育所分）の計上等を行っております。

衛生費では、地域医療体制構築事業の計上等を行っております。

農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業の増額等を行っております。

商工費では、職員給の減額等を行っております。

土木費では、道路維持一般経費の増額等を行っております。

消防費では、防火水槽整備事業の増額等を行っております。

教育費では、屋内運動場空調設備整備事業（小学校）の増額等を行っております。

災害復旧費では、令和7年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分・道路）の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費については、公用車集中管理事業経費ほか11件の追加を行っております。

債務負担行為については、庁舎警備等に要する経費ほか2件の追加を行っております。

地方債の補正については、緊急浚渫推進事業ほか5件の限度額の変更を行っております。

議案第80号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は905万3千円を減額するもので、補正後の総額は44億6,580万8千円です。これは、人事異動に伴う人件費の組替え及び国民健康保険事業費納付金の減額を行っております。

議案第81号、令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は4,396万9千円を増額するもので、補正後の総額は40億7,780万1千円です。これは、人事異動に伴う人件費の組替え及び介護給付費等に係る国県支出金過年度返還金の増額を行っております。

議案第82号、令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は387万円を増額するもので、補正後の総額は6億6,101万5千円です。これ

は、人事異動に伴う人件費の組替えを行っております。

議案第83号、令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は33万9千円を増額するもので、補正後の総額は7億2,564万8千円です。これは、印刷製本費等の増額を行っております。

議案第84号、令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は881万7千円を増額するもので、補正後の総額は10億6,159万5千円です。これは、人事異動に伴う人件費の組替え及び終末処理場修繕費等の増額を行っております。

議案第85号、宇土市監査委員の選任について。これは、監査委員の向井康彦さんが令和7年6月30日で退職されたので、後任の監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、新たに山下隆雄さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

議案第86号、宇土市教育委員会の委員の任命について。宇土市教育委員会の委員の岳元さよ子さんの任期が令和7年9月30日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、継続して岳元さよ子さんを任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第10号、令和6年度宇土市財政の健全化判断比率について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度財政の健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第11号及び報告第12号の2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1項の規定により、公営企業等の令和6年度の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものであります。

報告第13号、令和6年度宇土市一般会計継続費精算報告について。これは、令和6年度宇土市一般会計において継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第14号、専決第11号、損害賠償額の決定について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

以上が、提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

—————○—————

日程第25 議会改革特別委員長中間報告

○議長（野口修一君） 日程第25、議会改革特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。特別委員長の中間報告を求めます。

議会改革特別委員長、藤井慶峰君

○議会改革特別委員長（藤井慶峰君） おはようございます。

ただいまから、議会改革特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

本委員会は、これまで6回の委員会を開催し、協議を行っております。

第4回までの協議内容については、6月定例会で中間報告を行っておりますので、今回は、それ以降の経過について御報告いたします。

第5回委員会では、選挙運動費用に対する公費負担及び費用弁償についてをテーマとし、協議を行いました。

まず、選挙運動費用に対する公費負担の導入については、6月定例会で報告しましたとおり、市長及び選挙管理委員会に要望するとの結論に至っておりますが、公費負担となった場合の申請手続の流れや、その対象となる費用等について、選挙管理委員会事務局から説明を受け、引き続き要望内容について協議を行いました。

協議の中で、「具体的な内容は提示せずに、他市町村を参考に執行部や選挙管理委員会で検討してもらったほうがよい。」との意見や、「丸投げするのではなく、こちらの希望を示したほうがよい。」等の意見が出されました。協議の結果、選挙運動費用に対する公費負担については、要望するに当たり、具体的な要望内容を提示しないと結論づけております。

また、費用弁償については、協議の中で、「平成28年に廃止したものを、また復活させるというのは許されないのでないか。」との意見や、「実費相当の費用弁償に関しては検討の余地がある。」等の意見が出され、協議の結果、費用弁償の支給についての要望は行わないとの結論に至っております。

次に、第6回委員会では、女性議員が増えるための取組について協議を行いました。

協議の中で、「議会主導で女性議会を開催する等、候補者となるような人たちを育てていく取組が必要ではないか。」や、「一人一人の意識を変える必要がある。」との意見や、「男女平等の観点から、女性のみを優遇するような仕組みをつくる必要はない。」等の意見が出されました。次回以降も、引き続き協議を行うことになりました。

また、本委員会で新たに協議するテーマとして、議会運営委員会から二つの提案がなされ

ました。一つは、各常任委員会の委員長の負担が他の議員と比べて大きいことから、委員長の報酬の引上げ等の検討を行うこと。もう一つは、現在の予算審議の行い方は、所属の常任委員会管轄の予算しか審議できない状況であるため、予算全体を審議できるように、予算委員会の設置についての検討を行うこと。この二つについて、本委員会に提案がありました。協議の結果、本委員会においての追加協議事項として、委員長報酬及び予算委員会の設置についてを次回以降加えることとなりましたので御報告いたします。

なお、今回、執行部への要求の必要があるものとして、優先的に協議を行った議員報酬及び選挙運動費用に対する公費負担の二つのテーマは、まず、議員報酬については、現状維持が妥当と結論づけました。もう一つの選挙運動費用に対する公費負担は、既に述べましたように、市長及び選挙管理委員会に対して、具体的な内容は入れずに、導入について要望を行うこととして結論づけました。この二つの協議の経過及び結果を中間報告書としてまとめ、議長に報告する予定としております。

議会改革特別委員会としましては、今後も引き続き、宇土市議会基本条例の基本理念に基づき、議会機能のより一層の充実強化を図るため審議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 議会改革特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、議会改革特別委員長の中間報告を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

8日月曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の本会議は、9日火曜日に開き、質疑及び一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午前10時26分散会

第 2 号

9月9日 (火)

令和7年9月宇土市議会定例会会議録 第2号

9月9日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 横崎政治議員

- 1 福祉・要介護認定について
- 2 地域人材確保とボランティア制度について
- 3 大雨災害対応について

2. 宮原雄一議員

- 1 緑川地区高齢者対策について
- 2 本市の排水機場について

3. 西田和徳議員

- 1 住吉海岸公園周辺の活性化について

4. 今中真之助議員

- 1 発達障害の診断と保育について
- 2 自治体DXについて
- 3 宇土高校の存続について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐 美 三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真 之 助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 横 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	光 井 正 吾 君
教育長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	野 口 泰 正 君	市民環境部長	加 藤 敬一郎 君
健康福祉部長	江 河 一 郎 君	経 済 部 長	山 崎 恵 一 君
建設部長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	池 田 和 臣 君
秘書政策課長	渡 邊 聰 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	松 下 修 也 君
まちづくり推進課長	木 村 る み さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
市民保険課長	柘 植 さ や 子 さん	税 務 課 長	本 堀 武 史 君
福 祉 課 長	東 頤 君	高齢者支援課長	久 多 見 さ と み さん
子育て支援課長	湯 野 淳 也 君	健康づくり課長	濱 口 由 季 さん
水産振興室長	宇 都 宮 一 徳 君	商工観光課長	三 浦 仁 美 さん
土木課長	下 田 竜 一 君	中央公民館長	赤 澤 憲 治 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	田 尻 清 孝 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	薦 田 昌 臣 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

12番、樺崎政治君

○12番（樺崎政治君） 皆さん、おはようございます。樺崎でございます。本日は一般質問の機会を与えていただき感謝申し上げます。今回は3項目いたします。それでは質問席に移りまして、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 樺崎政治君

○12番（樺崎政治君） それでは、まず初めに、この度大雨災害で熊本県内で貴い命が奪われております。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表します。発災直後から本市職員をはじめ、消防、警察、医療、福祉、ボランティアの皆様が夜を徹して対応されております。深く敬意を表し、私たち議会は市民の安全と生活再建を全力で尽くすことをここに誓います。よろしくお願ひします。

それでは、最初の介護認定の判定について伺います。実はですね、私の知り合いに体の状態がほとんど変わっていないのに、要介護認定の区分が何度も変わった方がいらっしゃいます。もともと要介護1と判定されていましたが、有効期間の更新時に要支援2と区分が下がり、すぐに区分変更の申立ての結果、要介護2に引き上げられました。ところが、その1年後の更新でまた再び要支援2と判定され、その再度の区分変更申立てでまた要介護2に戻った経緯があるわけです。こうした判定結果の揺らぎには、どのような経緯があるのでしょうか。一次判定ソフトの結果と審査会で最終判断にずれが生じていないのかと感じております。市としてこの状況をどのように認識しておられるのか、御意見を伺います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

介護保険法による介護サービスを受けるためには、保険者である市町村から、要介護認定を受ける必要があります。要介護認定には、要支援1・2、要介護1から5の7段階と認定有効期間が定められ、要介護度によって受けられるサービスの限度額や種類が異なっています。

要介護認定は、調査員が身体能力、認知能力、介助方法など、全国統一の74項目について

て調査を行い、その内容をもとにコンピュータの一次判定ソフトが要介護度を判定します。その後、医療、福祉、保健分野の審査員で構成する介護認定審査会で、認定調査の特記事項や主治医意見書の記載内容を審査、協議し、二次判定として、最終的な要介護度を決定します。

御質問の件に関しましては、認定調査の際に、介護者が本人のいるところで、調査員に対して日頃の認知症による言動などを言いづらく、正確な状況を回答することができなかつたことや、介護者が本人の状態は前回調査とほとんど変わっていないと判断されていたため、現在の介護の状況について特に発言されなかつた等の理由により、調査員が適切な状態の把握ができなかつたものと認識しています。

市としましても適切な認定のため、認定申請の際の添付資料として、訪問調査確認票を活用しており、本人の前では伝えづらいことがある、別室等で聞き取りをしてほしいなど、配慮を必要とする項目の確認を行い、必要に応じて、本人、介護者から個別に聞き取る時間を設けるなど、本人や介護者が適切な回答ができるよう対応を行っております。また、認定更新の調査であっても、調査の意義や目的を丁寧に説明した上で聞き取りを行うよう徹底し、さらに調査員の定期的な研修や勉強会において事例検討を行うなど、調査員の資質向上に努めてまいります。

制度運用上の課題としましては、先ほど申し上げました一次判定ソフトの結果が、在宅生活者が施設入居者と比較して公平に扱われていないのではないかとの指摘があることから、厚生労働省では、今年度中に一次判定ソフトや要介護度判定の見直しが必要かどうか検討するとしております。本市においても、認定調査では前回と比較して状態が悪くなっておられるのに、今回の調査の一次判定では要介護度が軽く出るというようなことがまれにあります。そのようなときは、認定審査会による二次判定で十分審議されるよう、調査員が記載する調査票の特記事項欄に、本人の状況や介護の手間を詳細に記述するよう指導しております。

最後に、要介護認定等の資料である介護認定調査票及び主治医意見書の提供申出は、年間約1,900件あり、認定件数と同程度の数となっております。これは、大部分の申請の目的が、被保険者と契約した介護保険事業者等がケアプラン作成のための資料とするためです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。ただいまの答弁で一次判定と審査会、そして特記事項や主治医の意見書を踏まえた運用、さらに研修強化に取り組まれていると、とても評価いたします。その上で申し上げます。市民の立場から見ると、結果が上下した理由が見えにくいことへの不安が大きいわけです。私事で恐縮ですが、実は私、100才の母がおりまして、要介護3でございます。主治医の意見書と認定調査票を自ら取り寄せて74項目

確認しました。幾つかの疑問が残りました。もちろん一、二項目で介護度が急変することではないということは承知しております。現場の感覚と結果のギャップが生じると、どうしても納得しづらくなります。目指すのは認定の厳正さとともに、納得度の高い説明でございます。例えば、結果通知の際に判断の要点メモを添える。また、別室第三者聴取の内容を特記事項に必ず記す。そごが出た場合は、再確認のフォローを分かりやすく示す。こうした小さな工夫の積み重ねが、市民への安心につながるわけでございます。職員の皆様の御尽力に敬意を表しつつ、根拠が伝わる運用へ更なる前進をお願いしたいと思います。

それでは、答弁の中で介護度によって受けられるサービスの限度額や種類が異なるというような説明があったわけですけど、車いすや介護ベッドなど、福祉用具の貸与サービスについては、介護度が軽い場合には原則対象外となっているわけでございます。本人の現状によつては、例外的に給付が認められている場合もありますが、本市における例外制度の市民へのケアマネジャーへの周知状況はどうなのか。また例外制度で借りられる件数、事例はどのような状況なのか。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

介護保険の福祉用具貸与につきましては、車いすや介護ベッドなど、日常生活の自立を助ける福祉用具をレンタルするサービスで、要介護度の軽い要支援及び要介護1の方は原則利用できないサービスとなっています。ただし、状態が急速に悪化したり変動しやすい場合など、特定の条件に該当する場合は、医師の意見に基づき、例外的に利用が可能となる例外給付の制度があります。

市民への周知に関してですが、福祉用具貸与につきましては、介護保険で利用できるサービスの例として、パンフレットにより周知を行っていますが、福祉用具貸与の例外給付につきましては、特定の条件下における特例的な制度であり、本人や家族の希望だけで利用できるものではないため、市民への周知は行っておりません。

例外給付による福祉用具貸与のサービスを利用するためには、担当の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが、サービス計画の中に必要なサービスとして位置づける必要があり、一連の手続もケアマネジャーが行います。そのため、例外給付が必要な方に適切にサービスが提供できるよう、ケアマネジャーに対して指導を行ってまいります。

なお、例外給付による貸与の状況につきましては、令和6年度に市が確認した件数が、介護ベッド17件、車いす8件など、32件です。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。答弁では、要介護1でも必要と認められれ

ば、特例で車いすや介護ベッドの貸与ができるということ。そして令和6年度、計32件の実績があったこと。一方で、特例の周知は市民向けには行っていないというお話でした。ここにどうでしょう、情報の壁があると私自身は感じております。特例であっても必要な方に届けなければ制度は生きません。私は、市のホームページにワンページの申請ガイドを追加するなど、窓口やコールでノーロングドア、どこに相談してもケアマネへ確実に橋渡しできる動線を整えること。件数、処理日数、不承認理由の傾向などを見える化することを提案いたします。市民の困りごとに最短の距離で届く制度の運用に是非一歩踏み出していただきたいと思うわけでございます。

それでは次、認定調査時の立会い体制について伺います。要介護認定の訪問調査では、基本的に御本人への聞き取りが行われ、ただ、御本人の認知症などで質問にうまく答えられない場合は、実際に介護をしている御家族やケアマネジャーなどが同席をし、日頃の様子を調査員に伝えることが重要でないでしょうか。今回のケースは、御主人だけが調査に同席されていました。それでは日頃の実態が十分に伝わらないのではないかと懸念しております。今後、第三者の立会いや事後の聞き取りを原則とするような体制づくりを市はどのようにお考えなのか。また、介護度認定における74項目の訪問調査について、一人当たり平均どれくらい時間がかかっているのか、併せて健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

本市では、要介護認定調査員を会計年度任用職員として任用しており、全ての調査員が看護師や社会福祉士等の国家資格を持ち、専門的知識を踏まえて認定調査を行っております。

認定調査は、調査員が御本人の自宅や入院、入所中の施設を訪ね、御本人と直接お会いして、定められた74項目について聞き取りを行い、寝返りや起き上がりなど規定の動作の実技を行ってもらうほか、日頃の状況を把握している方からもお話を聞き、調査票に記載しております。そのため、在宅の方の場合は、同居の家族や、お一人暮らしの方でも行き来のある親族の調査への同席をお願いしております。特に、認知症や高度の難聴などがあり、本人1人での対応が難しい場合には、必ず家族など日頃の状況が分かる方の同席ができるよう、調査日程を調整するなどの配慮をしています。やむを得ず、同席者がいなかった場合には、必要に応じて認定調査の後に、家族やケアマネジャー、御本人が利用しているデイケアのスタッフや訪問介護のヘルパーなどに電話をかけ、御本人からの聞き取りと矛盾がないか、また介護サービス利用中の状況を詳しく聞き、本人の状態を反映した調査になるよう努めております。

次に、要介護度認定における74項目の訪問調査について、一人当たり平均してどれくらいの時間がかかっているのかについてですが、訪問調査には、御本人との面談や実技、御家

族や病院や施設のスタッフからの聞き取りを含め、平均すると1件当たり30分から40分かかっています。

また別に、訪問調査後、利用されている介護事業所のスタッフに日頃の状況を聞き取り、特記事項に記載するよう努めておりますので、その時間も要しているところでございます。
以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。この認定調査は74項目もあるんですよね。調査時間は30分、40分程度しかないということで、1項目1分ではもう到底足らないというような方向で、重要な点までは十分に聞き取らないおそれがあるわけです。初めて調査を受ける方など、判断にずれが生じやすいのではないでしょうか。例えば、認知症によるひどい物忘れや介護への抵抗といった事実が記録に反映されていない。またこれらは、本人の前では言いづらいことや、介護者が緊張や戸惑いから十分に説明できないためではないかと感じております。主治医の意見書でも情報欄のチェック漏れが起きることも確認しております。部長の答弁では、本人と家族の同席依頼、不在時は後日に電話聴取、言いづらい内容には訪問調査や確認票、別室での聞き取りで補完しているということで、一定の安心は得られました。その上で申し上げます。執行部とのすり合わせをもう何回とも今回やらせていただきました。課長とも、市民は緊張や戸惑いで確実に言えない部分があるということで認識が一致しました。だからこそ、前もって74項目の中身や、どう説明すればよいのかをお知らせする仕組みをつくるべきだと私は思うわけでございます。この点もですね、意見が一致しております。具体的には、例えば事前配布又はダウンロードできる質問の一覧、プラス用語のかみ砕き解説、プラス家族のメモ様式の整備。また当日の別室、第三者、例えば家族、ケアマネ、事業所等の聴取の原則化。そして調査後、追加聴取の連絡先の明示。この準備、同席、補足の三位一体で、実態の取りこぼしは確実に減らすことができます。今後は、現場の声をしっかりと酌み取っていただいて、御本人と介護者が安心して直接ですね、率直に情報を伝えられる環境づくりをお願いします。調査員の皆様が丁寧に寄り添い、より良い認定調査が正確で公平にできるよう温かい配慮を持って改善を重ねていただくことを期待しております。

それでは、次の質問に入ります。不服申立ての件数と把握についてでございます。直接の年度別で、受理件数や審議結果の内容、認定維持とか変更とか取下げ等、平均所要時間をお示しください。また、正式な不服申立てが至らずとも、直接、更新直後に区分変更申請が多い場合は、初回判定への納得度に課題がある可能性があります。更新後の一定期間の区分変更率や、そのうち初回判定や不満理由と考えられる件数の把握、分析を年度ごとに公表してはどうか。また、原因分析の方法と再発防止に向けた改善のプロセスについても方針をお示

しください。健康福祉部長お尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

要介護認定に関する不服申立ては、令和4年度からの過去3年間のうち1件ありました。

内容としましては、認定された要介護度が軽すぎるという不服でしたが、申立て後の事務的な処理を行っている間に、本人の容体が悪化したことにより、区分変更申請をされたため取下げとなっております。なお、不服申立ては熊本県に対して行われますが、審理に要する期間は半年ほどかかっていると伺っています。

次に、区分変更申請は、要介護の認定期間中に心身の状態に変化があり、認定されている要介護度の変更を希望するもので、容体が悪くなったとして申請されるものが大半を占めています。要介護度の変更により、利用できる介護サービスの限度額が変わり、各種のサービスの利用回数を増やす、要介護度によって施設入所が可能となるなどの影響があります。

本市では、区分変更として令和5年度に234件、令和6年度に257件、今年4月から7月の4か月間に91件の申請を受け付けています。区分変更申請は、先ほど述べましたように、本来は状態に変化があった場合に行うものですが、要介護認定に不服があるケースも含まれていると考えております。今年度7月までに区分変更申請を行った方を分析してみますと、91件のうち、状態の変化によるものではなく、不服による申請と考えられるものが2件ありました。2件の方の区分変更申請に伴う要介護認定の結果については、一人の方は更新前の要介護2から、更新後は要支援2に下がり、その後区分変更により、更新前と同じ要介護2に上がられています。もうお一人は更新前の要介護2から、更新後要支援1に下がり、その後の区分変更により要介護1に上がられています。

介護認定調査は、項目によって調査当日、調査前1週間、調査前2週間、調査前1か月の状態を記録することになっております。状態の変化が生じやすい方など、調査のときにたまたま調子が良かった、悪かったという場合もありますので、普段の状況と違うということもあります。

そのようなことから、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、認定調査を適正に行うことと合わせて、一次判定ソフトの結果を過信せず、通常の状態と違う状況は特記事項欄に詳細に記載する、調査結果を調査員間でダブルチェックを行う、市の担当者が内容に過不足がないか確認するなど、取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。宇土市では、ここ3年間で正式不服申立ては1件しかなく、結果的に取下げとなりました。一方で、毎年200件以上の区分変更申請

があり、中には認定結果に納得できずに区分変更へ移行したケースもあると考えております。制度上、不服申立てでは最大半年以上を要しますが、区分変更であれば比較的早く結果が出るため、多くの利用者がそちらを選択しているだろうと私自身理解しております。しかしながらも、その区分変更の申請の中で、どれだけのケースが認定結果への不満に基づくものなのか、市として十分把握できていない現状が課題ではないでしょうか。私も区分変更を選ぶことは、現実的な対応策であると承知しております。しかし、納得感を欠いたまま処理されている事例が埋もれてしまう危険性があると懸念いたします。そこで、認定結果への不満に基づく区分変更申請と、容体の変化による通常の区分変更申請を分類していただき、その傾向を見る化して、今後の改善に活かしていただきたいと思うわけです。市民が心から納得できる認定制度にするために、どうか声なき声も受けていただきたい。そのように思うわけでございます。よろしく検討のほどお願ひいたします。

それでは、次の質問です。認定の実態と乖離を防ぐ改善策について伺います。調査結果と日常の実態が乖離しないようにするための改善策について伺います。第一に、特記事項の必須記載テンプレート導入ですが、本人前と別室調査の差、このできる、できない頻度の介助の手間の根拠など、抜け漏れを防ぐ観点を市の標準様式にしてはどうか。また、調査員研修をさらに充実にする四半期ごとのピアレビューの実施です。主治医意見書と照合手順を明確にしていただき、そこが出た場合、再認識のフォローの標準化でございます。これらの導入時期や評価指標を含め、具体的に実行計画を示してください。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

介護認定調査票は、先ほど答弁しましたとおり、全国統一の74項目の基本調査と特記事項に分かれています。基本調査は、身体機能・起居動作、生活機能、認知機能、精神・行動障害、社会生活への適応、過去14日以内に受けた特別な医療の各項目にさらに調査すべき項目が設定されています。例えば、寝返りの項目は、「つかまらないでできる」、「何かにつかまればできる」、「できない」のうち、御本人の能力で判断することになっています。また、食事摂取の項目は、「介助されていない」、「見守り等」、「一部介助」、「全介助」のうちから、本人の能力ではなく、実際にどのような介助が行われているかで選択し、判断することになっています。このように74項目全てに判断基準がきめ細かく定められているため、規定どおりに選択すれば、御本人の実態を網羅し、一次判定することが可能となっています。また特記事項には、この基本調査で調査員が判断に迷った点や判断した根拠を記載することで、認定審査会の審査で協議されることになります。

そのため、本人の状態を正確に調査票に反映させることができるように、厚生労働省が行う

e ラーニング研修の受講やミーティングでの情報や認識の共有を行い、調査員の資質向上に努めています。特に今年度取組を強化している点は、調査項目にうまく当てはまらない場合や選択に迷う場合、介護の状況等について補足が必要な場合などには、特記事項への記録を徹底し、実態との乖離が生じないように取り組んでいます。

また、主治医意見書につきましては、介護保険の主治医意見書を書いてもらうために受診する際には、家族など本人の状況を説明できる方が同伴するよう勧めています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。それでは、実は私の母の意見書と調査票を取り寄せましたので、ちょっと目を通していただければいいと思います。個人情報に配慮しつつ、制度改善のために共有させていただきます。こちらが、最初が主治医の意見書でございます。次のページを開けてもらっていいですか。赤で書いたラインがあります。ここは現在あるか、また今後発生度の高い状態のところにチェックを入れる部分なんですが、実はですね、恥ずかしながら私、ここで尿失禁のチェック漏れを起こしております、チェックがあるのにチェックしていませんでした。私の伝達不足の一因かもしれません、一方で、今度は認定調査票を開けていただいてよろしいですか。右の欄ですね、赤で書いてあるところが、私が再度調査したところなんですが、昼夜の逆転がない、終始行動がなし、ひどい物忘れなし、独語・独り笑いなしと記録されていますが、実際は時々あるというのが複数ありました。こういう食い違いは介護度を直ちに大きく変える場合もありませんが、ケアプランの見守り体制や夜間の安全、福祉用具、住環境整備などに直結するため、看過できません。小さなそごの積み重ねが生活の安全性やQOLを左右するわけですね。その中で一つですね、いろんなものを集めたり、無断で持ってくる収集癖があるという判断のポイントがあるんですけど、私は「ない」ということになっておりましたが、よく調べるとティッシュをよくポケットに入れて持ち帰る。これ、結構多いんですよね、高齢者になっていくと、たくさんポケットに入れたり、バッグに詰め込むと、これがどっちに判断するのかも非常に難しいんですね。共有するボックスを無断で自室に持ち帰る行為とか、ポケットに入れて持って帰る、これが注意しても二、三回あるということであれば「ある」に該当する。この判断をですね、担当の方がどう判断するかということも非常にそれだけで変わってくるわけですね。それで、改善に向けて3点提案したいと思います。特記事項の必須記載のテンプレート導入の頻度ですね、これは難しいかもしれませんけど、「ない」、「ときどき」、「常に」ということですけど、「しばしば」も入れたらどうなのかなと、四つに分けるとかですね。判断根拠が、観察場面とか介助証言、本人の前、別室の聴取の差、失禁、BPSD、収集行動や独語等のチェック欄を標準化していただく。また、そういうことで記載漏れが防止できるのではない

かと思う。調査員研修の充実を四半期ごとにピアレビュー、迷いやすい事例の模擬判定演習、不一致事例の共有、これも大事なことだと思います。必要に応じて、外部の有職者の参加で判定の再現性を高めるわけです。第3に周囲の意見書との照合、これはそご時の再確認のフォローの標準化、家族同席追加聴取、医療機関への紹介の優先順位と期限を明文化いたします。突合の後、再確認、修正、反映まで一連の流れを運用するわけです。併せて実施計画を提示いたします。導入時期、年度内施行する、翌年度本格運用。担当が高齢者支援課内の品質管理責任者を明確化、そしてKPIとして記載の欠落率、主治医の意見書とそご件数、再調査収集率、家族同席率、修正、反映までの平均日数などを設定して、PDCAを回していただきたい。進捗は年次で公表していただきて、透明化を確保することを提案いたします。是非ですね、こういう部分検討してみてください。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に市長にお願いしたいと思います。同一の方で、要支援2と要介護2を行き来した事例があるわけですが、要介護認定は市民の生活実態と乖離をせず、判定に搖らぎのない運用が不可欠と考えます。市長としてこの点にどう向き合うのか、どのように改善を進めていくのか、御意見を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

今、最後に御提案を幾つかいただきました。調査票のこれに関して、私もずっとこれを見ていて、うちのおばあちゃん、どれに当てはまるかなと思ったときに、大体「ない」なのですが、「ときどき」もほんのたまにあるんですね。この「ある」と「ときどきある」、「ときどきある」も、1か月に1回なのか3日に1回なので違うと思うので、これはもうちょっと分けられたらいいなと思いながら見ていたら、今提案があったので大事なことだと思います。このあたりは、また見直しがあるのかもしれません、やはり現状をしっかりと捉えるためには、そういったところの工夫が必要だと感じたところでございました。

改めて御質問にお答えをいたします。

介護保険制度に関しては、平成12年（2000年）に始まり、25年が経過しております。この間、本市においても高齢化とともに被保険者数、要介護認定者数が激増しまして、現在は約2千人の方が介護認定を受けておられます。今年度の介護保険特別会計は総額約40億円になっております。この介護保険制度が始まった頃は、たしか国保の半分もなかったと思うんですね。今は国保と変わらないぐらいの金額まで膨れ上がっているということです。

本市においてはといいますか、もう全国的にでしょうけれども、今後さらに高齢者人口が増加をし、特に介護認定率が上昇する85歳以上人口の増加が介護保険財政に大きな影響を及ぼすと考えております。この制度は、国、都道府県、市町村の負担金のほか、40歳以上

の医療保険加入者の保険料、65歳以上の方の介護保険料を財源としており、給付費の増大は市民の皆様の保険料に反映することになり、この制度を安定して持続していくためには、保険者である市による適正な運営が求められます。

制度の根幹となる要介護認定は、自立支援を目的として適切な介護サービスが受けられるよう厳正に行う必要があります。介護認定を受けると、介護サービスの利用料は、多くの方が1割の自己負担で9割は保険給付となります。介護保険は公的な社会保険制度の一つであり、税や保険料で賄われているため、適正に利用されるよう運営していくことは保険者としての市の責任でもあります。要介護度によって受けられるサービスの量が変わるため、心身の状況が改善したとしても介護度の変化は生活に大きく影響することになり、受け入れ難い方もおられると思います。樺崎議員が先ほど御紹介されたような方につきましては、議員もおっしゃいましたけれども、要介護度の揺らぎがないよう認定調査の段階で慎重に対処するよう、引き続き指導を徹底してまいります。

以上です。

○議長（野口修一君） 樺崎政治君

○12番（樺崎政治君） 市長ありがとうございます。市民の皆さんからも認定結果に納得がいかないとの声がある中、今回、市長から制度の周知や調査員の研修、相談体制などの充実に積極的に取り組んでいくと答弁をいただきました。まずはお礼申し上げます。制度の信頼性を高めた取組は、市民の安心につながる重要な基盤でございます。市長をはじめ、行政が先頭に立って、より納得感の高い運用に努めていただきたいと思うわけです。介護認定の運営改善は市長自ら旗を振って関係機関をまとめていただいて、責任を持って取り組んでいただくことが何よりも重要でございます。さらに、取組の成果を明確にするために、KPIなど指標やデータを活用し、進捗を可視化していただきたいと考えております。市民の声に真摯に耳を傾け、期待に応えられるよう今後も御尽力お願い申し上げます。私の所感といたします。

それでは、次の質問に入ります。現在活動している地域おこし協力隊の人数と活動内容、また退任後、市内に定住している数と就業状況、さらに任期終了後の定住、就業を支援する市の取組についてお尋ねいたします。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

市では、平成28年度からこれまでに地域おこし協力隊員を合計16名採用し、うち8名が現在活動しております。

現在の配属先は、まちづくり推進課定住移住推進係に3名、広報プロモーション係に2名、商工観光課に1名、高齢者支援課に1名、農林水産課に1名で、それぞれ移住・定住促進、

空き家活用、広報・観光振興、高齢者支援、農林水産業振興など多岐にわたる業務に従事されております。

さらに、今年10月には、子育て支援課で1名、12月には企画課で1名を採用する予定しております。

一方、これまでに活動を終了した隊員は8名で、そのうち1名の現住所は把握できておりませんが、引き続き市内に在住している隊員は4名となっており、その定住率は5割です。就業の内訳としましては、宿泊業を起業した隊員が1名、学習塾を起業した隊員が1名、熊本市で林業に従事している隊員が1名、けがにより療養中の隊員が1名となっております。

また、市外へ転出した隊員は3名で、うち1名は結婚を理由に退任後数箇月で熊本市に転出、1名は熊本市の教育関係の職に就くため、退任して1年後に熊本市に転出、もう1名はＩＣＴ関係を起業し、退任して3年後に県外へ転出されております。

なお、地域おこし協力隊の退任後の就業支援及び市内定住の促進を目的として、任期2年目から任期終了後1年以内に市内で起業又は事業承継を行う場合は、設備や備品の購入、マーケティングなどに必要な経費に対して、100万円を上限に補助金を交付しており、これまでに3名の隊員がこの補助金を受給しています。

今後も、地域おこし協力隊の活動を通じて、隊員一人一人が地域の課題解決や魅力発信などに積極的に取り組めるよう、配属先である各部署間の連携に努めるとともに、活動終了後の地域おこし協力隊の定住に向けた起業や就業のアドバイス、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。宇土市の地域おこし協力隊の現状と支援策について答弁がありました。答弁によりますと、合計16名を受け入れ、現在は8名が活動中、任期終了後は、8名のうち4名が市内定住に、定住率は50%となっております。協力隊員は様々な分野で活動し、地域に活力をもたらしております。市は起業希望者に最大100万円の補助金を用意し、3件の起業の実現をしております。任期終了後の定住、就業に向け、関係機関との連携した伴走支援も行われているということでございます。私は任期後の定住、就業の出口設計は極めて重要だと考えております。任期中から将来不安なく定住できるよう、地域企業、団体との早期マッチングの機会創出、住居確保、地域交流支援など、生活面で後押しを強化する工夫が必要ではないでしょうか。地域おこし協力隊は宇土市にとつて貴重な制度でございます。定住率50%に甘んじることなく、行政と地域が一体となって支援体制を充実させたいと考えております。協力隊員が任期後、宇土市に根づき活躍をし続けることを議員として、一市民として心から期待をしております。その中で、福祉・介護に

おける協力隊員の可能性について伺います。現在、福祉・介護分野で在籍している地域おこし隊の活動状況はどうなのか。また、人材不足が深刻となっている介護現場において協力隊を活用するなど、介護・福祉分野における協力隊員の可能性について伺いたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

本市における福祉・介護分野での地域おこし協力隊の活用につきましては、今年6月から、高齢者支援課に1名配置し、主に、高齢者eスポーツの地域普及活動に取り組んでもらっています。地域の公民館などで活動されているお元気クラブ、ふれあいクラブへ出向いて、高齢者の方に認知機能の改善や介護予防効果が期待されるeスポーツを体験してもらう支援活動を行っています。また、今年の10月からは子育て支援課に1名配置し、子育て情報の発信や保育士等の人材バンク登録制度の運営等の業務を担っていただく予定です。

次に、福祉・介護分野における協力隊活用の可能性についてでございますが、全国での活用例を見てみると、介護福祉士などの資格を持つ協力隊が、介護施設や訪問介護など介護の現場で働き、人材不足の解消に貢献するとともに、介護現場の地域課題及びその解消のための取組をしている事例がございます。

また、地域おこし協力隊は、地域の実情やニーズに応じて、多様な視点からの活用が可能とされているため、介護事業所のデジタル化に対する支援活動や地域住民への認知症の啓発活動、高齢者の見守り活動や交流イベントの企画・運営など、専門知識を有する協力隊を活用して、福祉サービスの充実や地域の活性化を図る取組などが考えられます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。市は既に高齢者へのeスポーツ体験支援や子育て情報発信など、福祉・介護分野で地域おこし協力隊利用に着手をしているわけです。これは新たな視点に置く高齢者の介護予防や子育て支援策として評価できる取組です。しかし、深刻な人材不足が続く介護現場の協力隊活用については、今後さらに検討すべき課題と言えます。全国には介護福祉士資格を持つ隊員が施設、訪問介護に従事し、現場で人手不足の解消に寄与する事例もあるわけです。本市でも、地域のニーズに応じた協力隊を拡大して、可能性を模索していただきたいと思うわけでございます。私もですね、介護福祉士となって15年、今も月に5回ぐらいは夜勤で、今はケアホームに14名入居している方の夜勤の担当で、1人でお世話しているわけです。大変なのは大変ですけど、昼間がもっと大変なんですね。やることたくさんあって休む暇もない。人材不足で人手が足らない。そういう中でですね、お茶汲みとか、食事の配膳とか、洋服とかの洗濯ものをたたんでいただくだけでも

全然違うんですよ。自分がやりたいことやしなくちゃいけないことができるから、本当にこういうところは考えていただきたいと思うんですね。ですから、ボランティア制度を導入した市民がこうした業務を担えば、専門職の方々は高度な専門性を求められる業務に一層集中できるわけですね。結果として、介護サービスの質の向上にもつながると期待しております。また、ボランティアに参加する市民にとっても、自分の得意分野を生かして社会に貢献することで、自己成長の実感が得られる有意義な機会となり、いわば市民と専門職お二方にメリットのある双赢の仕組みづくりだと私は思っております。こうした状況を踏まえ、本市独自の制度設計によって、市民参加と専門職の負担軽減を両立させることはできないのか質問いたします。先進地の事例も参考にしながら、宇土市の実情に即したボランティア制度設計を導入していく考えはあるのでしょうか。また、その制度をいつ頃、どのような工程で導入する計画なのか、見通しがあればお示ししていただきたいと思います。市民が安心して参加できる現場の負担を減らせるような仕組みづくりを是非検討していただきたいのですが、市の所見を伺いたいと思います。健康福祉部長お願ひいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、高齢化の進展、生産人口の減少に伴い、介護サービスに従事する人材は不足しており、介護現場における専門職の業務負担は今後ますます増加することが推察されます。そのような中、業務の内容によっては、専門的な知識や資格をさほど必要としない業務も存在しています。例えば、入所者の食事の配膳や衣服の整理、レクリエーション活動の支援や散歩時の付き添い、また入所者の話し相手などが挙げられます。

ボランティア制度を導入した場合、このような業務の一部を市民ボランティアが担うことで、介護専門職が専門性の高い業務に集中できるようになり、介護サービスの質の向上につながることが期待できます。また、ボランティアに参加される方も、自分の能力を生かして社会貢献活動を行うことで、自己成長や満足感を得ることができるため、大変有用な制度であると考えています。

市としましては、介護現場における負担軽減や人材確保のため、介護ボランティア登録制度など、先進地を参考に調査・研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。市民参加促進の介護支援についてということで、質問させていただきました。高齢化や人材不足が進む現状を踏まえ、資格を要しない支援業者、市民がボランティアを担うことで専門職の負担軽減を図り、専門職が本来業務に専念することでサービスの質の向上につながるわけです。部長の答弁は、意味深いと評価い

たします。市民側も自ら能力の発揮、生きがいの創出や社会貢献につながるということも期待できるわけです。それではですね、この件について再度ちょっと質問いたします。先進事例を踏まえたボランティア登録制度の構築について質問いたします。熊本市の先進自治体では、効果的な持続可能なボランティア登録制度が既に実施されております。例えば熊本市では、65歳以上の市民が介護施設でボランティア活動を行うとポイントが付与されます。翌年度にそのポイントの数に応じた交付金、これは現金だと思いますが、受け取れる仕組みを導入しております。高齢者の皆さんのが地域づくりに参加をし、自身の健康増進の生きがいづくりにもつながるという目的で、平成28年度から始まった制度でございます。このように行政がボランティア活動を後押しすることで、継続的な参加が促進され、地域の支え合い体制が強化されるわけです。一方で、現在、本市の状況を見ますと、社会福祉協議会を通じた社会福祉ボランティアの登録者数はたしか僅か8名程度にとどまっていると思います。高齢化が進む支援ニーズが高まる中、ボランティアの裾野は十分に広がっていないのだと、これが現状でございます。こうした先進事例を踏まえ、本市でも効果的かつ持続可能なボランティア登録制度を構築できないのかお伺いします。本市ならではの工夫を凝らして、より多くの市民が参加できる仕組みづくりについて市のお考えをお聞かせください。健康福祉部長お願いします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、熊本市のボランティア登録制度の概要について御説明します。介護ボランティア活動を行うサポーターの対象者は、65歳以上の介護保険被保険者とされており、指定された介護施設等でボランティア活動を行うことで、活動時間に応じてポイントが付与され、ポイントと現金との交換が可能な仕組みとなっています。ボランティア活動の内容は、介護施設等におけるレクリエーションの指導や参加支援、施設内の清掃や食事介助など、補助的活動となっているようです。

このようなボランティア・ポイント制度は、厚生労働省の手引きに沿って、全国的に複数の自治体で実施されており、制度導入の効果として、介護事業所における職員の負担軽減や人材確保につながるだけでなく、ボランティア従事者にとってもボランティア活動に対する意欲の向上、地域参加による自らの健康増進や生きがいづくり、社会的孤立の防止などにつながることが期待されています。

本市におきましては、先に答弁しましたとおり、介護現場の負担軽減や人材不足の解消のため、今後、先進地の調査・研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（桜崎政治君） ありがとうございます。ただいま健康福祉部長から前向きな答弁をいただきました。先進事例の調査・研究をしていくということで、本市もいよいよボランティア登録制度の具体化に向け、動き出す姿勢が示されたと受け止めております。部長の答弁にもありましたように、こうした介護ボランティア制度の厚生労働省の手引きのもと、全国各地で実施されております。介護職場の職員の負担軽減や人材確保、さらにボランティアに参加する高齢者御自身の健康づくりや生きがいづくりも効果があると期待されております。まさに本市にとってもメリットの大きい制度だと思います。よろしく検討などをお願いいたします。私自身も議員として、また介護福祉士として本制度の実現に大いに期待を寄せております。同時に、制度導入がゴールではなくスタートであることも強調したいと思っております。制度が導入した際には、多くの市民の皆様に参加を呼び掛け、地域ぐるみで支え合う宇土市をつくっていっていただきたい。そのためには行政と議会が一体となって取組を進めることが重要でございます。どうか市民の力を信じて、本市に即したボランティア登録制度の早期実現に向けて御尽力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、最後の質問でございます。大雨災害対応について伺います。8月の大雨で市内各地で住宅や店舗、道路に浸水被害が発生しております。現時点で把握する住宅、店舗浸水の件数、道路、河川、水路の被害箇所数はどの程度でしょうか。併せて、今後どのような体制、手順で審査を進め、全体像をいつまでに明らかにし、どの頻度で公表されるのか、その方針を聞かせてください。総務部長よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

本市では、大雨等の災害発生時には、関係部署と連携の上、迅速に被害状況の把握に努めているところです。被害状況につきましては本年9月4日時点での報告となります。数値につきましては、モニター又はタブレットの資料のほうを御覧ください。

まず、住宅の浸水被害につきましては、床上浸水13件、床下浸水69件、計82件となっております。

具体的な被害の程度別で申し上げますと、木造家屋の床上10センチ以上1メートル未満の浸水による半壊が7件、床上10センチ未満の浸水による準半壊が5件、床下浸水による一部損壊が69件で、非木造家屋の床上浸水による一部損壊が1件となっております。

次に、店舗・事業所の被害につきましては16件となっております。

これらの住宅や店舗の件数につきましては、被災住民等からの申請に基づき、税務課が住家の被害を証明するり災証明書と事業用建物等の被害を証明する被災証明書の件数で把握しております。

次に、道路や河川、水路の被害状況について御報告いたします。市内の道路被害は、土砂

の流入や路面損傷、法面の崩落などが49か所。河川や水路の被害は、土砂堆積や護岸の崩落など34か所を確認しております。この被害調査については、雨量や気象警報の発令を踏まえ、職員を現地へ派遣しております。現地におきましては、市が委託契約している民間気象情報会社であるウェザーニューズが開発した「リスクロ」を活用しました重点箇所の点検や通報対応による情報収集を行っております。この防災業務のDX化により、簡単に被害情報の登録や周辺の被害を地図で確認することが可能となっております。

また併せて、水防団によるパトロール時の「リスクロ」の活用や各地区の行政区長を含め、地域住民からの通報も重要な情報源となっており、それらを踏まえて現地調査を実施し、被害の程度を確認しているところです。

今後も継続して情報を収集し、被害の全容把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。今回の答弁で、8月の大雨による市内の被害総額が具体的に報告されております。私のすり合わせの資料は9月4日のものではなかつたんですけど、被害額が床上浸水が13件ですかね、そして床下浸水が69件、店舗、事業所被害が14件とのことで、道路被害の土砂流入が路面損傷が49件、河川や水路の土壌の体積や護岸損傷が34か所確認しているところです。また、市では災害時の被害情報を関係署で迅速に共有し、ウェザーニューズ社のシステム「リスクロ」を活用して、重点箇所を点検、情報収集しているほか、水防団や行政区長、地域住民からの通報も重要な情報源として活用してると、今後も情報収集を継続して全容把握に努めていただきたいと思います。また、道路や河川、水路の被害は復旧までに時間がかかる場合が多く、二次災害の防止や交通の確保の観点からも優先度を付けた早急な対応をお願いしたいと思います。さらに市民からの通報が重要な情報源となることも示されております。通報体制の周知や情報共有の仕組みの充実も是非今後も進めていただきたいと考えます。総務部長にはこうした取組を継続しつつ、被害者の見える化、体制づくりをリードしていただきたいと期待しております。

次の質問でございます。浸水被害を受けた住民や店舗に対して、どのような支援策や相談体制の充実を講じていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、り災証明書関係について申し上げますと、市内においては、自然災害によって家屋等が被害を受けた場合、住家に対してはり災証明書を、住家以外の店舗や事業所、車両等に対しては被災証明書を交付しております。

これらの証明書につきましては、熊本地震の教訓を踏まえ、迅速かつ適切に交付できるよ

う体制を整えてきたところであり、大雨終息後の翌日 12 日から申請受付・交付を開始しております。

次に、生活再建支援関係についてですが、住家に被害を受けた世帯に対し、宇土市災害見舞金等支給条例に基づき災害見舞金を支給しております。災害見舞金は、一世帯につき、全壊で 10 万円、半壊扱いとなる木造住宅床上 10 センチ以上 1 メートル未満の床上浸水で 5 万円、床上 10 センチ未満の床上浸水で 1 万円を支給します。

また、令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により、熊本県内において災害救助法が適用されたことから、災害により、世帯主が 1 か月以上の負傷をした場合や、住居や家財に大きな被害を受けた場合には、一定所得以下の世帯を対象に災害援護資金の貸付制度を利用することができます。

なお、宇土市社会福祉協議会では、今回の大雨により被害を受け、住居の後片づけなどお手伝いが必要な方に対しボランティアによる支援を実施しており、また、熊本県共同募金会では、床上浸水以上の住家被害に遭われた方に対し災害見舞金を支給しております。

次に、店舗や事業所等の支援についてですが、熊本県信用保証協会の緊急資金支援や相談窓口を市ホームページで案内しております。これは、大雨の被害を受けた中小企業者に対して、月商 1 か月分を限度額とした新規保証や既存借入の返済緩和が行われるもので。このほか、宇土市商工会でも相談窓口が設置されています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。今回の大雨被害で件数としては、熊本地震のような甚大な災害に比べれば限定的でした。とはいっても、被災された方々にとって、生活の基盤が揺らぐぐらいの出来事でございます。その中で、震災時の混乱や遅れを教訓に、証明書の交付や見舞金支給の体制を迅速化し、災害の援護資金の活用やボランティア支援も整備されていることは、被災者の安心につながるかと思います。震災の教訓が今回の対応に活かされていることに感謝しつつ、市民が迷わず必要な支援を受けられるよう、情報提供と相談窓口の更なる整備をお願いしたいと思います。

それでは最後の質問でございます。大雨災害から復旧は、補修だけではなく再発防止の視点が必要である。災害に強いまちづくりの視点から、復旧計画をどのように策定されているのか、また、今後の浸水対策などをどのように進めていくのか、元松市長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まず、今回の大雨被害からの復旧計画をどのように策定しているのかという御質問でござ

いますが、今回の大雨による道路や河川等の被害については、災害復旧工事や修繕が必要なものもありますが、比較的規模が小さく、土砂や倒木の撤去等についても順次対応が可能だったことから、復旧計画は策定せず対応を既に進めているところでございます。

次に、今後の浸水対策をどのような方向性で進めるのかとの御質問でございますが、浸水対策につきましては、国・県・市それぞれで治水事業を実施しております。

まず、国におきましては、緑川、浜戸川で高潮対策事業として堤防整備が進められており、令和4年度にT.P.4.5メートルの堤防が完成し、現在、T.P.6.0メートル及び最終目標である伊勢湾台風級を想定したT.P.7.0メートルの堤防整備が行われております。

県におきましては、三拾町において潤川のバイパス区間の整備が行われており、令和8年度中に供用開始予定と聞いております。また、船場川最下流に建設中の松原排水機場は、現在の約2倍に能力アップをするもので、当初の予定より少し遅れていますが、令和9年秋からの稼働が予定されているところです。

本市においては、船場川や大坪川などの河川改修を行っており、また、網津川の下流にあります網津第2排水機場については、既存の施設に加え、新たにまもなく稼働しますが、令和7年度中に排水ポンプ設備を増設して稼働させようという動きをしております。

その他としまして、下水道施設では、市街地の雨水を排水する雨水ポンプのエンジン更新を現在進めております。今後、ポンプの増設についても検討していきたいと考えております。

浸水対策などの治水事業に関しては、市民の生命と財産を守る重要なものであり、今回の災害を受けて、より一層、安全・安心な地域づくりのため、国・県に対しては、直轄河川の早期整備に向けた要望活動を行っていきますとともに、市においても市管理河川の早期整備に努めてまいりたいと考えております。

河川改修などのハード整備には時間を要しますけれども、これらの事業を着実に進めていくことで、浸水被害は軽減されると考えております。

しかしながら、近年の雨の降り方も昔だったら異常と思えるような雨でございまして、想定を超えるという言葉が当たり前になってきた状況になっているということを鑑みますと、ハード整備だけで浸水被害を完全に防ぐことは難しいというのが実態であろうと思います。

このような中、本市では、人的被害を未然に防止しようという観点から、全体で市内計11か所に市独自で河川カメラを設置して、ホームページで公開しております。これを見ていただいて、地域住民の避難に対する判断基準の目安となる情報として提供を行っているところでございます。

市が把握している今回の豪雨で浸水した箇所は、ハザードマップの洪水浸水想定区域と重なっております。市民の皆様におかれましては、今一度ハザードマップを御確認いただき、早め早めの避難をまずは心がけていただきたいと思っておりますので、そのようにお願いし

たいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 横崎政治君

○12番（横崎政治君） ありがとうございます。市長からの答弁を拝聴しまして、国土強靭化対策工事、これは松原の排水機場及び潤川周辺のバイパス整備について、大きな成果が示されたことは安堵しております。これらの対策の排水能力が飛躍的向上し、今後の大雨における水害の軽減が見込まれる点は、市民の安心につながる重要な進展でございます。国土強靭化の名のもと、着実に計画が進んでいることを高く評価し、今後も計画どおり整備が進むことを期待しております。また、花園台下の通学路、この大雨で再度崩落した箇所についてであります。先週、市長をはじめ、地元市議会議員、また西山県議、そして衆議院議員の金子先生と連携して現地視察をされたことは深く感謝を申し上げます。現場を直接確認していただくことで、崩落の状況を行政と議会の両者で共有されております。このような率先した取組は、被災地域の住民にとって大変心強いものであり、迅速な対応への期待を大いに高めてまいります。一方、崩落した被災対応においては、市当局の迅速な対応に敬意を表したいと思います。危険箇所の安全確保、交通代替措置の手配など、速やかに手が打たれたことは評価に値します。今後、現場の安全を第一に備えつつ、一刻も早い完全復旧を目指していただきたいと願っております。我々議員一同も市民の安全・安心を第一に復旧作業の進展を見守り、必要な支援を尽くしてまいります。

私の質問はこれで終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。11時30分から会議を開きます。

—————○—————

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

—————○—————

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行します。

10番、宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） こんにちは、六政会の宮原です。今回の質問の機会をいただきありがとうございます。まずは初めに、10日深夜から11日朝にかけての記録的な大雨により、熊本県内では人的被害、住宅被害、農業被害、道路、河川など甚大な被害が出ています。本市においても人的被害はなかったものの、多くの方が被災されています。心からお見舞い申し上げます。今回の質問は、緑川地区高齢者対策について、本市の排水機場について2項目

質問いたします。後は質問席より質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 今回の質問は、緑川地区高齢者対策について、本市の排水機場について2項目質問いたします。

緑川地区は、市中央部に国道57号と三角線が東西に並行して走っていて、また南部・北部農免道路などがあり、利便性も高く、農業の盛んな地域であります。九つの行政区で区長会を中心によくまとまった地区であります。最近は人口減少傾向や高齢者比率が高くなり、重要な課題となっています。緑川地区の過去5か年の人口推移、また、65歳以上の高齢者比率と65歳以上の世帯数について、加藤市民環境部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

お手元のタブレット又はモニターの資料を御覧ください。

初めに、緑川地区の人口推移につきましては、令和3年3月末現在、男性1,034人、女性1,080人で計2,114人、令和4年3月末現在、男性1,007人、女性1,055人で計2,062人、令和5年3月末現在、男性981人、女性1,047人で計2,028人、令和6年3月末現在、男性968人、女性1,024人で計1,992人、令和7年3月末現在、男性944人、女性1,006人で計1,950人となっております。

次に、緑川地区の65歳以上の人口比率につきましては、令和7年3月末現在、緑川地区の65歳以上の人口は男性363人、女性461人の計824人で、緑川地区の総人口1,950人に占める割合は42.3%です。

最後に、緑川地区の65歳以上の世帯数につきましては、令和7年3月末現在、384世帯で、緑川地区の総世帯数905世帯に占める割合は42.4%となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。緑川地区の過去10年前の人口約2,400名だったのが1,950名まで減少しております。そのうち、高齢者65歳以上は男女合わせて384世帯、824名と高齢化が進んでいる状況であります。その高齢者の対応、対策として2点ほどを取り上げたいと思います。1点目が緑川地区の金融機関は、JA緑川支所、緑川郵便局、コンビニ店などがありましたが、もう既にJA緑川支所、コンビニ店もなくなり、緑川郵便局だけとなっております。私もよく利用しますが、多くの高齢者が利用されています。何名かの利用者の方々から、住民票の写しや印鑑証明書、戸籍謄本などの各種証明書が緑川郵便局で取れるようになってほしいと言われたことがあります。この件は高齢者の方ばかりではなく、緑川住民にとりましても便利になるかと思います。各種証明書交

付業務を緑川郵便局に業務委託できるかを加藤市民環境部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律では、郵便局において住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの事務を取り扱うための指定手続等が定められていますので、制度的には委託は可能であります。

直近では、宇城市が本年4月から松合出張所を閉鎖するために、また、同様に、天草市では令和6年10月から22か所の出張所を廃止し、窓口業務を郵便局に委託されています。

一方で、コンビニ等に設置され、住民票等が取得できるキオスク端末の普及や、郵便局に委託したものを利用実績が少ないことにより、委託を終了している自治体もあります。緑川地区にはコンビニがないこと、また、端末操作に不慣れな高齢者の方などにとっては、対面での対応が安心される方がいらっしゃると思いますが、平日日中のみの営業である郵便局と比較すれば、休日や夜間にも利用できるコンビニ交付のほうが利便性が高いという視点もございます。さらに、制度の導入に際しては、全額一般財源を投じることになるため、費用対効果を見極める必要がありますので、実施に当たっては大きなハードルがあると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。緑川地区には、もともと出張所がなかったことで、費用対効果は余り望めないと思います。しかし、緑川地区は人口減少と高齢化が進んでいます。是非検討をお願いいたします。

次に、緑川地区にある市の施設について伺います。昨年、緑川地区の敬老会で、あまりの暑さで熱中症になられた方がおられました。その件で、緑川地区振興会から緑川小体育館に冷房空調設備が要望されたかと思います。進捗状況はどうなっているのかを伺います。

次に、緑川公民館は風水害のとき第3次避難所、地震のときの指定避難所となっていますが、古い施設のために避難設備が整っていません。建て替えの際には基準を満たした避難設備をお願いできないか。

次に、給食センターの老朽化で建て替えの話を聞きますが、明日、土黒議員がこの件につきましては質問すると思いますけれども、私は建て替えの場合、防災拠点としての役割を担う給食センターにしたらどうかと考えています。教育長の見解をお尋ねします。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

議員御質問の緑川地区にある三つの教育施設について、初めに、現在の状況を申し上げま

す。

まず、緑川小学校体育館につきましては、平成12年に建築された施設で、建築後25年が経過しております。この施設は、緑川地区の風水害時第1次指定避難所となっております。災害が多く発生する夏場に避難所を開設した際には、室内が高温状態になることから、避難所の現状を改善することを目的に、令和7年度から令和8年度にかけて空調設備の整備を予定しているところでございます。

次に、緑川公民館は、緑川地区の風水害時第3次避難所となっております。この施設は、昭和51年に竣工し、建築後49年が経過しており、複数の箇所で不具合が発生しております。そのため年次計画の改修において、現状の建物を長く使用できるよう長寿命化を図っております。

次に、市学校給食センターは、昭和54年に竣工し、建築後46年が経過した施設でございます。こちらの施設も公民館と同様に、経年による不具合が多発しております。そのため、現状の建物の長寿命化を図っているところです。また、設備においては、耐用年数が近づいたものから順に計画的な入替えを行っております。

最後に、3施設の将来的な展望についてですが、現時点では、具体的な建て替えの計画等はございません。とは言いましても、今後、公共施設の再整備を行う場合には、できるだけ複合的な機能を持たせることが重要であると考えております。議員御提案の災害時要支援者へ配慮した避難所機能を有する施設についても考慮すべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。給食センターの建て替えに関しては、他の部署とも関係がありますが、給食センターを防災拠点とするには慎重な審議をしなければならないことや課題が多くあるようです。実現に向けて協議を進めてもらいたいと思います。

次の質問になります。8月10日深夜から11日朝にかけての記録的な大雨で、熊本県が整備した168か所の排水機場のうち、上天草市7か所、玉名市2か所、宇城市1か所が想定を上回る大雨で排水機場が浸かり故障しています。また、稼働できなかつた排水機場もあり、冠水被害の拡大につながっています。本市の各排水機場の稼働状況はどうだったのか、山崎経済部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えいたします。

本市に設置しております排水機場は、全部で11か所あり、内訳は宇土地区に1か所、走潟地区に2か所、轟地区に1か所、緑川地区に3か所、網津地区に3か所、網田地区に1か

所となっております。

近年では、気候変動の影響によりまして、豪雨災害の更なる激甚化・頻発化が懸念されております。実際に、今年8月10日から11日にかけては、熊本市、宇城市、八代市、玉名市、天草市、上天草市などに猛烈な雨が降り続き、県内の多くの自治体で浸水被害が発生しました。

本市におきましても、8月11日の午前3時から午前4時までに最大1時間雨量が70.5ミリを記録し、全ての排水機場において緊急運転を実施いたしました。しかし、当日は大潮で満潮に向かっていた時間帯と大雨が重なり、放流先である緑川及び浜戸川の水位も急激に上昇したため、排水機能が一時的に制御されたこともあり、市内各地で発生した浸水被害にも一部影響したものと考えられます。

市としましては、大雨が予想される場合には、事前に河川の水位を下げるなど、各土地改良区や排水組合と連携を図っております。今後も、いつ発生するか分からない大雨に備え、さらに各排水機場の設備点検を強化し、防災・減災に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。私も各排水機場の稼働状況を見て回りました。朝7時頃は各排水機場も順調に稼働しておりましたが、低い箇所は既に冠水した状況がありました。10時ぐらいになると、浜戸川の水位が上流から流れ込む水と満潮と重なり一気に上がり、冠水箇所が増えております。事務局、モニターに資料1をお願いします。これは潤川の水門から撮った写真ですけど、馬之瀬地区側が潤川と水位がもう一緒ということで、かなり冠水状況がひどい状況にあるかと思います。次に写真をお願いします。この写真は、潤川を熊本市側から撮った写真ですけれども、左手が三拾町、松原、右の山のところが馬之瀬地区になると思いますけれども、これももう一面、手前が潤川と、奥は海のような冠水状況が分かります。この地域はですね、松原排水機場の管轄でありますけども、松原排水機場の場合はですね、排水した水を直接浜戸川に流さないため、想定以上の雨が降った場合、排水した水がまた逆戻りした状況になります。このようなことで冠水拡大につながったと考えられます。松原排水機場は、現在整備中でありますが、工事がなかなか進んでいない状況です。熊本県は排水機場の復旧整備に力を入れています。国・県に早期完成を要望したうどうかと思います。松原排水機場の整備の進捗状況を山崎経済部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

現在、熊本県が事業主体となり新設工事を進めております、松原排水機場の整備状況につきましては、令和元年に工事に着手し、当初は令和8年5月末の稼働を予定している旨、昨

年12月に県から報告を受けておりました。

しかし、今年5月の新たな報告によりますと、排水機場基礎部分の地盤が想定よりも軟弱であったため湧水が発生し、湧水対策のほか、建屋や下部工の施工方法についても見直すこととなりました。その結果、当初の工程から大幅に遅れることとなり、稼働予定時期は再来年の令和9年の秋からとなる見通しとなりました。

市としましては、松原排水機場の稼働時期がこれ以上遅延しないよう、また着実な事業推進を図るため、情報連絡会議を設置したところであり、今後も県と密に情報共有を行ってまいります。また、これまで16の自治体で構成される熊本県農地防災事業推進協議会を通じて、事業実施に必要な予算の確保につきましても、引き続き、国に対し要望を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 宮原雄一君

○10番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございます。新しく松原排水機場が完成すれば、毎秒38トンの排水能力があります。今回のような記録的な大雨が降っても冠水被害はないかと思います。遅れることなく、早い完成を望みたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野口修一君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。午後1時から会議を開きます。

—————○—————

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

—————○—————

○議長（野口修一君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

8番、西田和徳君

○8番（西田和徳君） 皆さん、こんにちは。宇土市政研「志」の西田でございます。一般質問の機会をいただきありがとうございます。今回は、宇土市住吉海岸公園周辺の活性化について3点を質問させていただきます。以後は、質問席より質問させていただきます。

○議長（野口修一君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） まず初めに、先月の豪雨被害に見舞われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。

それでは質問に移らせてもらいます。一つ目の質問は、埋立予定地の今後の利用計画をお尋ねし、また、海苔共同乾燥施設用地としての活用と併せて、近年の環境変化に伴いアサリ

や海苔の漁獲量が減少しているため、アサリの陸上養殖の施設に活用したらどうかというふうに思いますので、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

住吉地区埋立整備事業につきましては、熊本県、宇土市、熊本市、玉名市の4者が共同で、各管理漁港の浚渫土砂の受入地整備を目的として、令和4年度より環境影響評価業務に取り組んでおり、今年度は詳細設計業務を実施しているところです。埋立計画面積は約16ヘクタールであり、事業完了後には広大な用地が造成される見込みです。

今後の土地利用計画につきましては、現在、水産庁に土地利用計画書を届け出しており、その中では漁具保管修理施設用地、野積場用地、加工場用地などを設定し、水産業関連用地として位置づけているところです。

次に、埋立予定地の具体的な活用方法についてお答えします。

現在、住吉漁港では、海苔網干場や海苔用支柱等の漁具置き場が不足している状況にあります。埋立事業の造成完了後は、これら不足している用地を十分に確保できる見込みであり、漁業活動の円滑化に大きく寄与するものと考えています。

また、海苔共同乾燥施設については、現在、住吉地区に2棟建設されていますが、今後さらに需要が高まることが見込まれるため、施設の建設用地としての活用も想定しております。

さらに、御質問の陸上養殖施設用地としての活用についてですが、近年の気候変動により漁場環境が変化し、アサリや海苔の漁獲量が減少している現状を踏まえ、持続可能な水産業の推進に向けた新たな取組の一つとして、国や県の動向なども注視しつつ、関係団体や漁業者と連携して可能性を探ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） ありがとうございました。宇土市地区埋立整備事業で埋立計画面積が約16ヘクタールとあるが、広大な用地に漁具置き場、海苔共同乾燥施設を想定していることだが、現在アサリの漁獲量が減少して、アサリの稚貝は産まれるが、環境変化により成貝にならず死んでいる状況がもう何年も続いております。今年も、ほぼほぼアサリは産まれてはいましたが、全滅状態です。せっかくこの稚貝が産まれているのをですね、そのまま死なせるより今度のこの埋立てができれば、そこで陸上養殖ができるのかと。今漁業者も随分高齢化が進んでおり、あともう何年、十年もしないうちに半分以下になるんじやないか、今のアサリ貝の状況だと、月にですね、二潮あるんですけど、一潮が今4日なんですよ。非常にこう厳しい状況で、国や県や市から事業をいただいて、その事業で補うような形でやつておりますが、アサリ貝で御飯を食べる人たちは非常に厳しい状況が続いています。うちの

組合だけではなく、ほかの組合も一緒だと思いますけど、アサリではもう飯が食えないで、もうやめますという若い人たちがほとんどであります。うちも若い人たちが、そうですね、もう40、50近くになってきてるので、それから若い方ってなかなか漁業に目を向けてくれない。今、海苔のほうは好調なので、少しずつ若い人たちが入ってきてる。ゆくゆくはアサリ貝も兼業、若い人たちが海へ出て、年を取った方たち、高齢者の方たちが陸で作業できるような、そういう何か体制ができないかなと。もう若い方たちが今度人力で採るんじやなくて機械で採って、それをどんどん耕してもらって、人数が減れば耕す者も少なくなるので、もうアサリが産まれてもすぐ死ぬような状況が続くと思います。だから前回、県の方とも話はしたんですが、もう協業で機械採りをしたほうがいいんじやなかろうかと。うちは3協だから、なかなかそういうのが決めづらい。もうそのあたりも考慮して、3協で決めていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。そのため、陸上養殖はもう必要だというふうに思いますので、どうか前向きに検討していただきたいなというふうに思います。それと利用計画が変更計画以外にも住吉公園周辺であるため、観光的な側面から考え、観光ビジネス用地への利用の検討もしてもらえばどうかなというふうに思います。私もアサリ貝の陸上養殖を取り組んでまいります。そして視察勉強してまいりたいと思います。市のほうも国・県と漁協と連携をしていただいて、まだ埋め立ては時間がありますけど、埋め立てが終わってからではもう遅くなりますので、早期にいろんな計画を立てていただき、漁業者を少しでも引き止められればというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

二つ目の質問に入りますが、住吉海岸公園の整備として駐車場等の整備が実施されたが、これまでの進捗状況と今後の取組について、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

住吉海岸公園整備事業のこれまでの進捗状況につきましては、令和4年度に人気漫画ONE PIECEのキャラクターであるジンベエの銅像が設置されたことに伴い、駐車場の暫定的な整備として敷砂利による拡張工事を実施し、また、長部田海床路入り口には海外からの観光客にも対応した多言語案内板を設置いたしました。

令和5年度には、令和4年度に暫定的に拡張した駐車場の舗装や照明施設の増設、さらに既設トイレやジンベエ像周辺の舗装を行いました。

令和6年度には、既設駐車場及び西側部分の駐車場拡張整備と併せて歩道帯の整備を行い、駐車場全体としての一体的な整備が完了したところです。

現在、住吉海岸公園では駐車場整備の完了もあり、多くの観光客に御利用いただいております。今年5月の連休には一日当たり約2千人、夏休みが始まる7月20日には、キッチン

カーの出店もあり約2,500人が来園されるなど、にぎわいを見せております。

次に、今後の取組についてですが、多くの観光客に対応するための施設整備として、本公園には分煙施設がないため、今年度中に分煙施設の設置を予定しております。また、本公園のトイレや東屋等の施設につきましても老朽化が進んでいることから、これらの施設の更新についても、検討の必要性があると感じております。

本市としましては、本公園に設置されたジンベエ像や長部田海床路がますます注目を集め、国内外からの観光客が増加傾向にある現状を踏まえ、公園に必要な施設整備に加え、新たな取組も模索しながら、更なる水産振興及び観光振興、更には西部地区の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　西田和徳君

○8番（西田和徳君）　ありがとうございました。西側部分の駐車場拡張整備と併せて歩道の整備が完了し、ゴールデンウィークや夏休みには一日約2千人が来園するようになったことは喜ばしいことですが、予定されている分煙施設、これも設置をしていただけるということありがとうございます。そしてまた老朽化した公園のトイレや東屋の施設更新もできるだけ早くお願ひしたいというふうに思います。現在のトイレのところを拡張じゃなくて、2か所ぐらいできれば、もう1か所どこか砂利のところとかにですね、そいつたところにトイレができればというふうに思います。2週間前だったですかね、高校生の方たちが七、八人で来られて、私も孫を連れて行っていたので全然見ていなかったのですが、ちょっとどういうふうに、ただ歩いていくのかなと思っていたら、靴を脱いでもう海のほうに入つていつて、潟だらけになって、「えっ、どうするの。」と言ったら、「いや、どつか洗うところありますか。」と、「いや、上にはあるけど、じゃあ、もう水たまりがあるから、ここで洗つて行かんといかんよ。」と言って、「靴を履かんと熱くて、もうコンクリートも熱いよ。」と言ってからですね、だからそういうこともありましたので、大体は海に入つてはいけないんですけど、入りたかったんだろうなと。そのちょっとした足洗い場もあればなというふうに思います。今後、取組としては、観光客の方々が美しい風景を楽しんでいただけるだけでなく、この地で少しでも多くのお金を使っていただくように、そこでこの地元の貝や海苔、農産物、そういうのが売れて、ちょっとしたおにぎりや味噌汁を売ることができればというふうな思いで、是非ですね、市には施設を建てていただけませんでしょうか。その施設といいますか、土日でも入つて、誰でも入れる、何でも売れる、何かそういうこう箱ものみたいなものを造つてもらって、交互にできるような何か面白い場所ができないかなと。今、共同乾燥場の前に砂利のところがありますが、あそこはもうちょっとこの前話した建設の予定をされているみたいに言われたので、どういったものを売るかということは、やはり海苔のお

にぎりだとか、そういったことをおっしゃっていましたので、それはゆくゆく一緒に話しましょうということで、昨日ちょっとと話したところだったんですけど、社長とですね。そういったものができたら、宇土の商店の方たちが、例えば日曜日休みだと、だったらちょっと海床路に行って自分のところの商品を売ってみようかと、そういうのができればなと。天ぷらにしても、天ぷら屋さんとかありますからね、あとお米にしても、そういうの自慢のものがあると思いますので、試しに出店してみたいなどおっしゃる方たちで、交互に何かやっていけるような建物ができればなというふうに思います。そうすることによって、小売店さんも出店しやすくなるし、新規に商売を始める方でも皆さん使っていただけるような、そうすれば観光客にも来園のたびに新しい魅力を見せる、何度でも訪ねて財布の紐を緩めていただく、そうすることによって、市全体の経済効果にもつながるのではないかと考えます。今、西部地区も人口減少しておりますので、そういった形で観光客が増え、人が増えれば、いろんなことを考えられると思います。できればそういう箱ものを造っていただければ、面白い商売もできるんじゃないかなというふうに思いますので、早めに検討をお願いし、実施をお願いしたいと思います。

それでは、三つ目の質問に入ります。長部田海床路やジンベエ像を目当てに、住吉駅から住吉海岸公園に歩いて移動する観光客を多く見かけます。今後、更なる集客のために新駅の設置はできないか。元松市長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

今、この質問の前に箱ものの話があったので、少しだけ触れたいと思います。あの辺りは漁協さんに漁業用地として貸し出しているところもありますので、当然、漁協さんの思いも必要になります。私のほうからは漁協さんに対して、漁協等でそういう思いを持っておられるならば市はやりましょうということで呼び掛けているのですが、なかなか腰が上がらない状況になっておりまして、よかつたら地域の中でそういう声を挙げていただきたいんですね。そしたら市もやりたいですし、もう最後、市が勝手に造ったからと言われても、もうやはり地元の人がやりたいんだというところを是非是非まとめていただければ、事業化は私はできると思っておりますので、是非その点、西田議員に漁協の中でもお力添えをいただければと思います。

J R の新駅についてお答えをいたします。現状で住吉海岸公園付近に新駅を設置するとなりますと、地元自治体や住民が開発整備費を負担して、J R 九州へ設置をお願いする請願駅になると思います。最近の県内の例でいきますと、J R 鹿児島本線の西熊本駅、富合駅もそうですけれども請願駅としてできております。これについては、以前も野口議長の質問等でもあったんですけども、J R 九州にどういった状況だったらできるのかというところをお尋

ねをしておりますが、新駅設置の条件が幾つかあるということでした。まず、新駅の開設費用については、お願いをする自治体がそのほとんどを負担するということがまず第1点です。場所はちょっと置いておいて、どのくらいかかるのかなと想定したときに、果たして市でそれだけの費用負担が単費でできるのかという大きな問題があります。もう1点が、駅間距離が影響しております、それなりの駅間距離が必要だということなんですかけれども、住吉駅から住吉海岸公園までは約1.5キロメートル程度しか離れておりません。歩くには時間のかかる距離ではありますが、JRの駅間距離としては短いために、これもネックになると考えられます。ただ、先ほどですね、議員の話にもあったように、ここ数年、三角線を利用して住吉海岸公園を訪れる観光客が増加をしております。しかしながら、駅でございますので、地域にいる人が使わないと利用客が伸びないというのがありますと、そういう点から見ると、その増加が見込めるのかというところが非常に厳しい状況なのかなと考えております。そういう点からも考えますと、JR九州に新駅設置をお願いするというのは簡単ではないと思っています。ただ、先ほど経済部長が答弁しましたような今後予定している住吉海岸公園の整備計画、今持っている整備計画程度では恐らく無理で、もっともっと大きな観光地となると、例えばその埋立地にホテルができるですか、お客様が相当入り込んで経済効果が出るような状況になるとするならば、これは状況変わってくると思っております。ですので、今後の公園の埋め立てがあります。ちょっと時間がかかりますけれども、そういうところをすぐには計画は立てられませんので、養殖の設備もそうですけれども、あんまり先入観を持たずして計画をつくって動いていく、そういうものが、この結果としては、新駅の設置にもつながってくる可能性はあるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君）　西田和徳君

○8番（西田和徳君）　先ほどの箱ものに対して、市長からありがたい答弁をいただき、ありがとうございます。確かにですね、市長が言われるように住吉漁協は後ろ向きです。でも、前向きにします。必ずします。そうしないと、観光はせっかく今あれだけにぎわっているところを、漁協が手を出さないというのはおかしいと思います。今、五和をこの前ちょっと見に行つたんですけど、五和のイルカウォッティングのところで、下は道の駅、上は漁師食堂。「これはどこで建てられたんですか、漁協ですか。」と言つたら、「いや、これは市で建ててもらって漁協が管理します。委託しております。」ということで、「非常にいいことですよ。」と言われて、そういうのがですね、うちのほうでもできて住吉漁協が観光のほうに目を向けてくれれば一番いいんですけど、何せ今海苔が獲れている。やはりそれがメインなものだから、なかなか目が観光に向かない。逆に邪魔になるというような雰囲気のものだというふうに思います。しかし、そこは何とか調整をして頑張っていきたいというふうに思

ます。

それから3番目の答弁いただき、本当にありがとうございました。ローカル線を取り巻く環境は厳しさを増しています。三角線は一日上下線合わせても30本ぐらいです。現状、年間赤字が3億円というふうに言われております。そこで、三角線の開業はいつだったのかなと思って見てみたら、1899年。九州鉄道が宇土-三角間、住吉駅、網田駅、三角駅ですかね、三つから始まって、今は9駅あります。一つ、1907年に赤瀬簡易停車場というところができたというふうに思います。それは、海水浴客のためというふうに書いてありました。それから1941年に赤瀬駅に変更になったというふうに書いてあります。できないことはないんじやなかろうかというふうに思います。そしてまた、先ほど市長が距離を言われたんですけど、住吉駅から海岸公園までは1.5、赤瀬から石打ダムまでは1.2でしょう。だから、あの距離としても非常に短い距離ではありますが、ゆくゆくその埋立てで観光も先ほど言われたホテルとか来れば、非常に雇用も増えて、乗り降りも多くなるんじやなかろうかなど。やはり車を持ってない方たちでも、ちょっと海床路を見に行きたいなとか、そういう駅舎があれば、直で降りられれば、今、住吉駅では非常に便利が悪いので、昔はタクシーもいたんですけど今はそういうのもないし、やはり御年配の方たちにとってはですね、歩くというのは非常に難しいことだというふうに思いますので、是非検討していただきたいなというふうに思います。確かに高齢者自身がですね、交通機関が便利になるということを望ましいというふうに思っておりますので、是非、近隣住民とですね、利便性や年齢層も幅広い人たちがいらっしゃいますので、そういった方たちも利用できて、そしてあるところにですね、ちょっと駅を造つたら幾らぐらいかかるんですかと、ちょっとお尋ねをしました。そしたら簡単なプラットフォームであれば、幾らとおっしゃったと思いますか。5,000万円と言われました。それぐらいでできるんじやないかと、5,000万円という数字を出されました。どうでしょうか、プラットフォームなら5,000万円と。あと長部田の方たちと普通にちょっと話をしていて、駅前の方たちともちょっと話をしたんですけど、「今回、一般質問で長部田駅を造りたいという質問をしようかなと思ってるんですよ。」と言ったら、「是非そらしなっせ。そして、うちの土地ばやる。」と、そこまで言ってもらいましたので、何とかその新駅を造る具体的な計画をしていただいて、住民の合意を得られて、重要かつ地域の理解と協力が必要になってくるとは思いますが、今後観光客が求めるのはご当地のグルメやリフレッシュ、気分転換でございますね。あと、美しい景色や風景、おいしいものを食べたい。そしてまた心からリフレッシュをし、思い出を作りたいといった体験を重視する傾向は、多くの人に共通していると思います。それを踏まえて、初めの質問の埋立地利用について観光施設をつくることで、さらに駅の利用者も増加することにつながると思います。今、宇城市でも三角地区のみならず、宇土半島や天草地域の振興にとっても、三角線は生命線で

ある路線と考えられております。今、三角線を持続可能な路線にするため動き始めているということでありました。駅利用者にヒアリングや市民アンケートを予定されており、10年後、20年後の未来の交通機関の存続につなげたいとおっしゃっておられました。今回の新駅、公共交通機関存続を高める一つの手段としても考えられるのではないかでしょうか。是非、前向きに検討をしていただければと思います。市長、新駅造りましょう。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。13時35分から会議を開きます。

-----○-----

午後1時29分休憩

午後1時34分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） 皆さん、こんにちは。宇土市政研「志」の今中真之助です。今議会では議長のお許しをいただきまして、まず発達障がい児の診断と保育について、そして次に自治体DXについて、そして最後に県立宇土高校の存続について、以上3点を質問させていただきます。お昼の2番手で大変お疲れと思いますけれども、簡潔明瞭に今回質問させていただきますので、執行部におかれましても、簡潔にお答えいただきますようお願いいいたします。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） まず1番目の質問でございます。発達障がいのある園児と加配職員についてでございます。発達障がいのある子どもへの支援は、早期に適切な環境を整えることが非常に大切です。特に保育所においては、一人一人の特性に応じた支援が求められ、そのためには加配職員の配置は欠かせません。そこで伺います。本市保育所に通う発達障がいのある園児の人数はどのくらいか。また、その中で加配職員の配置が認められているのはどの程度か。健康福祉部長お願いいいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

市内保育所における発達に特性のある園児数ですが、本年9月1日現在、市内の保育所等16園のうち7園で、合計15人の園児を受け入れております。

なお、その15人の園児は、特別児童扶養手当の受給対象児童や療育手帳の所持者、また、医師の診断に基づき障がいがあると公的に判断された園児です。

また、保育所等における加配職員の配置につきましては、障がい児保育のために必要な保育士として、現在8人の加配保育士が配置されており、その人件費等について市から補助を行っているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。

次に伺います。保育所や学校への通園、通学において発達障がいに関わる支援を受ける際、必ず医師の診断書が必要なのか、それとも診断報告書や心理検査の結果など、診断書以外で柔軟に対応できるのかについてお尋ねいたします。健康福祉部長お願ひいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、福祉サービスについてですが、本市において児童発達支援等の福祉サービスを決定する場合、医師の診断書を必須条件とはしておりません。医師の診断書以外の資料としましては、障害者手帳、医師若しくは心理士の意見書、市健康づくり課保健師が作成する保健師連絡票のいずれかをもとに支給決定を行っております。

次に、学校が行う教育支援において、医師の診断を求められるケースとしましては、特別支援学級への就学が考えられますが、本市では、医師の診断を就学の必須条件とはしておりません。児童生徒の実態や保護者の意向、学校での学習・生活状況などを総合的に勘案し、宇土市教育支援委員会により就学の可否について判断しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ただいまの御答弁で、本市において福祉サービスを受ける際には、医師の診断書を必須条件としていないこと、また診断書以外でも障害者手帳や意見書、保健師連絡票などを根拠に支給決定が行われていることを確認いたしました。教育支援においても、特別支援学級の就学に当たり医師の診断を必須条件とはせず、教育委員会が総合的に判断しているとの御説明でした。診断書がなくても柔軟に対応していただいている点は、支援につながりやすくする上で大変重要な取組であると考えます。一方で、実際に診断を受けるまでに数箇月から1年以上かかるケースもあり、その間の支援が十分に行き届かないとの声も聞いております。診断が出る前の子どもをどのように支えていくかも課題です。そこで伺います。診断前の子どもを受ける際、保育所や市はどのように柔軟に対応しているのか。また、医療機関や専門職との連携体制はどのように整備しているのかについてお尋ねいたしま

す。健康福祉部長お願ひいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

発達に特性のある診断前の園児が、保育所等で園生活を送る上では、診断の有無で支援が途切れる事のないよう、継続的に必要な支援を提供することが求められます。そのためには、柔軟な対応と関係機関との連携が、子どもの健やかな発達を支える上で不可欠です。

現行の制度において、児童福祉法や子ども・子育て支援法などに基づき、発達に特性のある子どもへの支援が行われていますが、医師の診断が必須であるか否かは明確に規定されていないものもあります。そのため、各自治体において、診断書の有無の判断基準が不明確であったりすることが、保育所等の運営や職員の配置状況等にも影響があるようです。

現在、本市の保育所等への支援として、障がい児保育のために必要な加配職員の配置に伴います人件費等の補助を行っておりますが、その補助要件につきましては、対象となる園児が、特別児童扶養手当の受給対象児童や療育手帳の所持者、また、医師の診断に基づき障がいがあると公的に判断された場合に補助対象としております。さらに、医師の診断書に限定せず、意見書などにより、発達に特性があると判断された場合でも、診断書に代わるものとして補助要件を緩和して認めている状況です。保育の現場では、発達に特性のある園児に対しては、具体的な目標と支援内容を明確にした個別の指導計画を策定し、計画に基づき保護者や園児に寄り添った支援が行われています。しかし、入園時や園生活の中で、園児の発達について気になる点がある場合でも、園児の特性についてすぐに受け入れることができない保護者がいらっしゃることで、早期の医療機関の受診につながらないケースもあるというのが現状です。

また、市の対応状況としましては、園児が年齢相応に発達・成長しているかの確認をするため、医師、保健師、心理士等が連携し、月齢に応じた乳幼児健診を実施し、発達に特性があり、そのことで本人や保護者、保育者等の困り感がある子どもの早期発見に努めています。さらに、保護者や保育所等から発達に関する相談や乳幼児健診で発達に気がかりがあった場合は、週1回実施している臨床心理士による子育て心理相談を活用しています。心理相談では、専門的な見立てをもとに、保護者や必要に応じて保育所等に対し子どもの関わり方の助言を行い、専門的な支援の必要性が認められた場合は、医療機関受診、児童発達支援の利用を勧めています。特に、受診者の多い熊本県こども総合療育センターを紹介する際は、事前に臨床心理士の意見書及び乳幼児健診結果等をまとめた保健師連絡票を送付し、受診後も医療機関と情報共有しながら継続的に支援を行っているところです。

今後も、発達に特性のある園児とその保護者が、安心して園生活を送れるよう、様々な福祉サービスの制度の周知を図るとともに、医療機関、専門職、行政等の関係機関が連携を密

にし、乳幼児健診や相談を通じて、子育てに困り感や不安感を抱いている保護者に寄り添いながら、必要に応じて医療機関の受診や児童発達支援の利用につなげるなど、診断前の早期の発達特性の発見から各種福祉サービスの利用に至るまで、切れ目のない発達支援ができるよう引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。本市においては、発達に特性のある園児について診断書がなくても、意見書や保健師連絡票などを根拠に加配配置の補助を認めていること、そして保育所では個別の指導計画を策定し、保護者に寄り添った支援を行っていることを確認できました。さらに乳幼児健診や子育て心理相談を通じて、医療機関や専門職と連携し、診断前から早期の発見と支援につながっていることも伺いました。診断の有無にかかわらず、切れ目のない支援につなげようとされている点は非常に大切であって、現場の努力と市の取組に敬意を表します。一方で、制度の運用や自治体ごとの判断により、診断書の有無で支援が左右されてしまう実態があるのも事実です。診断を受けるまでに時間がかかる状況の中で、いかに柔軟な対応を進め、支援が途切れない仕組みをつくるかは、本市の今後の大変な課題であると考えます。

そこで最後に伺います。発達障がいのある子どもが診断の有無で支援が途切れることのないよう、学校や関係者の所見や検査結果をもとに柔軟に対応する仕組みを構築すべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。市長お願いします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、現在、市内の保育所等において、発達に特性がある園児や支援が必要な園児が在籍をされております。保育所等の先生方は、そのような園児に対し、個々の特性に応じた寄り添った支援を行われておりますが、特性のある園児への支援の在り方は、保育所等で配慮していくだけではなく、医療機関で専門的な評価や助言を受けることで、子どもにとって過ごしやすい環境の整備や保護者との共通理解をすることができる、子どもの更なる成長へつながっていくものと考えております。

しかし、発達への理解については、全ての保護者が子どもの特性をすぐに受け入れができるわけではありません。医療機関などへの子どもの受診に抵抗がある保護者が相当数おられます。小学校に入ってからでいいだろうという話も、よく私も聞いたことがありますし、小さいことはよく分からぬから、とりあえず様子を見て、もう少し大きくなつて医療機関に行こうというような保護者さんですね。また、子どもの発達を心配される保護者に医療機関への受診を促しても、保護者が希望されたタイミングで受診できないといったことも

あって、必ずしも早期の受診につながらないケースもあることが課題として挙げられております。早期に医療機関を受診し、医師の指導のもと適切なサポートを開始することは、子どもの成長に大きな影響を与えると思っております。大切なことは、保護者と関係機関が一緒になって、発達の特性に対する必要な配慮事項を共有するなど共通認識を図って、子どもの発達を共に理解していきながら、望ましい支援の方法を見いだしていくことにあると考えております。

そのため、本市においては、保護者の方々に発達の特性について柔軟に理解していただくよう、乳幼児健診や専門職による面談時又は年少児から年中児の保護者を対象とした研修会のときなど、様々な機会を通して周知啓発を図っているところでございます。

議員御承知のとおり、発達に特性のある園児に対して、早期に適切な支援につなげるためには、診断書等に代わる関係機関などによる所見や検査結果で柔軟に対応する仕組みの構築は、子どもの発達を保障する上で重要な取組であると考えております。この取組は、診断を待つ間に支援が遅れるといった課題を解決できるだけでなく、保護者の心理的・経済的負担の軽減にもつながるものと考えています。しかし、診断は医師にしかできないため、適切な見立てを立てる意味でも医療機関受診は大変重要となります。診断書の代用が医療機関受診の妨げにならないよう、その運用には十分な検証が必要だと考えております。

本市としましては、今後も引き続き、医療、保健、福祉、教育分野等の関係機関が緊密かつ横断的に連携し、発達支援を必要とする全ての子どもが、ライフステージの各段階で、迅速で適切な支援を切れ目なく受けられる支援体制の充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。診断書の有無にかかわらず、切れ目のない支援を目指すという姿勢は大変心強く、現場の先生方や保護者にとっても支えになるものと考えます。今回は、自分の子どもを発達障がいの疑いがある児童として認めたくない親が診察を受けることへの高いハードルと、発達障がいの可能性が高い児童への対応を悩まれる保育所関係者から相談があって質問をさせていただきました。今後も医療、保健、福祉、教育が一体となって、発達に特性のある子どもとその保護者が安心して暮らせる体制の充実を進めていただくことを期待しまして、この質問を終わります。

続いて、自治体DXについて質問させていただきます。国は、2025年度までに自治体情報システムの標準化を求めています。これは全国一律で行政システムを揃え、効率化を図るとともに、住民サービスの質を高めることを狙ったものです。そこでお尋ねいたします。本市における標準化以降のスケジュールはどうなっているのか。また、必要となる財政負担の見込みはどの程度か。さらに、この移行によって、市民にはどのような利便性の向上が期

待できるのかお尋ねいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、自治体情報システムの標準化に関する本市の移行スケジュールについては、今年の11月25日に移行することを目指して、2年前からガバメントクラウドやネットワークの整備、帳票の確認、集合税から単税化への例規改正等を実施してまいりました。今後は、9月からテストや操作検証等を行い、移行に向けて進めていく予定です。ただ、対象20業務のうち介護保険業務の認定に関するシステムは、宇城広域連合が担っており、整備が遅れる事から、国から特定支援移行システムの認定を受け、令和10年度に移行を行うこととしています。

次に、財政負担についてですが、標準化システム及びガバメントクラウド構築に関する経費については、国と地方公共団体が共同で管理する地方公共団体情報システム機構の補助対象となります。なお、今後の運用経費については、システム利用料は標準化システム導入により現行システムと比較して減少する見込みです。また、ネットワーク利用料については、本市の場合、業務と共にLGWAN網を利用するため、専用で整備するよりも安価になる見込みです。

最後に、市民の利便性向上については、標準仕様書により全国のシステムの規格が統一されることから、異なる自治体同士でのデータ連携やサービス連携が可能になり、住民の引っ越しの際など、自治体をまたいで住民サービスの利用が可能となるなど市民の利便性が向上するものと思われます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。DXは言うまでもなく、システム移行だけでなく、実際に市民サービスや職員の働き方をどう変えていくかが重要です。オンライン申請やキャッシュレス決済の導入などが全国各地で広がっています。本市でも一定の取組を進めていると承知しておりますが、続いてその実績を確認したいと思います。これまで本市が取り組んできた主なDXの進捗状況はどうか。また、AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の状況、さらにどの程度の業務時間削減を見込み、今後どのように活用していくかについて併せてお尋ねいたします。企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市のDX、つまりデジタル技術を活用し、行政サービスの改善や効率化を図る取組としては、まず、AIの活用として、生成AI、AI議事録、AI-OOCRを導入しています。

す。生成A Iは、文書の校正やマクロの作成などに利用し、A I議事録については、会議録の文字起こしの自動化により議事録作成の時間短縮につなげています。また、各種オンライン申請を開始していますが、紙での申請にも対応するためにA I－O C Rを導入し、手書きの申請から必要情報を読み取ることによりデータ入力の時間削減につなげています。

次にR P Aについては、オンラインでの申請データやA I－O C Rで読み取った情報をシステムへ自動入力することや、各種台帳から財務会計システムへの入力の自動化など、様々な業務で利用を拡充させています。例えば予算書作成業務では、72時間かかっていたものが2時間に短縮できています。

また、市民、事業者の方への行政サービスとしては、124業務のオンライン申請、さらに、ハザードマップや地番参考図等を確認することができる公開型G I Sなど、利便性向上のためのツールを導入しています。

なお、本市では積極的にD Xに取り組んでいると認識していますが、ツールの導入のみでは業務改善にはつながらないため、現在の業務で無駄がないかなど、業務フローの見直しも行っております。

今後も、デジタルツールを活用した業務効率化を横断的な取組として推進し、国が示しているデジタル人材確保・育成についても、外部での研修も含めて実施してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。今、紹介のあった積極的な取組によって確かな成果が表れていることは心強く、評価すべきものだと感じております。一方で、D Xは単なる効率化や便利さの追求にとどまらず、市民にとっての価値や地域社会における行政の在り方そのものを変える可能性を持っています。そこで市長に伺います。人口減少や働き方改革が進む中、D Xの推進によって生まれる価値を市長はどのように捉えておられるのかお聞かせください。市長お願いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

D Xを推進することでどのような効果が期待できるかということで、大きく3点挙げさせていただきます。

まず第1点ですが、D Xを推進することで、行政サービスの質と効率の大幅な向上が期待できると考えております。デジタル技術の活用によりまして、市民の皆様の利便性が高まり、手続の簡素化や迅速化が実現します。これにより、市民一人一人が行政サービスをより身近に、そして負担なく利用できるようになります。

第2点に、人口減少により職員の確保が困難な状況になっておりますけれども、一方で業

務は多様化をしております。そのような中で様々なツールを活用することで、職員の業務負担が軽減され、より創造的で価値の高い業務へとシフトすることが可能となってまいります。これにより、限られた人材を有効に活用し、持続可能な行政運営を実現できると考えております。

第3点目、DXは、地域経済の活性化にもつながると考えております。例えば、観光分野のDXを推進することにより、市を訪問する方の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等を図ることできると考えております。

このようにDXの推進によって、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の発展など、多方面にわたり大きな価値が生まれてくると認識をしております。こういったところを踏まえて、今後も積極的にDXの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。今後も単なるシステム導入にとどまらず、市民目線に立った利便性の向上や、職員がより付加価値の高い業務に取り組める環境づくりを進めていただくことを強く期待しまして、このテーマの質問を終わります。

続いて、最後の質問になります。県立宇土高校の存続についてです。宇土高校は、本市に唯一ある高校であり、進学の場であると同時に、地域人材の育成や文化活動の担い手として重要な役割を果たしています。県職員を含めますと800人弱の関係人口が日々ここに通つており、教育機関としての存在にとどまらず、本市にとって貴重な地域資源であるとも言えます。しかし、近年は熊本市内の高校や私立人気に推され、定員割れが続いている状況でございます。過去10年の資料を学校に相談して出していただきました。今現在このような状況となっております。私自身の学年はですね、同僚議員で土黒議員もいらっしゃいますけれども、競争率1.4倍という厳しい入試でございまして、403人が入学しましたけれども、100人以上が不合格となった時代もありました。恐らく先輩方々のときも、そのような状況ではなかつたのでしょうか。現在では、二次募集でおよそ1クラス分を補てんするような状況で、倍率が1.0を切るという現状は望ましいとは言えないというふうに思っております。県としましては、特定の一つの県立高校にだけ特別な支援を行うことは難しいと考えられます。だからこそ、今後はもちろん高校自ら努力することも必要でございますけれども、地元自治体である宇土市が主体的に関わり、存続と発展に協力していく姿勢がますます求められるのではないでしょうか。そこで伺います。市としてこの現状をどのように把握しているのかお尋ねします。企画財政部長お願ひいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

宇土高校の入学者募集倍率につきましては、市としても毎年注視しているところです。近年の推移を見ますと、議員の資料にもありました、令和元年度に初めて倍率が1.0を下回り0.96となり、その後も倍率1.0を上下する状況が続いております。具体的には、令和2年度は1.09と回復しましたが、令和3年度は0.91、令和4年度は1.02、令和5年度は再び0.91と推移し、令和6年度には0.63と大きく低下、令和7年度も0.66と低迷が続いている状況です。

このような定員割れが続いている主な要因としましては、少子化の影響に加え、熊本市内の高校を選択する生徒の増加などが挙げられると考えております。

熊本県においても、県立高校の在り方を検討する会合が各地で開催され、子どもたちの教育環境の整備が進められております。宇土高校は、地域にとって大変重要な教育機関です。本市としましても、宇土高校の魅力発信などを行いながら、同校の存続と発展に向けて支援できる取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。地域にとって唯一の高校を存続させるために、市としても危機感を持って取り組んでおられる点は心強く感じております。一方で高校の存続に直結するのは、やはり高校そのものが打ち出す教育の魅力です。現在、宇土高校では、探究活動や特色ある教育に取り組まれていると承知しておりますが、こうした取組の効果をさらに高めるためには、市としての連携や支援が欠かせないのではないかでしょうか。そこで伺います。宇土高校が進めている探究活動や特色ある教育について、市としてどのような連携や支援を行っているのかお聞かせください。企画財政部長お願いします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

宇土高校では、文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール、通称SSHと言いますが、この指定を受けており、理数系分野を中心に、地域の自然環境や歴史、産業をテーマとした研究など、先進的な探究活動が行われております。

また、地域課題解決型の学習として、宇土市の防災・減災、まちづくり、観光振興など、地域社会の課題をテーマにした探究活動も実施されております。

本市では、生徒の皆さんのが要望に応じて、これらの研究に関連する市の取組事業を紹介したり、市が保有するデータや情報を提供するなどの支援を行ってきました。

さらに、探究活動の一環で、宇土市や地域に貢献する研究の中から、優れたものに対して、市長が宇土市長賞を選定し表彰することで、生徒の皆さんのが探究意欲を高めるとともに、地域への关心や愛着を深めていただく取組も進めてまいりました。また、こうした生徒の活動

や研究成果については、広報うとなどでも紹介し、市民の皆様にも広く周知しているところです。加えて、市長がＳＳＨの運営指導委員、企画財政部長が学校運営協議会委員として会議に出席し、学校運営に関わっております。

今後は、探究活動の内容に応じて、生徒の皆さんと地域の方々との橋渡し役をさらに強化し、地域の課題やニーズを直接探究活動に生かせるよう、より実践的な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。高校の魅力を高めるために市が積極的に関与されている点は大変心強く感じています。高校が存続することは、若年層の人口流出を防ぎ、定住促進や地域活性化につながると思います。高校がなくなると地域の魅力も損なわれ、まちづくりに大きな影響を及ぼします。答弁にはちょっと影響はないんですけども、ちょっと資料を皆さんに見てほしいと思います。こちらは、熊本県教育委員会で在り方検討会ということが行われているんですけども、そこでホームページで取った情報になります。県の教育委員会にも報告はしております。この宇上学区と読むのかな、「宇」と「上」と学区、これが宇土が入っているこの地域の学区になります。宇土、松橋、小川工業、御船、甲佐、矢部が該当するかと思います。これを見たら分かるようにですね、宇土校区内は1,425人の3年生がいて、どこの高校に進むのかということですけれども、この学区外に873名、要するに61.3%が流出するということでございます。もちろん、その熊本市内にほかの学区から比べると近いところにあるからということも理由なんでしょうねけれども、やはり6割以上がその学区内にとどまらないという現状がございます。ほかのところは13.5%とかいうところもありますね。その資料でございました。ほかの資料も見ていただきたいんですけども、こちらは、生徒と保護者にとったアンケートです。生徒はどのような分野に興味があるかということで、このeスポーツがもう最近挙げられるんですね。宇土高校は文系、理系ありますけれども、この文系、理系などにとらわれない幅広い学びも生徒は選択しているということになります。保護者としては、この内容を見て分かるように、即戦力を望んでいるような傾向にあるのかなというふうに思っています。そして、中学校の学校長にもアンケートがとられておりました。私立高校を志望する理由、やはり私立高校は人気という捉え方ですね、「私立高校を志望する理由は何と考えられているか」ということで、やはりその上位にある理由としては、「部活動に関する理由」ということで84.5%、「高校の立地や通学に関する理由」、我々のときは特にそうだったんですけど、それが今理由になってない、このマイナス55.9ポイントということで、今はそれが理由になってないというのも現状だというふうに思っています。あとは、今ちょうど右上に8月7日と書い

てありますけれども、8月7日にその提言のまとめということで案が出ておりました。これも非常に参考になるので、後でもいいので皆さんに見てほしいというふうに思います。あとこれは卒業アルバムで、卒業アルバムは高校を卒業してもらうんですけども、多分相当暇だったときに、出身中学校がどれぐらいいたのかということを調べたやつです。最近調べたわけじゃないんですけど、アルバムを取り出したらこのように自分が書いていたので、それを出しておきます。このように松橋、鶴城で151人いたんですね。403人入学したと思うんですけども、卒業したのは393でした。そのうちの151人が松橋、鶴城ということになっております。これがですね、今、寮と下宿がありません。寮と下宿がないと考えた場合、この赤ラインが寮と下宿を使ったんじゃないかと思うような校区の人で、それ以外がこれぐらいいたということになります。もちろんその少子化の影響がありますから、この母数もどんどん減っていると思われますし、このような地域の人たちも、熊本市を選択しやすい環境になっているというのが現状だというふうに思っています。資料を御覧いただきましてありがとうございました。そこでですね、市長に伺います。高校の存続は、本市の定住促進やまちづくりにも直結すると考えますけれども、今後の宇土高校への思いを含めて、市長の見解を伺いたいと思います。市長お願ひします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

先ほど企画財政部長が答弁しましたとおり、宇土高校においては、令和4年までは受験者数が募集定員に対して倍率1.0前後で推移をしておりましたが、令和5年度に0.91となって以来、今年度は0.66となるなど定員割れが続いている状況です。これを私なりにも分析をしております。一番大きな要因は、先ほどからあっておりますとおり、平成22年度に宇城地区と上益城地区は熊本市学区に統合をされました。県央学区となったことが挙げられます。これによりまして、熊本市内の公立高校とともに競争する状況、選択しやすい状況になったということですね。この時期、少子化はずっと進行をもちろんしてきたわけですから、当初、前回の熊本県の高校の統廃合の計画の中では、熊本市内の公立高校普通科の定員は減らすということを明記されておりましたが、これは減らされておりません。10クラスが維持されております。お聞きをしたところ、子どもが予想以上に減らなかつたからということなんですが、実際はさっきのような話で、宇城・上益城からどんどん流れていったというのが実情だと私は考えております。こういうのも、入りやすくなつたから流れしていくというのはもちろんあると思います。これ以降、熊本市への通学圏に当たる一番近い宇城・上益城地区内の普通高校への進学者が急減をしております。それは、先ほど今中議員がお示しされた資料のとおりです。更には、私立高校の授業料の支援措置が入ってまいりました。私たちの頃とはかなり違う状況になっておりまして、授業料の安い公立高校との差が縮

まり、私立高校進学へのハードルが下がって志願者が増えることになったということ。最も私学に関しては本当に頑張っておられて、学校を維持するために努力をされております。魅力づくりをされております。これが奏功しているということもあるうかと思います。なお、宇土中学校が平成21年に開校しました。更には、一般公募のクラスがぐっと減らされたこともありますし、宇土高校は定員割れするかしないかのラインを3年ぐらい前までは保ってきたところです。しかし、ここ数年はその生徒の流れ、先ほど言ったような流れを防ぎ切れずに受験率が大きく低下しているということと、あと一つ気になるのが、宇土中生の外部受験が相当数に上っていると、今年は30人ぐらい抜けているのかな、とんでもない数を抜けているという話を聞いております。こういったところが原因になっているのかなと思います。私も宇土高校出身でございますが、地元で唯一の高校、宇土高校のこの現状には強い危機感を持っております。高校再編に関しては、去年、宇土市で県教委主催の住民の意見交換会があったのですが、ちょうど私はそのときは行けていませんけれども、そういうのを受けてですね、市長会から県教委に申出をしております。市長会との意見交換会を開催してくれということで、昨年11月に開催されました。また、3月には宇城地区の3首長と県知事との意見交換会がありました。また、先月は県立高校の在り方に関する意見照会などもありますし、そのたびに強く意見具申を私はさせていただいております。どういうことを言っているかといいますと、県立高校の存続は、地域の盛衰を左右する極めて重要な課題であると、これを学校の効率という視点で捉えないでいただきたい。もう少し大きな意味で捉えない、統廃合ありきで議論しないということが、まず1点。2点目に、私立高校は本当に生き残りをかけて生徒募集に取り組んでおられる。そんな中、この生徒募集の現状を踏まえて協議すべきである。今の高校再編は、私立高校の状況はほとんど見られておりません。県立高校だけの枠内で語られております。私立高校が県内4割ぐらい私立高校に行ってると思う、三十何%だったかな、行っていると思うんですが、そこを無視して県立高校だけで議論しても何にもならないということです。こういうことを続けていけば、私立高校はもちろん頑張られますので、熊本市周辺の高校は、熊本市内の高校と熊本市にある私立高校だけになる。宇城・上益城は、高校は存続できなくなるというような意味です。あと1点、県立高校の再編に関して、県の教育委員会が中心となってやっておられますけれども、県の教育委員会の権限が及ぶのは県立高校だけなんです。私立高校を所管するのは知事部局なんです。何で知事部局がここに入ってもらえないのか。知事部局も入って、まちづくりの観点から高校再編をお願いしたいというようなことを、これまでもずっと言い続けてまいっております。言うのはいいのですが、宇土市にじやあ何ができるのかというところをお話をさせていただきますが、高校が生き残るために必要なことは、やはり魅力の向上だと思います。魅力を向上させて、受験希望者を増やすことに尽きると思っております。宇土高校は、スーパーサイ

エンスハイスクールという理系に力を入れた指定校になって今3期目で、もう10年ぐらいずっとこういう研究をしております。その教育内容に関しては、教育関係者からは非常に高い評価を受けています。すばらしい教育だと受けています。しかしながら、いかんせん、受験者側に伝わってない。魅力として、一番アピールしたい魅力が受験者に有効に伝わっていないということ、これは大きな問題だと思っています。この部分については、宇土市として、宇土高校の魅力を発信するプロモーションに力を入れなければならぬと思っているところでございます。さらには、個人的な意見です。最近、高森高校のマンガ学科とか話題になります。マンガ学科ができてどうこうだとか、eスポーツの学科をつくったらどうかとかいうのもあると思うんですが、やはり宇土高校はこれまでの歴史から見て、SSHという教育にかなり時間をかけて取り組んでまいりました。この取組をやはり無駄にすべきじゃないという思いがあって、宇土高校に普通科だけでなく、理数科というような学科、まあ理数科はありますけど、理数科などの学科を新設して、宇土高校で学びたいという人を1人でも2人でも多く集めるのが大事ではないかと思っております。マンガ学科などの特殊な学科もいいかも知れませんが、私は進学校としての位置を確保しながら生き残るという視点からすると、大学受験に必要な理数科がベターではないかなと思っています。このあたりはもちろん議論が必要ですが、そういう考え方があるということ。これに関しては、私も委員となっております宇土高校のSSHの運営指導委員会でも提案したことがあります。しかしながら、校長も今回替わられましたので、改めて意見具申をしたいと思っております。高校の魅力づくりという面では、今私が思ったぐらいのことではもちろん駄目で、本当に深い議論が必要だと思っておりますが、宇土市としてやらなければならないことは、地域として学校と密に連携して、地域の声、地域の思い、学校の思いを併せて県に伝える。もの申していく姿勢だと思っております。

以上です。

○議長（野口修一君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 熱い御答弁ありがとうございました。六、七年前にも、そのときは100周年を迎える前に自分は野球をしていましたから、甲子園プロジェクトを引き合いに出して、宇土高校の魅力アップのための支援を聞いたことがありますけれども、そのときの熱と比べると全然違うなというふうに思いました。本当に今後期待していきたいと思います。市長が自ら危機感を共有し、県への働き掛けや高校の直接の対話に取り組んでいただいている点は、大変心強く受け止めております。先日、宇土高校の大同窓会が開催され、450人近い同窓生が集まり盛会のうちに終わりました。その場での挨拶や同級生、そして先輩方との交流の中では、多くの方から宇土高校の存続を心配する声が寄せられました。県教育委員会主催の県立高校の在り方検討会に、私も2か所で参加させていただきましたが、各地で活

発な議論が交わされており、またグランメッセでの「県立高校 学びの祭典」など、県としても懸命に努力されていることは認識しています。その上で、今後は各自治体の姿勢によって差が出てくるのではないかと感じております。例えば小国高校では、一時期は地元離れが課題でしたが、昨年度は70%以上の生徒が地元進学を選んだと伺っております。総会でも意見が出ましたが、これは野口議員のことなんですけれども、宇土高校も地域に愛され、地元で選ばれる高校であるという認識をさらに浸透させていく必要があると思います。議長席から発言はできないんでしょうけども、総会のときにですね、すごく同窓会に対しての提言というよりも、宇土高出身者、そして地域への提言だったというふうに受け止めておりますけれども、本当に出身生、出身者、そして地域からですね、宇土高は本当にすばらしい活動、すばらしい取組をやっている、本当にすばらしい生徒が通っております。そういうことを浸透させていく必要があるというふうに考えております。一昨年前あたりから、いろんなイベントや学校訪問などもさせていただく中で、現役生とよく関わるようになりましたけれども、その際に学校の様子を生徒に伺うとですね、宇土高は楽しいと答える生徒がほとんどで、学校生活を楽しんでいる様子も伝わってきます。恐らく僕が現役で通っているときは、楽しいという一言は、多分出てこなかつたんだろうというふうに思います。宇土高校には、その素質が十分にあると感じております。先ほど市長の答弁の中でも紹介のあった、体育系はちょっと頑張ってはいますが、なかなかその評価、どうしても相手があることですからなかなか勝ち進んだりとかはしていないんですけども、この文化面に関しては、本当にすばらしい成績を上げておりますし、いろんなテレビ取材やいろんなところでこのように評価されているんです。30年前の自分たちのときに照らし合わせると、恐らく僕らのときは、5行とか3行ぐらいで終わったんじゃないかというふうに思います。野球の世界では甲子園が最高峰でありますけれども、この文化方面の甲子園というのがあれば、宇土高は恐らく毎年全国大会出場クラスで、その中でも優勝、準優勝を狙えるような高校になっているのではないか。さらに学校関係者との意見交換を通じてですね、宇土高校が行っている台湾台南市との研修や交流を本市の中学生と結びつけて、宇土市として支援することも一案だと考えます。今、オンラインとかでやられておりますけれども、オンラインに限らず、中学生が台南市を訪問する取組を高校と一緒に進めれば、宇土ならではの特色となると考えられます。そのような資金を大同窓会で市長も言及されておりましたけれども、ふるさと納税で集めるのも一つです。是非、宇土高校への支援を寄附目的化して、企業版ふるさと納税も含めて応援してほしいですし、また、地元企業のカメヤさんがオーロラビジョンや駐車場の一角を使っての宇土高校のPRをされているように、本市を中心に地域全体で宇土高校を応援する機運を広げていくことも大切だと思います。高校生の足を確保することも大切です。松橋産交が

今月末閉鎖となり、松橋駅に窓口業務は移行されるものの、桜町・松橋間の便は大幅に減ります。宇土高校生なども含む通学、通勤のため、朝夕の便だけは残りそうですけれども、今後コミュニティバスの活用を含めて協議が必要ではないでしょうか。宇土高校の存続は、本市のまちづくりや若者の定住促進に直結する重要課題です。今後も県や学校、地域と一体となって、宇土ならではの教育環境を守り、次世代を担う人材を育てる基盤を確保していただきたいと思います。私も議会の立場からしっかりと後押ししていくことをお約束し、このテーマの質問、私の最後の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日 10 日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午後 2 時 28 分散会

第 3 号

9月10日(水)

令和7年9月宇土市議会定例会会議録 第3号

9月10日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 浦本晴美議員

- 持続可能な水利用、自然に負担をかけない暮らしについて
- 観光客増に伴う宿泊施設の現状と課題認識について
- 子どもサードプレイス計画の進捗状況について

2. 中野洋一議員

- 全国で相次ぐ学校内における盗撮等の犯罪防止について
- 大規模災害時の通信手段の確保について
- 好適環境水による陸上養殖への取組で宇土市の更なる魅力づくりについて
- 本市公園の一元管理について

3. 土黒功司議員

- 8月10日豪雨を踏まえた宇土市の被害検証・災害廃棄物対応・情報伝達体制強化と今後の防災方針
- 本市の子どもたちの食を守る学校給食と給食センターの今後について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐 美 三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真 之 助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 横 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元 松 茂樹 君	副市長	光 井 正吾 君
教育長	前 田 一 孝 君	総務部長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	野 口 泰 正 君	市民環境部長	加 藤 敬一郎 君
健康福祉部長	江 河 一 郎 君	経済部長	山 崎 恵 一 君
建設部長	草 野 一 人 君	教育部長	池 田 和 臣 君
秘書政策課長	渡 邊 聰 君	総務課長	上 木 淳 司 君
企画課長	松 下 修 也 君	まちづくり推進課長	木 村 る み さん
財政課長	北 谷 太 示 君	環境交通課長	渡 辺 勇 一 君
こども家庭センター長	池 田 忠 陽 君	水産振興室長	宇都宮 一 徳 君
商工観光課長	三 浦 仁 美 さん	都市整備課長	坂 田 治 君
学校教育課長	淵 上 真 行 君	生涯活動推進課長	西 山 祐 一 君
給食センター所長	松 本 啓 介 君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田 尻 清 孝 君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦 田 昌 臣 君
議事係参事	村 田 有 美 さん	庶務係参事	中 山 裕 輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

4番、浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 皆様おはようございます。会派、風の浦本晴美でございます。本日は一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。まず初めに、8月の10日から11日にかけての大雨により被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。そして本日、さらに早朝からの大雨で緊張が走りました。朝からの登園、登校、出勤には大変御苦労があったと思います。今後、雨雲の動向を見守るしかございませんが、大事に至らないことを願っております。いつ自分事となるか分からないという緊張感を持ち続けたいと思います。それでは、本日は環境、観光、教育について、三つの質問をさせていただきます。質問席に移ります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 本日、質問を早速始めさせていただきます。初めに、持続可能な水利用、自然に負担をかけない暮らしについて五つの質問をいたします。8月に開催されましたこども未来都市シンポジウムにおいて、緑川小学校の児童は、宇土市を水と仲良くしてきまち、自然と仲良くできるまち、将来的には人の温かさと自然の優しさで人が集まってくれるまちと表現してくれました。また、網津小学校の児童の発表からは、「自然に配慮する」という言葉が印象に残りました。児童たちが語ったように、河川や海は私たち市民にとって非常に身近な存在であり、水は私たちが生きていく上で不可欠な資源です。この言葉に触発され、今回の一般質問では、次世代につなげる持続可能な水利用と自然に負担をかけない暮らしをテーマとして取り上げます。そこで、加藤市民環境部長にお尋ねをいたします。市では、河川や海の水質についてどのような検査を実施されているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

本市では第4次宇土市環境基本計画に基づき、四半期ごとに年4回市内河川の水質調査を実施しております。

これは、定期的に河川の水質調査を実施することで、異常が発見された場合、早急に対策

を取ることができるように水質の監視・把握に努めるものです。

調査地点は、船場川2地点、潤川2地点、大坪川1地点、網津川1地点、網田川1地点の計7地点で実施しております。

また調査項目は、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、ノルマンヘキサン抽出物質、PFOs・PFOAの7項目となります。

なお水質汚濁防止法第15条の規定において、都道府県知事は公共用水域である河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他一般の水域の水質を常時監視することが定められており、本市では有明海、緑川、浜戸川の水質調査が実施されています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 答弁ありがとうございます。本市環境基本計画に基づき、四半期に一度、年に4回の水質調査が実施されていることが分かりました。調査項目に上げられた7項目のうち、PFOsやPFOAは、皆さんも御存じのとおり、水や油をはじき、熱に強い特性を持つPFAAsと呼ばれる人工的に作られた有機フッ素化合物の一種です。これらは永遠の化学物質とも呼ばれています。生物の体内に蓄積されやすく、食物連鎖を通じて濃縮される可能性があると言われています。また、人体に取り込まれると健康への影響が懸念される物質でもあります。市民の安全のためにも水質調査に関しては、引き続き、徹底した調査をお願いいたします。

では、次の質間に移ります。生活排水、特に家庭から排出される化学物質を含む洗剤が水質に与える影響について、市ではどのように認識され、どのような対策を取られているでしょうか。加藤市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

家庭から排出される生活排水中には、洗剤に使われる化学物質が含まれています。その代表的なものを幾つか挙げますと、洗浄力の中心となる成分で油や汚れを水に溶かして落とす界面活性剤、衣類の洗濯や台所洗剤に含まれる漂白剤、たんぱく質や脂肪を分解する酵素、香り付けや製品の腐敗を防ぐ香料・防腐剤、水中の金属イオンを取り除いて洗浄効果を高めるキレート剤などがあります。

環境への影響をできるだけ少なくするために、必要なものを必要な分だけ使用し、正しい使用法を守ることが大変重要と考えており、本年3月に改定した宇土市エコライフ計画においても、「洗剤を使い過ぎないようにしよう」という取組の中で、「洗剤の大量使用は、川や海を汚す原因となるため、適量を使うようにしましょう。また、環境に優しい製品を選択しましょう。」と掲載し、市民への周知に努めています。

また、ほかにも水質汚濁につながる生活排水の不適切な処理を防ぐため、合併処理浄化槽の設置を推進しており、網田地区や網津地区などの下水道認可区域外の地域において、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換に補助金を出すなど環境保全に努めています。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 答弁ありがとうございます。家庭から毎日排出される生活排水には様々な化学物質が含まれており、これらが河川や海の水質汚染の原因となることに対して大変懸念するところでございます。答弁の中でおっしゃいました、洗浄力の中心となる成分、界面活性剤、漂白剤、酵素、香り付けの香料、防腐剤、水質の金属イオンを取り除いて洗浄効果を高めるキレート剤、これらの成分はそれぞれ環境や人体に問題を引き起こす可能性があると言われております。香料に関しましては、現在、香りの害、「香害」と書きますが、問題視されております。アレルギーや皮膚炎の原因となることもあるそうです。衣類に成分が残ってしまうことで、健康被害にまでつながるのです。そして、私たちが清潔を保とうと洗濯をすればするほど、自然界に負担がかかっているわけです。宇土市エコライフ計画においても、洗剤の大量使用が川や海を汚す原因となること、適量を使い環境に優しい製品を選択しようと、市民への周知を図っておられます。広報うと、ＳＮＳ等で、さらに市民に訴えかける努力をお願いいたします。

では、次の質間に移ります。このように化学物質が環境に大きく負担をかけていることについて、市民への啓発活動、小中学校への教育はどのようなことを行っておられますでしょうか。加藤市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

私たち一人一人が、汚れの原因となるものを川や海に流さないなど環境に対する意識が重要となります。そこで環境に優しい生活スタイルの指針として宇土市エコライフ計画などを策定し、環境問題に取り組むべき事項を啓発しております。

この冊子は、小学校5年時の環境学習でも使用できるようイラストをふんだんに使い、分かりやすい表現で記載しており、楽しみながら環境問題や脱炭素の取組を考えるきっかけになると考えております。

また、小中学校を対象として、環境交通課の職員が学校に出向き、子どもたちに環境の取組を教える環境学習の出前講座を毎年実施しております。こちらは小中学校から要望があつた場合に実施しているのですが、先日開催されたこども未来都市シンポジウムでも、環境に関する意見が出たことは、出前講座の取組や、小学校5年時に学習する環境学習の取組が大きな役割を果たしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 答弁ありがとうございます。小中学校への環境教育を実践されていることに安堵しました。学校で学んだことを家庭の中で実践できる環境であることを願います。こども未来都市シンポジウムで語られた言葉が出前講座の成果であるとするならば、とても喜ばしいことです。環境教育がもっと進められていくことを期待します。

次の質問に移ります。子どもたちには出前講座があり、環境に対する意識が向上していますが、市民が環境活動に参加する取組の実施状況についてはどのようなものがあるでしょうか。加藤市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

熊本県は、有明海、八代海等に面し、また、菊池川、白川、緑川、球磨川等多くの河川や豊富な地下水を有するなど、豊かな水環境に恵まれています。

しかしながら、自然環境等の変化に伴い、一部の水域において水質環境基準が達成されていないなど問題が生じているほか、海洋ごみによる環境汚染や、有明海や八代海では海域環境の悪化による魚等への影響が懸念されています。

ふるさとのきれいな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、市民参加型の実践的取組として、毎年8月にみんなの川と海づくりデーを開催し、水辺周辺の一斉清掃活動を実施しています。

今年は8月31日に網田地区及び網津地区の河川及び海岸において、地域住民、漁業関係者、ボランティア、市職員などが清掃活動に取り組み、約700名の参加がありました。

そのほかにも地域団体主催の活動として、未来ヒーローが実施されるストリートトレジャーハンターでは、ジンベエ像や長部田海床路など住吉海岸公園周辺の清掃活動に地域住民や高校生、ボーイスカウトなど多世代が参加をされています。

また船場川十年後委員会が実施される船場川クリーン作戦は、年2回開催され、今年の秋には62回を迎えるなど、継続した清掃活動に多くの地域住民や中高生が参加されています。

なお、地域活動の際に回収されたごみは、市が回収を行い、燃えるごみ、燃えないごみに分別した上で処分を行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 答弁ありがとうございます。自然環境等の変化に伴い、一部の水域において水質環境基準が達成されていないなどの問題、海洋ごみによる環境汚染や、有明海八代海では海域環境の悪化による魚等への影響が懸念されていることを受けて、市民参加型

のみんなの川と海づくりデーの清掃活動、8月31日には網田・網津地区の河川、海岸での清掃活動に700名もの参加があったとは、環境に対する意識が向上していると言えると思います。また、先ほど答弁いただきました地元住民発信の未来ヒーローは、すっかり観光地となったジンベエ像のある長部田海床路で、令和5年から子どもたちが地域のためにできることを見つけ、実践することで郷土への愛着や未来をつくる力を育むことを目的として、海岸線の清掃イベントを行っておられます。環境を良くしたいという皆さんの方は大変すばらしいです。2022年に福岡県宗像市は、地島という小さな島で、石けんの使用による水質改善実験を行っておられます。行政と企業のシャボン玉石けん、山口大学が連携し、3か月間取り組んだ結果、実験期間中、生活排水が集まる下水処理場では、水をきれいにする微生物の種類と量が増加したことが確認されました。これは、石けんが環境に良い影響を与え、汚れた水を浄化する能力を高めることを示しています。また、海に放流される水に含まれる合成洗剤の成分量が大幅に減少したことが明らかになりました。水の汚れの指標であるBODの数値からも、石けんを使用することで海へ放流される水をよりきれいにできることが示されました。宗像市地島の事例は、単に水質が改善されたというだけでなく、地域住民の意識を大きく変え、持続可能な取組として定着しつつあるということです。この事例は、行政、企業、市民が連携することで、地域の環境問題を解決し、より良い未来を築けることを示唆しています。宇土市でもこのような事例を参考にしながら、地域の特性に合った取組を検討していくことはとても重要ではないかと思います。是非とも環境に負担をかけない暮らしを行っていくために、本市も取り組んでみてはどうでしょうか。検討していただきますようお願いをいたします。

次の質問に移ります。持続可能な水利用、自然に負担をかけない暮らしについて、最後の質問です。川や海の浄化を目的とした具体的な事業計画や今後の展望について、どのような行動を意識していかれますでしょうか。元松市長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 質問にお答えする前に、ちょっと今日、朝からですね、非常に強い雨が降っておりまして、今、事務方のほうから連絡があって、網津川のほうでまだ越えているわけではないのですが、非常に危ないということでサイレンを鳴らすという連絡が入りましたので御連絡をさせていただきます。まだ越水しているというわけじゃないです。ただ、満潮まであと10分ぐらいあるものですから、今、樋門が閉まっている状態なものですから、何とか耐えてほしいと思っているところでございますので、冒頭にお話をさせていただきました。

それでは、御質問にお答えをいたします。

本市の環境問題に対しましては、本年3月に策定した第4次宇土市環境基本計画により進

めていくことになります。環境問題は、市だけが行動すれば解決する問題ではなく、行政、市民、事業者及び民間団体と協働で進めていくことが重要になってまいります。先ほど未来ヒーローですとか、船場川十年後委員会の活動も非常に重要な活動だと思っております。

また小学校で実施されております環境学習などは、子どもの頃から環境問題にふれあうことと、自分たちの問題であると捉えることによって、地域全体でより良い環境、地域をつくり上げるという意識づくりに重要な役割を果たしていると考えています。

本市は、10キロメートル以上にも及ぶ長い海岸線と広大な干潟、そして風光明媚な御輿来海岸等を有しております、更には、海苔を中心とした豊かな漁場を有するなど、有明海の豊かな自然の恩恵を受けております。

その反面、市内を流れる河川は、そのほとんどが有明海に流れ込むことから、生活排水等の汚濁物質や河川に捨てられるごみ等は全て有明海に流れ込むことになります。生活排水や河川の水質改善を図ることは、有明海にとっても非常に重要な事項であり、今後も合併処理浄化槽への転換推進や市民共同での清掃活動などを実施してまいりたいと考えております。

最後に、有明海の良好な環境を将来の世代に継承していくことは、本市の将来における環境を豊かにするための重要な事項だと思っております。市民一人一人が環境に关心を持ち、現状を理解して日常生活における行動へ結びつけることが大事になってくると考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 御答弁ありがとうございます。市長が環境基本計画で掲げておられる「次世代に責任の持てる地域環境をみんなで創る」というスローガンに深く共感いたしております。この目標は、市長が今おっしゃったように、行政、市民、事業者、そして民間団体が協働で進めるで初めて実現できるものであり、私も全く同感です。環境教育も家庭や学校任せにするのではなく、企業等との連携を通じたより実践的な学習が求められると言えます。有明海を守るために、有明海からの恩恵を受け続けていくためにも、私たちの暮らしからなる生活排水を一度見つめ直すことは非常に重要かと思います。昨日、西田議員の一般質問でアサリ貝が全滅してしまったという話を聞き、大変胸が痛んでおります。私の自宅の前を流れる小松川も有明海に注いでいます。高齢者の方から聞いた話ですが、昔は川が海に流れ込む場所で、アサリ貝が豊富に採れたそうです。山からのミネラルが豊かに流れ込んでいたのだろうと想像します。しかし、今私たちが直面しているのは、PFOS・PFOAのような自然界には存在しない化学物質が検出されるという問題が非常に大きいと思っています。これは自然からの警鐘だと思っています。浄水器を設置すれば一件落着というわけにはいきません。なぜこのような物質が私たちの水から検出されるのか。それは、私たち人間

自分が排出をしてしまっているからではないでしょうか。次世代に向けて自然環境を整え、安心して飲める水を残すのは、まさに私たちの責任です。環境に負担をかけない暮らし方とは何か。今こそ私たちは、その根本を考えるときに立たされていると思います。市民一人一人が自分事として捉えるようになることを期待して、次の質問に移ります。

観光客増に伴う宿泊施設の現状と課題認識について、二つの質問をいたします。全国的に海外からの旅行者を含め、多様な宿泊施設を上手に活用する人が増えています。宇土の中心部にある民泊でも利用者が増加しているとのことで、調べましたところ、外国人旅行者70%ほどの利用があつてのことでした。一方で、宇土駅などからの移動手段が限られており、交通面での不便さがあるとの意見も耳に入ってきております。本市は、「九州のどまんなか」に位置していることから、駅前にホテルや宿泊施設を誘致し、レンタカーやレンタサイクルを利用しやすくすることで、観光の利便性向上や本市を起点とした広域観光につながるのではないかと考えます。現在、本市の観光整備の現状をどのように認識し、対策をお考えでしょうか。山崎経済部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君） 御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、近年、市内への観光客は増加傾向にあります。特にTSMCの県内進出効果もあり、台湾からの観光客が増加しております。

昨年、ナビタイムジャパンが発表した記事によりますと、2019年度と2023年度を比較した訪日外国人観光客の滞在増加率を分析した結果において、熊本県は2.14倍と全国でトップの増加で、その中でも本市は県内トップの7.33倍の増加でした。特に、ON E PIECEのジンベエ像が設置されております長部田海床路への来訪者が多い状況です。

一方で、議員御指摘のとおり、市内の主要な宿泊施設は現在三つありますが、観光シーズンやイベント開催時には宿泊予約が取りづらく、十分な数とは言えません。また、市内の駅に到着した後の移動手段が限られているため、レンタカーやレンタサイクルなど移動手段の充実も含め、利便性の向上が必要であると認識しております。

そのため、観光客により長く滞在していただき、地域経済の活性化につなげるためには、宿泊施設の確保は大きな課題と位置づけ、現在、宿泊施設の誘致に努めております。さらに、移動手段の充実など、観光の利便性向上にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 答弁ありがとうございます。網田駅を中心としたまちづくりに関わっておりますので、海外からのお客様が増加していること、長部田海床路への来訪者が多いことなど、JR三角線の利用者の微増も実感しているところです。JR九州ホームページの

線区利用状況で平均通過人員を調べましたところ、コロナ禍の人の流れが止まった時期を乗り越えて2022年では825人、2023年には859人、2024年には899人と増加をしておりました。今年は900人を超えてくるのではないかと楽しみにするところです。SNSでの「うとハッシン！」活動等の効果も数字に表れてきていることは肌で実感しております。昨年のナビタイムジャパンが発表した数字で、訪日外国人観光客の滞在増加率が県内トップであったことは大変喜ばしいことですが、来訪されるだけでなく、宿泊までつなげることができます。インバウンドの増加は顕著であり、地域経済の活性化につながるものです。宿泊とレンタカーをセットにすれば、市内の観光地を余すことなく回ることができます。「九州のどまんなか宇土市」は、熊本県のまんなかでもあります。観光客が宇土市を拠点に東西南北へ自由に観光できるような仕組みづくりが、滞在時間の長期化と消費喚起につながっていくと思いますので、今後に期待したいと思います。

では、次の質問です。本市は「九州のどまんなか」という地理的特性を生かし、自然、歴史資源を活かした観光振興策をさらにどのように進めていかれますか。元松市長にお尋ねします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

「九州のどまんなか」という立地を生かした観光振興策につきましては、第6次宇土市総合計画後期基本計画や本年3月に策定しました第3期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地理的特性を生かした取組を進めているところでございます。

まず、宇土市は交通の要衝であり、熊本市や天草といった宿泊施設の充実したエリアを結ぶ広域観光ルートの中継地として、日帰り観光商品の開発に力を入れております。本市自慢の自然景観を堪能できる御輿来海岸や長部田海床路の駐車場整備、地元農産品を活用した体験型観光プログラムの造成など、自然や食を生かした観光資源の魅力発信を進めているところでございます。

また、宇土城跡や大太鼓収蔵館などの歴史的資源を活用した周遊コースの整備や、地域の伝統文化を楽しめるイベント、祭りの開催などにより、観光客の滞在時間延長と観光消費の拡大を目指しております。

外国人観光客の誘致強化に向けましては、民間事業者と連携し造成した体験型観光商品を、台湾の台南市で開催される旅行博でPRするための予算も本定例会に上程させていただいているところでございます。

更には、宇城市や美里町との広域連携や台南市との国際交流を通じて、宇城地域一体となつた取組を進め、相互送客や滞在促進にも取り組んでまいりたいと考えております。とはいって、なかなか通過型になってしまふと経済効果が発揮できません。先ほど部長の答弁にもあ

りましたけれども、やはり宿泊できるところがないと、地域には観光のお金は落ちないという認識を持っております。そういう意味で現状の宿泊施設の不足をどうにかするというのも最重要課題だという認識しております。そういった認識を持って、そういった施設の誘致に力を入れているところでございます。

宇土市は九州各地からのアクセスが容易であります、観光拠点としての潜在力が高いと考えています。こうした地理的優位性を最大限に生かせるよう、地域おこし協力隊による観光情報の発信や観光プロモーションに注力して、宇土市への人の流れをつくるとともに、今後も、宿泊施設や移動手段の充実といった基盤整備と併せて、自然・歴史・文化資源を生かした観光振興策を総合的かつ一体的に推進し、宇土市の更なる魅力向上と持続的な地域経済の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。宿泊は熊本市や天草で、本市は日帰り観光商品に力を入れておられるとの御答弁でしたけれども、今、市長がおっしゃったように、本市の魅力を日帰りで堪能するということは難しいと思います。季節によって立岡公園、御輿来海岸の絶景美、いろんな風景があります。大太鼓を叩く体験のできる収蔵館もあります。陶芸の体験もできます。ジンベエ像、長部田海床路があります。明治、大正、昭和、平成、令和と五つの時代を生きている現役木造駅舎網田駅もあります。網田焼の里資料館があります。こここそ「九州のどまんなか」である地の利を生かし、宿泊とレンタカーをセットにした商品を打ち出していくことを期待したいです。花園地区にも1棟貸しの民泊ができます。宇土市らしいといえば、ホテルというよりも、空き家などを活用したアットホームな民泊というものが幾つかできてくると面白いのかなと思います。宇土駅に降り立てば観光窓口があり、レンタカーもレンタサイクルもある。そこから市内の宿を拠点に熊本をぐるっと堪能できる熊本のどまんなかでもあります。また、自然、歴史資源の活用は重要ですが、観光客が繰り返し訪れたくなるようなユニークなコンテンツや季節ごとのイベントなど、頼りになる地域おこし協力隊の力を大いに發揮して進めていただきたいと思います。地域おこし協力隊の皆さん専門性を引き出すのも行政の力です。私も協力隊の皆さんの活動を応援していきます。本市の豊かな資源を生かした観光政策に、さらに大きな可能性を感じました。今後の取組に期待をしております。

次の質間に移ります。子どもサードプレイス計画の進捗状況について、二つの質問をいたします。コロナ禍から学校に行かないという選択をする児童生徒が増加し、市民会館裏手にあるほっとスペースが手狭になっているという現状が続いていると思います。令和5年3月議会で、サードプレイスに関しての一般質問をさせていただきました。あれから2年半、新

設される多目的施設隣の子どもサードプレイスについて、令和8年度当初開設予定と聞いておりましたが、工事が始まる様子もなく、現在どのような状況となっているのでしょうか。また、場所が様々な問題を抱える児童生徒に対してどのような役割を果たしていくのか、大変気になるところです。ハード面の進捗状況、そしてソフト面の計画について、池田教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

本市における子どもサードプレイスにつきましては、現在、ハード面、ソフト面ともに整備・協議を進めているところですが、令和8年度当初よりも開設が遅れる見通しとなっております。

当初の事業スケジュールから期間延長に至った理由につきましては、県への建築確認申請において前例が少ない用途であることから、事前協議が想定以上に長引いたことに加え、隣接地に多目的市民交流施設建設とこれに伴う道路工事、ジョギングコースや河川改修といった複数の工事が計画されており、これらの計画を考慮した開所時期の決定に時間を要したことによるものです。

このような状況を踏まえ、ハード面につきましては、今年の7月に実施設計を完了し、今年の12月から来年6月までの期間で建設工事を進める予定としております。その後、必要となる備品の整備・搬入を行い、来年9月の開所を目指して準備を進めております。

子どもたちが安心して過ごせる空間づくりを第一に考え、安全性や利便性に十分配慮した施設にする計画であります。

次に、ソフト面につきましては、子どもに関わる関係課や関係機関との連携を図りながら情報共有を行い、これまで支援を必要としながらも支援が届いていない対象者を掘り起こすなどとともに、アウトリーチ、つまり出向いて支援を働き掛けることを見据えた様々な協議を進めていく予定であります。具体的には、どのような事業形態で運営を行うか、また、必要とされる有資格者や専門スタッフの配置の在り方などについて検討を重ね、順次体制を整えてまいります。

今後も、子どもや保護者のニーズを丁寧に把握しながら、安心して利用できる居場所の実現に向け、関係者と連携を密にし、計画的に事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 答弁ありがとうございました。ソフト面につきましては、支援の行き届いていない対象者を掘り起こし、支援が必要な人々に対し働き掛けていかれること、つなげてくださること、ありがとうございます。どのような事業形態で運営を行うかという

点においては、施設の目的、運営体制、地域との連携といった多角的な視点で見ることが重要と考えます。子どもたちの学校や家庭とは異なる居場所がどのような形で運営されていくのか、この施設ならではの価値は何なのかをベースに検討をお願いしたいと思います。また、建物に関しては、事前協議が想定以上に長引いたことと、多目的市民交流施設建設の道路工事等の関係で令和8年9月開所の予定になるということを説明いただきました。安心して利用できる居場所の実現に向け、努力をお願いいたします。

次の質問に移ります。8月10日、11日の大雨時に建設予定地は川の水が越水して浸水していたようですが、水害対策はどうなっているのでしょうか。池田教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

御指摘の建設予定地につきましては、本年8月の大雨の際に、近くを流れる船場川が越水し、敷地内が一時的に数十センチ浸水する事象が発生しております。このことは、施設を利用する子どもたちの安全確保の観点から、十分留意すべき重要な事案であると認識しております。

今回の大雨による浸水の原因は、市の中心部を流れる船場川が潮の干満の影響を受ける感潮河川であり、潮位が高い時期の満潮の時間帯で川の流れが悪くなっているところに記録的な大雨が降り、さらに、旧田中会館裏の駐車場横の護岸だけが周辺よりも低くなってしまっており、そこから建設予定地一帯へ浸水したものと考えられます。

現在、土木課において、当該河川の護岸かさ上げを含めた改修等を進めており、また、熊本県において当該河川の水を強制排水する松原排水機場の能力アップが進められており、令和9年度の秋頃には稼働する予定となっております。これらの治水対策を講じることで、浸水被害の軽減が図られるものと考えております。

しかし、近年の雨の降り方を鑑みますと、河川改修や排水機場整備などのハード整備だけでは、浸水被害を完全に防ぐことは難しいと思います。そのため、施設の運営面においては、防災情報の迅速な収集と共有に努め、気象情報や河川水位情報を確認し、必要に応じて利用者への避難誘導を行う体制を整備してまいります。

また、万が一想定を超えるような水害が起きたときのことを考えて、可能な限り基礎地盤を上げることも検討し、併せて、雨水排水設備の整備や避難経路の確保など、施設単位で可能な対応についても計画的に実施してまいります。今後とも、関係部局と連携し、子どもたちが安全に利用できる環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な答弁ありがとうございます。池田部長がおっしゃいますように、近年の雨の降り方は尋常でないことが多く、想定外の災害につながっております。しかし、今回建設予定の場所は、もともと浸水しやすい場所でもあると言えると思います。答弁いただきました可能な限り基礎地盤を上げる検討がなされること、是非ともよろしくお願ひいたします。建設前にこのような状況が確認できたことは、大変幸いだったと思っております。子どもが集う場所であるということを念頭に置いて、最善の対策をお願いいたします。

これにて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時55分から会議を開きます。

-----○-----

午前10時45分休憩

午前10時54分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

3番、中野洋一君

○3番（中野洋一君） 皆さん、おはようございます。公明党の中野洋一です。本定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。最初に、8月10日、11日の記録的な大雨の被害によりお亡くなりになられた方へお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。雨が上がり、被災した市民の皆様へ市職員の方々が寄り添い、しっかりと御対応してくださっている姿に感動をいたしました。一例でございますが、御紹介をさせていただきたいと思います。私のところにある用水組合の組合長さんから、「大雨で川が氾濫して、農業用ポンプのモーターが水没し壊れてしまい、大変に困っている。急いで修理をしないといけないが、修理するにも多額の費用がかかる。」と切実な御相談がございました。農林政策課へ行き御相談いたしましたところ、すぐに用水組合から被害状況の聞き取りを行いますとのことで、極めて迅速に現状を確認し、用水組合へポンプの修理等に関する補助の話なども懇切丁寧にしていただいたようあります。その後、組合長さんから御連絡をいただきまして、「本当にどうしようかと困っていたけれども、市の職員さんがすぐに来て話を聞いて、モーターの修理代金補助の説明もしっかりともらえて、本当に安心した、ありがたかった。」と、農林政策課の極めて迅速丁寧な御対応に、大変に感謝していらっしゃいましたことをお伝えしておきたいと思います。ありがとうございました。

さて、前が長くなりましたが、今回は、全国で相次ぐ学校内における盗撮等の犯罪防止について、大規模災害時の通信手段の確保について、好適環境水による陸上養殖への取組で宇土市の更なる魅力づくりについて、本市公園の一元管理についての四つの項目について質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快かつ誠実な御答弁をよろしくお願ひいたします。それでは、これより質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 改めまして、公明党の中野洋一でございます。よろしくお願ひいたします。それでは最初の質問、全国で相次ぐ学校内における教職員による盗撮等の犯罪防止についてです。質問に入ります前に、お伝えをしておくことがございます。今回の質問に取り上げました事件は、本市の小中学校の先生方とは全く関係のない事件であります。私の知る本市の小中学校の校長先生、教頭先生をはじめとして、先生方は子どもたちのことをしっかりとと考え、子どもたちとの信頼関係を大切にしてくださる、教育に熱意を持ったすばらしい先生方であるということを最初にお伝えした上で、質問に入らせていただきます。本年7月に名古屋市や横浜市の小学校教諭が勤務する市立小学校で女子児童を盗撮し、その盗撮動画をSNSのグループチャットで共有するという、断じて許すことのできない卑劣な事件が報道されました。この事件では、2名の教諭が逮捕され、このグループチャットにはほかにも10名ほどの教員が参加したと伝えられております。外部へ犯罪行為が漏れないように、教員だけしかこのSNSグループに入れないようにしていたとも言われております。また、同じ時期に埼玉県の公立小学校に勤務する教務主任である教諭が、教室で着替え中の女子児童を盗撮し、逮捕されたとの報道がございました。熊本においても、玉名市の小学校教諭が複数の女子児童のスカート内を盗撮し、有罪判決を受け、今年7月に懲戒免職になったと新聞等で報じられておりました。直近1年間を調べたところ、ほかにも事件が多数あるのですが、これ以上は申し上げません。こういった卑劣な犯罪行為により、夢や希望を持って学校生活を送るべき子どもたちの心に、一生涯消えることのない深い傷を負わせたこれらの卑劣な犯罪行為について、激しい怒りを覚えます。もちろん、これらの事件は本市で発生したものではありませんし、先ほども申し上げましたように、私が知る本市の小中学校の先生方は、子どもたちのために一生懸命に真面目に頑張ってくださっております。しかし、全国に目を向けると、本来安心・安全であるはずの学校内において、聖職者としての一面を持つ教員が、その立場を悪用し、本来守るべき子どもたちを性の対象とした卑劣なとんでもない事件を起こしており、それは単に事件を起こした教員個人の問題だけで片づけてはいけないと考えております。この事件で逮捕された名古屋市の教諭は、「被害者に一生残る傷を負わせ、世間に大きな不安と憤りを与え、本当に深く反省しています。」と述べているそうです。盗撮などすれば、このような結果になることは、頭では分かっていたはずです。玉名市の教諭は、

「ストレス発散やスリルを味わうためにやった。」と盗撮した理由を述べているそうです。ストレス発散やスリルを味わうために盗撮をしていいはずがないことは、頭では分かっていたと思います。頭では分かっていても抑えることができない衝動によって、犯罪行為を行ってしまうわけです。そう考えるならば、子どもたちに一生涯深い傷を残すような卑劣な事件を未然に防止するためには、そもそも実際にそういった行動を起こすことができないような環境整備、対策が必要であると考えます。

そこで、前田教育長にお尋ねいたします。教育長は長年教職にあって、子どもたちと真摯に向き合って来られました。また、校長という学校の最高責任者という立場も御経験されていらっしゃいます。そして現在、教育長として、一人の教育者として、今回取り上げたような児童生徒への教員の犯罪行為について、どのようにお感じなのか。前田教育長の御見解をお聞かせください。

○議長（野口修一君） 教育長、前田一孝君

○教育長（前田一孝君） 御質問にお答えします。

ただいま議員からありました、全国各地で教職員による学校内での盗撮等が相次いで発生し、とりわけ今年7月に明らかになりました名古屋市の小学校教員による盗撮及びSNS上での画像共有に関する事案や、先週9月1日に報道されました県北の中学校教員によるわいせつ行為の事案などは、決してあってはならないことであって、市教育委員会としても極めて遺憾であり、深刻かつ重大な問題であるというふうに認識しております。

こうした教職員の立場を悪用した行為は、被害者たる児童生徒及び保護者、その家族の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身共に甚大な影響を及ぼすばかりではなく、学校教育全体への信頼を大きく損ない、安心・安全な学校生活を脅かすものであります。また、日々、真摯に子どもたちと向き合っている大多数の教職員や学校教育全体への信頼までも大きく低下させてしまうものであり、断じて許されるものではありません。

本市教育委員会におきましては、今回の事案を受け、これまでの国や県からの通知等をもとに、改めて教職員への服務規律の確保の徹底、法令遵守及び高い倫理観の保持について周知・指導を強化しております。また、盗撮防止のための校内点検や児童生徒のプライバシー保護、私的端末による撮影・画像の持ち出し禁止などのルール徹底、相談窓口の周知等、厳正な対応を進めております。

引き続き、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、犯罪防止に向けた実効的な対策及び不測の事態が発生した場合の迅速・適正な対応について、全力で取り組んでまいります。また、今後も保護者や地域の皆様との信頼関係の構築に努めるとともに、子どもたちが安心して学べる教育環境の実現に向けて努力してまいります。

繰り返しになりますが、大多数の教員は、その職責を果たすために信頼関係を築きながら

日々熱心に子どもたちと向き合っております。その真摯な努力も一瞬で吹き飛ぶ今回の事件であります。全国で令和5年度に性暴力や性犯罪などで処分を受けた公立学校の教員は、過去最多の320人に上っております。極めて深刻な事態と言えます。盗撮をするために教員になったのかというふうに言われかねません。私が学校に勤務していたとき、教員の不祥事報道があった場合、職員に話をしていたのは、一人一人が他人事ではなく自分事として深く考えること、自分の学校からは絶対に盗撮等の信頼を失墜する事態を起こさせないということ、そして自分の家族やこれまでの教え子たちを失望させてはならないということであります。このようなことを地道に一つ一つ信頼を積み重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 前田教育長、御答弁ありがとうございます。前田教育長の教育者としての高潔な人格が、よく分かる御答弁であったと思います。本市の教育のトップである教育長が熱い言葉で率直に語ってくださり、感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

そこで、池田教育部長にお尋ねいたします。先ほど、前田教育長のお話の中にもございましたが、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員等による学校内での盗撮等防止について、本市では現在どのような対策がなされているのか、改めてお聞きいたします。また、今後更なる対策をお考えであれば、その対策についてもお聞かせください。

池田教育部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

まず、各学校では毎年、年度当初4月の職員会議において、管理職から所属の全教職員に対して綱紀の保持や服務規律の徹底について周知・指導を行い、盗撮防止等を含む不祥事根絶宣言書を全職員が記入して校長及び市教委へ提出しております。また、校内研修で不祥事防止に係る研修を年間複数回行い、教職員一人一人の意識を高めるとともに、全教職員で分担しながら教室やトイレ、更衣室等にカメラが設置されていないか等を定期的に点検し、管理職も日々学校内を巡回し、安心・安全な教育環境の整備に努めております。

さらに、情報機器や端末の使用・管理に関しては、教職員が自身のスマートフォン等私的な端末を使用して児童生徒を撮影することを禁じており、学校所有の端末であっても、児童生徒の画像等を管理職の許可なく校外に持ち出さないことを徹底しております。

次に、市教育委員会では例年、年度当初4月の定例園長・校長会議において、園長、校長に対して所属職員の綱紀の保持や服務規律の徹底について周知・指導を行い、主催する教職員の各種研修会の中で不祥事根絶への周知と指導を継続して進めています。また、本市教育委員会の教育委員及び関係職員で定期的に実施する学校訪問や授業参観、学校教育指導員に

による指導訪問の際に、児童生徒の状況把握に加え、職員個々の勤務状況や健康状態の把握、教室等の環境面の点検にも努めております。

今年6月末に発覚した名古屋市の小学校教員による盗撮事案を受けて、令和7年7月1日付け文部科学省初等中等教育局長から、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について通知があり、各学校で改めて、事例や研修用動画等を活用しながら児童生徒性暴力等の防止に特化した研修を実施し、同様の行為は原則、懲戒処分の対象になることを各教職員が再認識したところです。また、教室等の定期的な点検を強化するとともに、児童生徒や保護者が不安や不審を感じた場合は匿名で相談できるオンライン窓口や自治体のSNS相談、民間の相談窓口、24時間対応の子供SOSダイヤル等の周知を改めて行い、相談・通報体制の整備にも努めているところです。

今後、更なる対策としましては、本市教育委員会が行う定例会議や各学校で実施する研修等を通じて、教職員一人一人が他人事ではなく身近な問題であるとの自覚を強く持ち、組織全体で不祥事を「しない・させない」体制づくりの一層の強化に努めてまいります。

また、学校環境の定期的かつ適正な点検等に加え、万が一の際には速やかな通報・対応ができる危機管理マニュアルの見直し等も進めてまいります。

引き続き、国・県の方針や社会状況等を踏まえつつ、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、不断に対策の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 池田教育部長、御答弁ありがとうございます。今後とも、子どもたちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、たゆむことなく対策の強化を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。そういう取組が、日々熱心に子どもたちと向き合い、その職責を全うしようと頑張っている多くの先生方を守ることにもなるのではないかと思います。本当に大変であるとは存じますが、本市の子どもたちの笑顔と未来、そして教育への更なる信頼を構築するため、教育委員会が強いリーダーシップを發揮して、関係部署としっかりと連携をして、「子どもどまんなか」の宇土市を実現していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは2番目の質問、大規模災害時の通信手段の確保についてお尋ねいたします。8月には、熊本は豪雨に襲われたように、近年の災害は激甚化し、被害が大きくなってきております。また、本市の西部地区は半島部となっており、同様の半島部である能登地震の被害状況を見ますと、道路も通信網も寸断され、被害状況の把握に大変苦労したことが分かります。道路が寸断されれば、現地に行くことも困難を極め、通信網が寸断されれば、様々な情報の収集や連絡手段がなくなってしまいます。私は、令和6年3月定例会、令和7年3月定例会

において、大規模災害等で通信網が寸断された場合でも、人工衛星を使うことで連絡手段の確保ができるところから、集落等の孤立化を防いだり、災害による人的・物的被害状況の速やかな把握ができるのではないかということから、人工衛星通信の導入をしてはいかがかと一般質問を行ってまいりました。ただ、これまで人工衛星と通信するためには専用の機器が必要であり、普段は使わないその専用機器を操作しなくてはなりませんでした。しかし、技術革新が進み、最近ではスマートフォンから直接人工衛星へ接続し、通信ができるようになったことから、災害時の連絡手段の一つとして本市の関係部署へ導入してはどうかと考えた次第です。私たちの生活にいまやスマートフォンは欠かすことのできないものであり、ほぼどんなときも携帯しております。大規模災害はいつ起こるか分かりません。そのとき、普段使っているそのスマートフォンをそのまま災害時にも使用できるという点では、とてもスムーズに被害状況などを伝えることができ、本市としても迅速に被害状況の把握ができるのではないかと思います。

そこで、山口総務部長にお尋ねいたします。災害時に備えて、人工衛星を利用したスマートフォンを通信手段の一つとして導入してはいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、大規模災害時には地上の通信網が被災し、寸断され、電話やインターネットによる連絡が困難となることが想定されます。災害対応において、迅速かつ確実な情報伝達手段の確保は極めて重要であり、本市におきましても、従来から衛星携帯電話等の活用による通信手段の多重化を図ってきたところでございます。

御質問の人工衛星を利用したスマートフォンにつきましては、近年、大手の電気通信事業者が、衛星を利用したスマートフォンの直接通信サービスの実証実験を進めており、特に大規模災害時の通信手段確保に有効であることが期待されております。このスマートフォンは現時点では通話ができず、主にテキストメッセージなど限定的なサービスにとどまっていますが、今後は技術の進展により、音声通話やデータ通信も可能になるということが見込まれております。

本市としましては、災害時の情報伝達手段の多重化は重要と認識をしておりますが、現状ではサービスの提供エリアや機能が限定的であること、また、運用面や費用対効果についても十分に見極める必要があると考えております。

引き続き、国や関係機関、また、他自治体の動向及び通信事業者によるサービスの実用化状況を注視してまいりたいと思います。特に、音声通話が可能となるなど、実用性が確保された段階において、改めて導入の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 山口総務部長、御答弁ありがとうございます。技術は今後どんどん進んでいくと思います。サービスの実用化状況を注視していただき、実用性が確保された段階で導入へ向けて前向きに御検討いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、3番目の質問、好適環境水による陸上養殖の取組で宇土市の更なる魅力づくりについてお尋ねしたいと思います。本市は、ネーブルをはじめとする柑橘系果実、トマトやメロン、アサリやハマグリ、海苔など、とても美味しい特産品が数多くあります。しかしながら、本市ホームページに掲載されている農水産物生産カレンダーの一覧に、魚は入っておりません。本市は海苔や貝のイメージはあるけれど、魚のイメージは余りないように感じております。そこで、好適環境水による魚の陸上養殖に取り組みたい企業や創業したい人を誘致又は募集してはいかがでしょうか。好適環境水とは、海水魚と淡水魚を同じ水槽で育成できる魔法の水とも言える人工飼育水のことです。この好適環境水による陸上養殖のメリットの一つ目は、魚が早く育つということです。海の魚は海水に適応しているのだから、海水の組成や濃度が魚にとってはベストの環境だと思っておりましたが、実は、魚にとって海水は塩分が濃すぎるためストレスを感じており、海水に含まれる余分な塩分を体外に排出するために、かなりのエネルギーを消費しているそうです。好適環境水は海水より塩分濃度が薄く、エネルギー消費が抑えられるので、その分、魚が早く成長します。海水よりも3.1倍もの成長スピードで大きく育った例もあるようです。また、好適環境水では、寄生虫・ウイルス・細菌感染ストレスのリスクが少ないため、魚が病気になりにくく、薬を使用しなくてもよく、安心して生で食べることができる養殖が可能となります。魚が病気などで死なないため、出荷できる状態になるまでの生残率も高いようです。二つ目のメリットは、場所を選ばないということです。好適環境水を使えば海のない内陸地、例えば山の中でも養殖が可能となります。つまり、好適環境水での魚の養殖は、成長が早く、病気のリスクが抑えられ、場所を問わず養殖事業に取り組むことができるということで、メリットは多いと思います。しかも、好適環境水により育ててることができる魚は、クロマグロやヒラメ、トラフグ、クエ、シマアジ、ウナギなど種類も多く、しかも市場価値の高い、いわゆる高級魚であります。そういう高級魚を本市の新たなブランドとして創出することにより、本市の更なる魅力の向上へつながるのではないかでしょうか。その高級魚を目当ての一つとして、本市を訪れる人やふるさと納税の返礼品として、市場価値の高い新商品を開発することもでき、交流人口、関係人口の増加に寄与できると思いますし、地場産業の創出による雇用の確保も期待できると思慮いたします。さらに、好適環境水を用いたアクアポニックスにより、魚を養殖しながら水を循環させ、様々な農産物を水耕栽培で育成することも可能となります。野菜などの無農薬栽培ができるので、そこで採れた野菜などを本市の小中学校の給食に活用し、

子どもたちに食べてもらうということもできるのではないかと考えます。先月8月8日、熊本天草幹線道路高規格道路の整備促進に関し、熊本天草間幹線道路整備促進期成会及び熊本天草幹線道路整備促進協議会の2団体が私の所属しております公明党熊本県本部に、全線開通へ向けての御要望をおいでになりました。本市からは、光井副市長がおいでになられました。私も御要望を受けた一人として、熊本天草幹線道路の早期開通に向けて尽力をしてまいりたいと思っております。しかしながら、一方でこの道路ができ上がったら、本市はただ通過されるだけになってしまい、さびれてしまうのではないかと危惧する市民の方の声をお聞きすることも少なくありません。そうならないためにも、本市の更なる魅力一つとして、好適環境水による陸上養殖へ取り組んでいくことは、地域活性化を促進させ、本市にとっても大変メリットがあるのではないかと思慮いたしております。

そこで、元松市長にお尋ねいたします。好適環境水による陸上養殖へ取り組むことについて、どのような御見解をお持ちであるかお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

今、議員が御指摘をされた好適環境水を活用した陸上養殖については、全国や県内でも様々な事例があり、成功例や課題も報告されているところです。

例えば、先ほど御紹介があったマダイ、ヒラメ、クエもありましたね、フグとか、そういうもののほかに、県内ではサーモンや車エビの養殖もあっております。また、アクアポニックスによる野菜やハーブの栽培など、産業や地域活性化への波及効果が期待されると考えております。

御提案の趣旨につきましては、本市には柑橘類、貝、海苔などの特産品はあるものの、魚に対するイメージが非常に薄いということから、高級魚の陸上養殖が実現すれば、新たな宇宙ブランドの創出につながる可能性があること、また、そのことがふるさと納税の返礼品ですか、地域高規格道路開通後の観光誘客、あるいは地域産業の振興や雇用創出、多様な農産物の栽培への波及など、様々な面で地域の活性化に資するという御提案であると受け止めております。

一方で、技術的な知識の習得が難しいことや、商業ベースで考えた場合の初期設備投資額が高額になること、経常的に発生する電力料金などの経営コストが増大すること、またこれが結構問題なんですが、良質な地下水が必要であることなどの課題があります。そういうことを考えると、決して簡単なことではございません。しかしながら、一つの産業として捉えた場合、先ほど述べましたとおり、地域における雇用や経済面での大きなメリットにできる可能性もあると思っております。

費用的な課題に関しましては、近年は大手通信事業者がこの業界に活発に参入していると

いう話を聞いております。これはA Iによる管理というかですね、こういった部分で強みがあるという話でした。また、国の地方創生関係の補助金等もありますので、取組次第では国の補助、あるいは民間の大きな投資もあり得る事業になると思っております。

この問題とは直接関係ないんですが、先般、ある市民の方から、採貝で生活している漁民の皆さんに関して話がありました。アサリの減少もあって、生活が相当厳しくなっていると。昨日、西田議員もおっしゃいましたとおり、一潮6日行けたのが4日に制限されていると、これは採れないものですから、海に出れる日が制限されているんですね。そうなると当然、収入がそれに合わせて比例して減ってまいります。そういうことが今起きていて、もう採貝では飯が食えない状態になっていると、何とかしてこの人たちを助けていただきたいという中で、今、陸上養殖とかも取り組むところが出てきているので、このような方々を雇用する場としても活かせるんじやないか。是非宇土市でもそういった方々の生活支援にもつながるので、取り組んで検討してもらえないかというような御提案でした。アサリの採貝の皆さんの状況については、昨日、西田議員がちょうど御質問されたときに御指摘された内容と本当一緒でした。深刻な状況であることを改めて実感したところでございます。そういう背景があるというのも一つあります。また、住吉地区においては、数年後にはしゅんせつと埋立てによる広大な用地が確保されるようになる計画でございます。これは少し先の話になるかもしませんけれども、その埋立地が、昨日、西田議員はアサリの養殖という話をされたのですが、魚類の陸上養殖の用地としても活用できれば、地域活性化の目玉にすることも不可能ではないと思います。また、現在、宇土市外においてではございますが、宇土市の業者さんが実はこの事業に取り組んでいる方が2社ほどあると聞いております。このようなこともありますので、まずは、この陸上養殖等について市として調査に入ってみたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 元松市長、大変前向きな御答弁をありがとうございます。まずは、陸上養殖等について調査に入ってみたいとの御答弁もございました。地域活性化の目玉にすることも不可能ではないとの力強いお言葉もございました。是非、今後調査を御担当なされる方におかれましては、どうすれば成功するかというポジティブなベクトルを持って調査に臨んでいただければと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

では、4番目の質問、本市公園の一元管理についてです。執行部の皆様は、本市の公園によく行かれますか。私は結構よく行きます。海が見たいなと思ったときには、住吉海岸公園、思索にふけりたいなというときには、宇土城跡の西岡台公園やつつじヶ丘自然公園、桜の時期には立岡自然公園、あじさいの時期には住吉自然公園へ行き、季節の花を眺めながら心を

穏やかに過ごすなど、その時々の目的に応じて本市の公園をよく訪れております。そういうときに、私はふと思うわけです。本市には多くの公園があるけれど、一体どこの部署が管轄しているのだろうか。そして維持管理をするのは大変だろうと推察できるけど、どのように維持管理をしているのだろうかと。

そこで、草野建設部長にお尋ねいたします。本市の公園はどの部署が管轄をしているのか。また、維持管理についてどのように行っているのかお聞かせください。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

現在、宇土市には、レクリエーションの空間や良好な都市景観の形成など、豊かな地域づくりに資する交流空間の提供を目的とした都市公園や、優れた自然の風景地を保護し、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことを目的とした自然公園、そのほかにも海岸公園や農村公園、子どもの安全な遊び場を提供するチビッ子広場など、様々な公園があります。

これらの公園は、それぞれ整備した部署が所管しており、子育て支援課や農林政策課、水産振興室、商工観光課、都市整備課、生涯活動推進課、文化課など多くの部署で所管しております。

維持管理につきましては、公園の性質が異なる宇土市運動公園は生涯活動推進課、宇土城跡西岡台公園は文化課、各地域にありますチビッ子広場は地元行政区において維持管理されていますが、その他の公園につきまして、園内の除草作業やトイレ清掃など日常の維持管理を、都市整備課において一元的に管理しているところです。

なお、都市整備課での一元管理では、遊具等の軽微な修繕は日常の維持管理の中で対応しますが、更新を伴う大規模な改修や災害対応等については、それぞれ公園を所管する部署において対応することとなっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 草野建設部長、御答弁ありがとうございます。子育て支援課、農林政策課、水産振興室、商工観光課、都市整備課、生涯活動推進課、文化課、七つの課が所管をしている。維持管理については、宇土市運動公園は生涯活動推進課、宇土城跡西岡台公園は文化課、各地域にあるチビッ子広場は地元行政区、その他の公園の除草作業やトイレ清掃など日常の維持管理は、都市整備課が一元的に管理しているとの御答弁であったかと思います。大変だと思います。ここに挙がった部署は、公園の維持管理だけやっているわけではありません。むしろメインの業務として、ほかにもやらなければならないことが多いと思います。だから、公園の維持管理までなかなか手が回らないということは理解ができます。先ほ

ど、私は本市の公園によく行くと申し上げました。よく行くからこそ、気づくこともあります。また、公園をよく利用なさっている方が、話を聞いてほしいとおっしゃることもありますし、公園の管理について一緒に見て考えてほしいと御連絡をいただくこともあります。公園へ一緒に行き、現状を見に行ったことも何度もあります。お話をしてくださいの方々は、決して市役所を責めているわけではなくて、その公園が好きで、もう少し管理が行き届けば、今よりもっとすばらしい公園になると、とても熱く語ってくださいます。私もそのとおりだと感じております。どうすることが本市の大切な公園を子どもたちが楽しく遊ぶ場所であり、市民の皆様の憩いの場所であり、多くの人が集まる観光名所としてより輝かせることができるだろうかと考えました。例えば、公園課というような分かりやすいネーミングの新たな部署を新設して、本市の公園は一元管理にし、専門的知識を有する職員が維持管理を行うことにより、全ての公園がより良くなっていくのではないかと思慮いたします。そこで、本市の大切な財産である公園は、その価値をより高めるために一元管理にしてはいかがかと思いますが、元松市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

本市にとって公園は、市民の憩いの場としてだけでなく、大切な観光資源であり、まちづくりにとって大変重要なものであると認識しております。特に子どもたちが安心して伸び伸びと遊び、成長できる場所としての役割は、今後ますます重要性を増すものと考えております。先ほど、建設部長の答弁でも申し上げましたとおり、宇土市運動公園や宇土城跡西岡台公園、また、地域のチビッ子広場など公園の性質が異なるもの以外については、都市整備課において、除草作業やトイレ清掃など日常の維持管理を一元管理しているところでございます。

その一方で、議員御指摘のとおり、公園の数は多く、限られた職員で全てを十分に管理することが困難な状況もございます。

本市では、昨年11月に、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するため、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。今年6月には、この宣言に基づき、本市が取り組むべき施策の推進を図るためのプロジェクトチームを発足させ、その中で、子どもが安心して楽しめる居場所としての公園整備の在り方等の検討を進めているところでございます。

今後は、「こどもまんなか」の理念のもと、子どもたちをはじめ、市民の皆様が安心して快適に公園を利用できるよう、また加えまして、公園が市民の憩いの場であると同時に、大切な観光資源であることも重視をし、維持管理体制の強化に向けた市内公園の一元管理を担う専門部署の創設を検討してまいります。ただ、先ほど公園課というような話もありました

けれども、現実的には公園課は私は無理だと思っておりまして、もうずっと巡回して、やはり回れる人が必要なのかなというのが一番です。特にチビッ子広場等は、地域にお願いをしてあります。いろんな問題があったときは市のほうで行くというような感じなんですが、こういったところも巡回するような部署、巡回をして、しっかりとその管理をしている部署につなぐというような役割での係程度だと思っておりますが、今よりも良くなるようにですね、検討してまいりたいと思っております。

公園の整備と維持管理は、子どもたちの健やかな成長と本市の活力ある未来につながる極めて重要な取組であると強く認識をしております。

引き続き、市民の皆様の声をしっかりと受け止めながら、より良い公園づくり、まちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 元松市長、御答弁ありがとうございます。本市が進める「こどもまんなか」の理念のもと、子どもたちをはじめ、市民の皆様が安心して快適に公園を利用できるよう、更には大切な観光資源であることも重視し、維持管理体制の強化に向けた市内公園の一元管理を担う専門部署、見回りをするような部署というようなことであろうかと思うんですが、検討したいという大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。本市の公園は、子どもたちの成長に欠かせない極めて重要な場所でありますし、多くの市民の皆様の憩いの場、地域活性化にとって大切な観光名所という場所でもあります。元松市長のすばらしいリーダーシップのもと、新たな専門部署の方を選任していただいて、本市の公園の一元管理を早期に開始していただきますよう強くお願いを申し上げます。

今回は、全国で相次ぐ学校内における盗撮等の犯罪防止について、大規模災害時の通信手段の確保について、好適環境水による陸上養殖への取組で宇土市の更なる魅力づくりについて、本市公園の一元管理についての四つの項目について質問をさせていただきました。執行部におかれましては、明快かつ誠実な御答弁をありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時50分から会議を開きます。諸事情があつて継続いたしますので、御協力よろしくお願ひいたします。

—————○—————

午前11時42分休憩

午前11時50分再開

—————○—————

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君） 改めまして、こんにちは。会派、風の土黒です。お昼をまたぎますが、1時間ほどお付き合いのほうよろしくお願ひします。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、私からも去る8月10日、11日未明の豪雨災害により被害に遭われました市民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、災害発生時、また本日今朝の豪雨対応に対しまして、昼夜を問わず対応に当たられた職員の皆様、関係機関の皆様に、改めまして敬意と感謝のほうを申し上げます。その上で、本日は、今回の災害対応を振り返り、今後の宇土市の防災力を一層高めるための災害ごみ対応、被災時・被災後の情報伝達手段について、そして学校給食費、学校給食センターについての2点についてお伺いいたしたいと思います。

以後、質問席より質問させていただきます。

○議長（野口修一君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 早速、質問のほうに入らせていただきます。この8月の豪雨災害について、先日の樺崎議員と重なる部分もあるかと思いますが、私からも改めてお伺いさせてください。今回の災害における現時点での把握されている全体像、また、災害時の被災状況や避難情報の提供について、宇土市民の方へどういった手段を活用し、被災の情報、災害の情報を伝達されたのかを教えてください。併せて、災害ごみ処理についてお伺いいたします。宇土市において、今回の豪雨での仮置場の設置状況や周知の方法、実際の運用で見えた課題について、もしあれば御説明お願ひいたします。総務部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、今回の豪雨災害における市内の被害状況につきましては、昨日の樺崎議員の答弁内容と重複いたしますが、9月4日現在で、まず道路関係では、土砂の流入や路面の損傷、また法面崩落等が49か所。河川、水路は、土砂体積や護岸の崩落等が34か所の被害を確認しております。また、住宅の被害は、床上浸水13件、床下浸水69件、雨漏り1件の計83件で、店舗や事業所の被害は16件となっております。

次に、大雨時の市民への情報伝達につきましては、避難情報の発令時に防災行政無線とLAラートを利用したエリアメールによって、8月10日午後5時に高齢者等避難を発令し、避難所情報を市内全域へ伝達しております。その後、気象庁、河川・砂防部局等から発表される防災気象情報等を考慮し、同日の午後11時に避難指示を市内全域へ発令しております。また、本市の防災情報をより多くの市民の方々に伝達できるよう、市ホームページと市の公式LINEを連動させ、LINE登録者にも通知を行ったところです。

次に、今回の豪雨の検証としましては、8月10日から11日にかけて、熊本地方に線状降水帯が発生し、同じ場所で猛烈な雨が降り続いたもので、近隣の熊本市や宇城市等では、記録的短時間大雨情報も発表されているところです。本市におきましては、市民の避難行動の判断基準である市町村が発令する避難情報や防災情報、また気象庁等から発表される警報等の情報を市民の方が総合的に正しく判断された結果として、人的被害がなかったものと考えております。

一方で、緑川水系では観測史上最高の水位を記録する大雨であったことや、大潮と満潮が重なり、潤川や船場川の雨水が浜戸川へ流出することができず、多くの浸水被害が発生をしております。そのことにより、通行止め等が多く発生し、外出先から自宅へ帰宅される方への道路情報等を求める方の声があつたと認識をしております。

次に、災害ごみの処理についてお答えをいたします。

今回の豪雨災害による本市での災害ごみ仮置場は設置しておりませんが、宇城クリーンセンターへの御案内を市のホームページ上と市公式LINEに8月12日付けで掲載をしております。現地の状況としましては、渋滞して受入れができなかつたという情報は入っておりません。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　丁寧な御答弁ありがとうございました。災害ごみ処理については、特に大きな問題はなかつたということですが、情報伝達、通行止め等ですね、私もその日ちょっと少し移動があつたんですが、やはり通行止め等は改めて事前の情報があれば助かつた点等ございました。そこでですね、まずは今回、災害廃棄物、災害ごみ仮置場について深掘りさせてください。熊本では5年前になりますが、水害による甚大な被害を受けた経験があります。そんな経験があるにもかかわらず、ある自治体においては、今回の災害においても災害ごみの対応が不十分と言わざるを得ない、大きな問題が再度繰り返されたというふうに思っております。これは被災者にとって精神的、身体的にも大きな負担がかかり、二次災害にもつながる大きな問題であると私自身感じました。災害ごみ処理は、市民生活の再建に欠かせない重要な課題です。水害時には車が浸水し、自力で仮置場に運べない世帯もあります。宇土市で大規模災害が起きた場合、十分な仮置場が確保され、効率的に運用できる体制が整っているか確認させてください。また、高齢者や独居世帯など、災害ごみの搬出が難しい方への支援をどのように制度や仕組みとして準備しているのか。具体的な方法について市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

本市では、平成31年に宇土市災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時の災害廃棄物の処理については、本計画に基づき行動を行うこととなります。

地震や大雨、台風等の大規模な災害が発生した場合は、災害の規模によりますが災害廃棄物仮置場を設置することとなります。仮置場は、松山町の宇土清掃センター跡地、長浜町の長浜グラウンド、また民間施設では岩古曽町の株式会社カネムラエコワークス、松山町の有限会社CSネットワークの計4か所を候補地として選定しております。

他市の災害廃棄物仮置場の設置に当たっては、令和2年球磨地方を襲った令和2年7月豪雨や先日の大雨災害の際、仮置場に搬入する自動車で周辺道路が渋滞し、廃棄物を捨てるために数時間待たされるなどの状態が発生したことから、周辺住民の生活に支障を来す場面が見られました。

本市では、渋滞を解消するため仮置場を円滑に通行できるよう一方通行の動線とする配置図や、交通指導員、警備員の配置など、スムーズな搬入ができるよう準備をしております。

また、本市は一般社団法人熊本県産業資源循環協会と平成22年7月に災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する実施細目協定を締結しており、災害が発生した際は、災害廃棄物仮置場の設置に関する助言や現場での荷下ろし、災害廃棄物の収集運搬などを担っていただくこととなっております。

次に、搬出困難者への支援体制につきましては、先ほど申しました熊本県産業資源循環協会に担っていただくこととなります。災害の規模により支援活動の要否が決まるため、全ての災害において搬出困難者の支援が行われるということではございません。

熊本地震発災時には、軽トラックの無料貸出しや行政区を通した申請により、搬出困難者のための戸別収集を実施しております。今後も市民の皆様に寄り添った支援体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございました。仮置場の候補地として宇土市としては4か所準備されているということ、また動線設計もしております。搬出困難者に対する対応もされているということで、本当に整備のほうありがとうございます。一点、仮置場についてなんですが、長浜を除いては、松山町等の宇土市の東部にちょっと偏りがあるふうに私個人としては感じております。やはり災害時、宇土市中心部、花園は住民が多いことから渋滞が出やすい地区になるかと思います。大規模災害時、この移動時間やそういう交通渋滞に関して、御答弁があったようにたくさんのトラブルが起こる可能性がありますので、できれば宇土市中心部だったり、もうちょっと西部地区のほうも新しく考えていただければと。例えば、宇土市役所の駐車場を数日間でも仮置場にする等の検討もしていただければというふう

に思ったところでございます。

続いての質問です。情報伝達の在り方についてお伺いいたします。先の災害時に活用された防災行政無線、エリアメール、Lアラートの役割の発信の基準はどうなっているでしょうか。また、大規模災害時には複数の手段が同時に使えなくなる可能性もありますが、現時点での課題と改善の取組についてお伺いしたいと思います。さらに、戸別受信機の設置拡充や地域での情報共有の体制、あらゆる世代でのIT機器活用のギャップ等を超えた多重的な対応も重要であるというふうに考えております。現状の課題と各伝達手段をどう宇土市として効果的に活用していくのか、市の方針をお伺いできればと思います。加えて、市としても市民への情報伝達手段として重要視されているLINE公式アプリなど、伝達手段の活用状況について今回どの程度市民に情報が届いたのか、課題と改善策等あればお答えください。総務部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、防災行政無線やエリアメール、またLアラートの役割分担と発信の基準についてを御説明いたします。

防災行政無線は、市町村等が設置又は運用し、屋外スピーカーや戸別受信機を通じて地域住民に緊急情報を音声で伝達いたします。発信基準としましては、避難指示や避難情報、また緊急地震速報、火災や津波警報など、住民の生命や安全に直結する重要な情報が含まれます。

次に、エリアメールは、携帯電話事業者が提供するサービスで、特定のエリア内にいる携帯電話利用者に対して緊急情報を一斉に配信いたします。気象庁の緊急地震速報や津波警報、市が発令する避難指示など、迅速な避難行動が求められる場合に発信いたします。

次に、Lアラートは、災害時行政機関が発信する避難情報をテレビやラジオ、またインターネットを通じて広く共有し、配信するための情報基盤となります。自治体が必要と判断した避難指示や避難所開設情報が主な発信の対象となります。

これらの手段を組み合わせて、市内全域に避難情報を発令する場合を例にとって御説明いたします。防災行政無線については、市職員のシステム操作によって市内全域に対して屋外放送を流し、同じ放送内容が戸別受信機を通して屋内にいる方にも同時に流れる仕組みとなっております。また、エリアメールとLアラートについては、こちらも市職員が県の防災情報システムに避難情報等をパソコン端末から入力することで、情報基盤であるLアラートを通して、携帯電話事業者へ避難情報等の内容が配信され、そこから特定のエリア内にいる市民等へエリアメールが配信される仕組みとなっております。

次に、大規模災害時に複数の伝達手段が機能しない事態も想定されることへの課題認識と、

課題解決に向けた具体的な取組についてお答えをいたします。

近年、地震や風水害等の大規模災害時には、停電や通信障害等により、一部の伝達手段が利用できなくなる可能性が指摘されております。この課題認識のもと、本市では、次のような取組を進めております。

まず、伝達手段の多重化を図るため、防災行政無線やエリアメール、また、Lアラートに加え、広報車の巡回や消防団によります戸別訪問、自主防災組織との連携による情報伝達訓練を実施しております。また、災害時に備えた予備電源の確保や衛星電話等の非常通信手段の配備も進めております。

さらに、住民の皆様への周知啓発活動としまして、日頃から複数の情報入手手段を持つことの重要性や、災害発生時の具体的な行動例を広報紙や防災講座等を通じて発信をしております。今後も、様々なリスクを想定しつつ、伝達手段の更なる多様化と確実な情報伝達体制の強化に取り組んでまいります。

次に、本市における新しい情報伝達手段としての市公式LINEの活用状況についてお答えをいたします。

本市では、災害時の迅速かつ確実な情報伝達を目的としまして、市公式LINEアカウントを運用しております。現在、約5,600人の市民の皆様が登録をされており、災害発生時には市ホームページに掲載している防災情報、こちら内訳としまして高齢者等避難や避難指示などの避難情報、また、道路や河川情報、公共交通の運用情報や公共施設の運用情報、また上下水道の情報等をLINEと連携させ、タイムリーに情報を発信しております。特に災害発生時には新たな登録者も増加しており、SNSを活用した情報提供の重要性が高まっていると認識しております。

一方で、市公式LINEの活用に当たりましては、幾つかの課題もございます。例えば、高齢者やモバイル端末の操作に不慣れな方は、LINEの登録や情報受信が難しい場合があること、またLINEに頼りすぎることで、情報伝達に偏りが生じる可能性があることなどが挙げられます。

これらの課題に対しましては、まず、LINEの利用方法や登録方法について、広報紙や地域の集会、防災講座等を通じて周知を図るとともに、地域での支援体制を強化し、高齢者等が安心して情報を受け取れる環境づくりに努めてまいります。

さらに、本市が目指すべきは、LINEをはじめとした新しい情報伝達手段の活用を進めつつも、防災行政無線やエリアメール、また広報車や地域の自主防災組織による声かけなど、様々な手段を多重化又は冗長化し、どのような方にも確実に情報が伝わる体制を構築することであると考えております。

今後も、多様な情報伝達手段を組み合わせることで、災害時における情報の伝達漏れを防

ぎ、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　各伝達の役割、課題を丁寧に御説明いただきありがとうございます。

ちょうど今朝の豪雨、私も5時前ぐらいに目が覚めて、雨が強いなと思って、やはりそこですまず雨雲を見たら、ちょっと北のほうだったんですけど、やはり雨雲がどんどん南に寄って来ているという状況が、私もその携帯のアプリで確認したところでした。市としては、防災無線やLINE等を活用ということを挙げられていますが、やはり市から出す情報というのは信頼性とか信憑性とかも問われるかと思いますので、私としては、やはりまず住民としては何か防災アプリ、幾つか全国に展開されているアプリがあるので、そこでの住民の確認が何か市民全員に広がればいいかなというのを、今日の雨雲の情報を見て確認したところでした。やはりこちらの情報と、あともう一つはですね、宇土市もできれば各世帯に戸別受信機が設置できると、今日も雨が強い場合、やはり防災無線では聞こえないので、戸別受信機の配置というのも考えたんですが、こちらもやはり費用対効果とかいろんな予算等もあるので、難しいかというふうに私個人は思ったところです。こういった経緯を踏まえ、最後、市長のほうに今後の災害対応についてお伺いしたいと思います。これまでの御答弁であったように、今回の豪雨災害で見えてきた課題、将来起こり得る大規模災害を想定したときの市の防災対応について、具体的には災害ごみ仮置場の拡充や運営ルールの改善、また情報伝達の多重化・冗長化が改めて重要だと感じており、LINEなど今後の機能拡充や戸別受信機の拡充など、どんな状況においても、どういった状況にある方に対しても、確実に宇土市民に早期に情報を届ける体制が重要だと感じました。こうした取組を進める上で、市として今後どのような環境整備を行い、災害対応力を高めていくのか方針をお伺いいたします。市長、よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えいたします。

8月の豪雨災害に関しましては、本市においては人命に関わるような被害はありませんでした。もちろん被害は出ておりますけれども、他市町村と比べたらまだマシだったというような程度というか、被害は出ていますけれども、そういう感じの災害でございました。そういったもので仮置場もつくりませんでしたし、市の災害対応力とか、各地体制の実効性を現場で大きく検証する場面がなかったというのが事実でございます。しかしながら、全国各地で大災害が発生しております。熊本の後にも、北海道とか東北で同じような雨が何で降ってるんだろうというような時期に降っておりますし、もう今日も本当、こんな降るとは思わなかつたんですが、一歩間違えればとんでもない災害になっていたというような雨になってお

ります。そういう想定外を想定するというのが今後非常に重要になると思いますので、今、もともと想定してつくった計画も、やはり見直す時期に来ているのかなというのが正直な感想でございます。

災害ごみの対応についてですけれども、災害廃棄物の処理につきましては、平成31年に策定しました宇土市災害廃棄物処理計画に基づいて、災害発生時には迅速かつ的確な対応を行う体制を整えております。しかしながら、策定から7年が経過しまして、社会情勢や災害対応技術も進展しておりますことから、今後予想される災害規模や市民ニーズの変化に対応するべく、より大局的な観点から、計画の見直し時期に入っていると考えております。特に、仮置場の拡充や運営ルールの改善など、現場で実効性の高い対応を可能とするよう、柔軟かつ実践的な計画へのアップデートを進めなければならないと考えております。

続いて、情報伝達手段の多重化・冗長化についてですけれども、災害時における情報伝達の確実性の確保は、命を守る上で何よりも重要であります。あらゆる市民が確実に情報を受け取れる体制づくりが求められております。本市では、従来から防災行政無線、戸別受信機、広報車、ホームページ、SNSなど、多様な手段を活用し、多重的な情報発信体制を整備しております。

中でも、近年は市公式LINEを活用した情報発信が市民の関心や利便性の面で高まりつつあり、今回の災害時においても登録者数が増加しております。今後は、災害情報に加え、日常生活に役立つプラスアルファの情報も発信するなどして、より多機能・高付加価値なサービスに進化させていくことで、今のちょうど倍になりますが、登録者数1万1千人を目標にして、より多くの市民に情報が行き届く体制を構築したいと考えております。

一方で、先ほど議員からもお話がありましたとおり、戸別受信機の配布というのは本当に多くのお金がかかって、これは管理も実は相当大変なんですね。そういうことを考えると、費用対効果の観点からはちょっと厳しいのではないかなど私も思っております。そういうこともありますので、オンライン環境を中心とした情報伝達機能の強化や、LINE登録促進施策への投資が有効ではないかなと考えております。とはいえ、高齢者やデジタル化にない方への情報提供も極めて重要でございますので、今後も多様な情報伝達手段の多重化・冗長化を推進し、誰一人取り残さない情報発信体制の構築に全力で取り組んでまいります。

最後ですが、大局的な課題認識と今後の方針ということでございますけれども、今後起これ得る大規模災害への備えとしましては、事前の計画見直し・体制整備と多様な市民層への確実な情報伝達を基本としまして、災害対応力の抜本的な強化を図ってまいらなければならぬと考えております。これには、単なる個別対応や部分的な改善にとどまらず、全庁的な視点で総合的かつ持続的な災害対策の推進が不可欠でございます。市民の皆様と共に、自

助・共助・公助の意識を高め、市としても不断の見直しと革新を続け、災害に強いまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございました。1か月前、今日と大規模災害が起るような状況になった中で、やはり改めて防災力強化というのが必要になると考えまして、今回、その中で2点、災害ごみについてと情報を伝達について取り上げさせていただきました。引き続きですね、宇土市のほうでも、災害に向けての対応と、もし仮に災害が起こった場合での様々な情報というのは、今回改めて避難所運営とかも入ってくるかと思いますので、そういったところも視野に入れて、様々なツールの強化、組織体制や仕組みの強化のほうを強くお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。本市の子どもたちの食を守る学校給食と給食センターの今後についてです。まず、昨今の物価高騰の中でも、子どもたちに栄養基準を満たし、安心して、そして子どもたちが楽しみにする学校給食を届け続けるためには、給食費の適正化、設備の環境整備を前向きに検討することが大変重要であると考えております。市民、保護者の皆様の御負担に十分配慮しつつ、献立の質や量は落とさない学校給食を安定提供していただきたいと思っております。そして何より皆さん承知だと思いますが、給食センターの老朽化は進んでおります。実情はどうであるのか、今後も継続的に安心・安全な給食が提供できる状態なのが気になっております。今回、順を追って質問していきたいと思います。まず、学校給食の現状について数字をお伺いいたします。直近3年間の1食当たりの実コストと保護者負担額の推移を小学校・中学校別に年度平均でお示しください。併せて、文部科学省の学校給食基準に対する学年別エネルギー量の達成率について、直近1年の平均をお答えください。併せて、地元産食材の使用率もお伺いいたします。主な使用品目の状況もお答えください。また、学校給食の現場で現在起こっている課題等を把握されていることがあれば、端的にお伺いできればと思います。教育部長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

まず、直近3年間における1食当たりの実コストにつきましては、給食は小中学校まとめて同一の釜等で同時に調理するため、個別に詳細な数値を示すことが難しい状況ですが、平均すると令和4年度が271円程度、令和5年度が282円程度、令和6年度が289円程度となっております。

次に、保護者負担額につきましては、令和4年度が小学校250円、中学校290円、令和5年度は小学校250円、中学校290円ですが、同年の8月から給食費改定により小学

校260円、中学校300円となり、令和6年度が小学校260円、中学校300円という状況です。

なお、不足分につきましては、市からの米飯炊飯委託費の助成等により調整を行っているものです。それと併せて、第3子以降の学校給食費補助と幼稚園副食費補助等の支援を行っております。

次に、文部科学省の学校給食基準に対するエネルギー量達成率につきましては、文部科学省の区分に合わせて、学年別ではなく、小中学校別にお答えします。まず、令和6年度の小学生650キロカロリーに対して達成率は92%、中学生830キロカロリーに対して達成率は93%となっております。なお、国から10%の許容範囲が示されており、その範囲内に収まっております。

次に、地元産食材の使用率ですが、令和6年度の通年平均値が9.8%となっており、令和4年度の6.2%と比べて増加しております。なお、主な使用品目は野菜が主体となりますが、キュウリ、トマト、キャベツ、レタス、ナス、メロン等が多い状況となっております。

最後に、現場で起こっている課題につきましては、昭和54年3月に建設された給食センターは各部に老朽化が目立っており、施設そのものと設備等に障害が発生している状況であるため、定期的な保守点検、修繕及び更新等は行っているものの、その対応に要する費用は増加傾向にありますので、今後の維持管理が課題となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございました。各それぞれの金額の算出は非常に難しかったと思いますが、ありがとうございます。また、エネルギー達成率についても90%前後、私もこれを現場の方にお伺いさせていただいたんですけども、この物価高騰がある中、現状の給食費で大変苦労されながらも基準を満たす範囲の給食を提供してくださり、本当に感謝の思いでございます。また、地元食材の利用率も増加しているということで、本当に地元連携にも取り組んでいただきありがとうございます。

そんな中、今後の費用面についてお伺いいたします。栄養基準と献立の質は下げないことを前提に、来年度の1食当たりの実質コストの見通しは今年度比でどれくらいあるのでしょうか。併せて、その見通しを踏まえ、保護者負担等どういった金額の見直しを検討するのか、どういった状況であるのかをお伺いさせてください。教育部長よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

まず、今年度の1食当たりの実コストにつきましては、1学期分の食材費平均値を見たところ1食当たり312円程度となっており、昨年度の289円程度から23円ほど増加して

おります。これは、昨今における食品の価格高騰の影響が原因と思われますが、このことにより、来年度の1食当たり実コストも上昇することが想定されます。しかし、この上昇の度合いにつきましては、現状における市場価格が不安定な状況であるため、明確な価格上昇の根拠等もないことから、現時点では正確な数値等を導き出すことは困難な状況です。

次に、保護者負担額の見直しにつきましては、先の食品価格高騰や社会情勢等を考慮する上値上げが必要な状況であると考えます。その要因が食材費に係る内容であることから、見直し分については原則、保護者に負担をお願いするものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございました。やはり私の生活の中でもそういう食品のコストは上がっているため、給食費としてもやはり上げざるを得ない状況であるということが確認できました。教育部長からも保護者に負担をお願いするという答弁がありましたが、こちらも最後、市長のほうの問い合わせに入れさせていただきたいと思っております。ここで一旦、少しだけ地元産食材と食育の取組についてお伺いいたします。もう一度改めて、地元産食材の活用について、宇土産を含む地元産食材の使用率について、まず、現在の数値と来年度の目標水準の設定があればお伺いさせてください。また、食育の向上に向けて、生産者と子どもたちのふれあいなど、これまで取り組まれてきた具体的な事例と、その実施後に寄せられた声があれば教えてください。そして、そういった経緯を踏まえ、今後どういった取組を継続改善していくのか、方向性をお伺いしたいと思います。教育部長、よろしくお願ひします。

○議長（野口修一君）　教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君）　御質問にお答えします。

給食で使用する宇土産を含む地元食材の使用率につきましては、まず、米は、宇土産の森のくまさんを100%使用しております。次に、野菜につきましては、キュウリ、トマト、キャベツ、レタス、ナス、メロンなど、地元産を優先的に使用しており、その割合は、昨年度は全体の9.8%程度となっております。そのほかにつきましては大部分が県外産となります。海苔は宇土産を積極的に使用しているところです。なお、地元食材使用率の来年度の目標水準につきましては、特に設定等はありませんが、可能な限り引上げを図るよう取り組む予定です。

次に、食育の向上を目的とした直近の取組事例を紹介させていただきます。今年の4月30日に、走鴻小学校2年生と3年生の児童が、走鴻町の斎藤農園にてトウモロコシの収穫体験を行い、収穫されたトウモロコシは、その後、宇土小学校2年生の児童が宇土小学校の体育館で皮むき体験を行った後、翌日の給食メニューとして提供しました。この取組は、学校

給食に積極的に地場産物を活用し、食に関する指導の教材として用いることで子どもたちの地域の食や食文化等についての理解を深め、食料の生産と流通に関わる方々に感謝や地域を大切にする気持ちを育むことを目的として行ったものです。参加した児童からは、「貴重な体験ができてうれしかった。」「皮むきがこんなに大変とは思わなかった。」「とても甘くて美味しい。」などの貴重な意見が寄せられましたが、今後も地産地消を目的とした宇土産食材の啓発とともに、食育に係る同様の機会を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございました。今回事例で取り上げていただいた斎藤農園さんにも直接お話を伺いました。また、こちらの活動の様子がたしか宇土市の何かインスタグラムだったと思うんですけど、配信されていた写真を拝見しました。やはり斎藤さんや子どもの本当に笑顔が印象的で、私もほかの事例で子どもたちと話すことがあるんですけど、やはり生産者とふれあったものを食べるというのは、本当に子どもたちにとって非常に貴重な経験となるし、嫌いな野菜も食べられるようになったというふうに話を聞いております。宇土市は一次産業が盛んな地域です。今回挙げていただいた海苔、野菜に加え、かんきつもあります。そういうたたきをどんどん宇土市の給食に活用していただきたいと、使用率についての目標設定を10%程度にとどまることなく、様々な産物が活用できないかというのを検討していただければというふうに思っております。また、こういった現地体験につきましても、やはり現場におきましては、そういうたたきの負担であったりとか、移動費の交通費負担等もあるかと思いますので、こういったところは例えば学校教育部だけに任せのではなく、全庁通してですね、市としての子どもたちへの食育という観点で、農林政策課とかも連携しながら、進めていっていただければというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。給食センターについてです。先ほどからモニター・タブレットのほうに資料を映させていただいておりますが、こちら先日、現場の方々には忙しい中、時間を取っていただき、給食センターのほう見学させていただきました。そのときの写真をたくさん撮らせていただいて、ちょっと選ぶことができなかつたので、たくさん載せておりますので、これを見ながらお話を聞いていただければと思います。現在のこの学校給食センターの設備について、回転釜など給食センターにおける主要機器のこの5年間での故障や修繕がどのようにになっているのかを教えてください。また、夏の高温による調理制限が実際に起きているのか、その頻度や場面もあればお伺いさせてください。また、給食センターにおける一番の重要面である衛生管理についてです。HACCP（ハサップ）の基準やアレルギー対応の点で、現施設の構造上どういった課題があるのかも教えてください。最後に、先日の宮原議員も取り上げられましたが、給食センターというのとは非常時の食を提供する防

災機能を持つことができる設置施設だと思っております。現在の宇土市の給食センターは、こういった災害時に食の提供の場として機能するのでしょうか。非常用電源や備蓄など、現状でどれほど食を提供できるのかお伺いさせてください。教育部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

直近5年間における修繕等の状況について主なものを申し上げます。まず、令和2年度に全自動煮炊釜攪拌機取替修理やグリストラップ槽応急修繕等、全18か所の復旧対応を行い、総額341万1千円を支出しております。令和3年度は、高圧気中開閉器取替修繕や調理室内厨房動力及び警報盤取替修繕等、全23か所の復旧対応を行い、総額525万6千円を支出しております。令和4年度は、配送室プラットホーム屋根雨漏り修繕や検収プラットホーム内空調機設置等、全10か所の復旧対応を行い、総額763万2千円を支出しております。令和5年度は、センター内部タイル壁破損部修繕や調理室照明器具取替修繕等、全29か所の復旧対応を行い、総額215万9千円を支出しております。そして令和6年度は、発送室・プラットホーム床改修工事や準備室改修工事等、全11か所の復旧対応を行い総額1,431万8千円を支出しており、令和5年度を除いて年々増加している状況です。

次に、夏季の室温上昇に伴う調理制限等の実態ですが、調理室内にスポットクーラーは設置してありますが、冷却対象とする室内容積が大きく、さらに仕切り等も少ないため、調理室内に十分な冷却効果が得られてない状況です。そのため、夏季の揚げ物調理を制限する対応を行っているところですが、その期間については、各年度の気象状況にもよりますが、おおむね7月から9月までとしているところです。

次に、衛生動線やアレルギー対応に係る施設構造上における問題についてですが、給食センターは46年前に建設された施設であるため、衛生管理面につきましては、建設当時の衛生管理基準に基づいて建設整備されておりますので、近年における状況に対応できないものが随所に見られます。また、食物アレルギーを有する児童等が年々増加傾向にあるため、そのための対応スペースの確保に苦慮しており、現状においては何とか対応できているところですが、今後の対象者の増加を考慮すると、施設構造上における解決すべき問題、課題が山積している状況だと思います。

最後に、非常時における継続供給対応の優先順位と改善策についてですが、給食センターには食材を備蓄する倉庫や非常用電源等がなく、食事提供拠点としての機能も備えておりません。また、万が一の有事の際は、学校等は安全確保を最優先として休校となることを想定した上で、現状としましては、アレルギー疾患のある児童等にも対応可能としている学校給食用非常食の救給カレー3,400食分について、市の別施設倉庫に備蓄しておりますが、災害時の給食提供としては1食分しか対応できない状況となっており、非常時における給食

の継続供給は難しいところであります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　今回の質問は、現場から非常にお答えしにくい部分も多々あったかと思いますが、ここまでお答えいただきまして本当にありがとうございます。写真のところですね、私も正直、室内を見てびっくりしました。修繕が年々膨らむのも分かりますし、やはり一番心配である子どもたちの食事の面で、こういった衛生管理上、本当に大丈夫なのかというのを強く痛感したところでございます。そういう中、主要施設の修繕費は年々増加し、衛生基準やアレルギー対応、そして防災面でも先ほどの御答弁にあったかと思いますが、非常に厳しい状況であるということが見えたかと思います。夏季の調理制限においては、これは働くスタッフの方々においても、非常に過酷な労働環境になってるということが明らかになったかと思います。学校給食センターは、子どもたちの安全・安心に直結する大きな課題です。もはや部分的な修繕には限界があり、早期に建て直す必要があるかと思います。こういった現状を踏まえ、市長にお伺いいたします。財政課題、いろんな財政、難しいところは本当に私自身も重々承知しております。ただし、繰り返しになりますが、子どもたちの食を守るため、早期の検討が重要であると考えております。財政面におきましては、交付金を防災機能や太陽光設備と併せて活用したりすることで、有利な地方債や交付税措置の活用ができないでしょうか。また、運用や負担軽減策として、設計・施工一括発注に長期保守や省エネ保証と組み合わせることで、一定の運用コストを下げるのも検討できるかと思います。また、給食センター方式について、こちらセンター集中方式で話を進めてきましたが、一部自校式を残すハイブリッド給食という選択肢もあるかと思います。様々な課題を抱える中、今後、市としてどのような方針で衛生、食材、人材コスト、非常時対応、地産地消を進めていくのかお伺いしたいと思います。市長、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口修一君）　市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　御質問にお答えをいたします。

まず、給食費の負担につきましては、学校給食法第11条第2項において保護者が負担することとなっている給食費は、給食の提供に要する全ての経費のうち、学校の設置者である宇土市が負担するものとして法令で定められた経費である施設及び設備の整備費、人件費及び光熱水費等運営費の一部を除いた金額となっておりますので、保護者が負担するのは食材料費ということになります。給食費について無償化するところもありますし、宇城市さんがそうされていますし、国が無償化方針を打ち出して、実はまだ何も進んでないんですけど、どうなるか分からぬような状況になってるんですけども、そういう状況のある中で、やはり保護者の負担を極力減らそうということで、市のほうでも考えておりまして、現状、先

ほどありましたように、今年度相当食材費上がっておりますけれども、保護者負担は増やさない方向で今調整を図っているところでございます。来年度以降については、政策的なことになるものでここでは言及できませんけれども、食材費は保護者負担、ただし、過度な食材費、急激に上がった分については、今、市のほうが負担をする方向で考えているところです。

続きまして、給食センターの建て替え予定の有無と財源確保についてです。まず、建て替えにつきましては、現状において何年に建て替えるとか、そういった具体的な計画等はありません。しかしながら、今御指摘をいただいたとおり、建物や設備の老朽化は非常に進んでおります。複数箇所で不具合も生じておりますので、さすがに具体的な検討を始める時期が近づいていると、それが今なのか、来年なのかというような話だと思いますが、より具体的な検討を始めなければならないと思っております。検討についてはですね、実は内部検討はずっとしてます。ただ、今言ったのは、やはり目標年度を入れないとこの計画が具体的に言えないですから、そういう意味での目途を立てなければならぬという意味で御理解ください。またですね、給食センターの場合、場所が問題がありまして、用地を御覧になつたら分かりますとおり、駐車場が少ししかなくて、現地の建て替えが無理です。そういうことで考えますと、給食を提供しながらあそこに建てるということが不可能でございますので、新たな給食センター建設の用地の取得が必要となつてまいります。この取得する土地に関しては、ただ単に給食センターを建て替え用地にとどめてはならないと私は思っております。例えば、市の発展に寄与するための宅地開発や道路整備、企業誘致などと多面的な視点で土地利用を絡めて進めていくことが重要であると思っております。これは、土地を確保すること一つとっても、やはり民間活力を生かしてコスト削減につなげるということ、あるいは民間開発を誘導するというような意味合いもあります。そういった意味で、土地利用についてもやはり時間がかかるのかなと思っておりますが、ただ、この土地については、こっちを先にしておかないと後ではどうにもなりませんので、併せて考えていかなければならぬと、これも全然猶予はない状態だと思っております。

財源についてですけれども、先ほどいろいろな補助の話もございましたけれども、数年前には幾らぐらいかかるとか出したことがあるんですが、もう建築単価が変わってしまって、全くもうゼロに戻っていると思っておりまして、そこで、現状でどのくらいお金がかかるのか、どのくらい補助があるのかということをなかなか申し上げられませんが、お隣の宇城市の給食センターが30億円かかったそうです。宇土市は規模がもう少し小さいので、仮に20億円かかった、その程度は必要になるのかなと、ざっくりとした金額ですがお金がかかるかなと思っています。ちなみに市庁舎が40億円で、85%以上が国から来ているやつで、実質負担15%しかないんですね。そう考えたら、太陽光とかいろんなやつを入れても、市の負

担は庁舎建設の負担よりもはるかに大きいというぐらいの負担だと思っていただければいいのかなと思いますが、こういったところにですね、やはり宮原議員の一般質問でも答弁しましたが、例えば、ほかの施設と組み合わせることでコストを抑える、給食センター単体に係るコストを抑えていくということは必要でありますでしょうし、議員がさっきおっしゃったような省エネですとか、そのほかの補助金等を使って、財源がないか、使えないかというところも調査・研究を進めていかなければならぬと思っております。

最後に、将来的な学校給食の運用についてですけれども、本市における各学校の位置的条件や衛生面、人材面及び食育や地産地消等の対応、また、財源等も考慮しますと、給食センターを中心としたセンター集中方式がもう一択ではないかなと私は思っております。1か所だけ学校給食するとしても、給食室ってもうないですよね。そこから造って人の配置をしてというのは、現状そこに戻すのは私は難しいと思っています。新センターを建てるとして、新センターが持つ機能としましては、先ほど倉庫的な食材庫はもちろんだと思うんですが、現在ない機能として炊飯機能がこのセンターは持っておりません。それでお米は外注して炊いてもらっている状況なので、次のセンターには、この炊飯機能は当然付け加えるべきかなと考えております。いずれにせよ、答弁ですぐ検討するというような話はしておりませんけれども、ただ、その時期に来ているというのは間違いなくて、やはり私が言う検討というの、何年頃に建てるという目途を立てることだと思いますので、そういう意味での検討を始める時期が来たのかなという意味で認識しております。

以上です。

○議長（野口修一君）　　土黒功司君

○1番（土黒功司君）　　市長、御答弁ありがとうございました。その検討ということがありますね、そちらいろいろちょっと難しいところがあって、本当に早く今年検討を開始していただく、されているということだったんですけど、検討して進めていただければと、本当に規模が大きいですので、たくさんのやはり情報とたくさんの選択肢の中で選んでいかなければいけないので、時間もかかると思いますのでよろしくお願ひします。

最後に、私からの意見ですが、本当に市長が常に掲げられているその「住みたいまち、住み続けたいまち」、この目標を実現するためには、子どもたちの健やかな成長を支える給食環境の設備は不可欠であると思っております。先ほど市長からの御答弁があったとおり、たくさんのお金がかかります。ただ、現在の給食センターの状況を知った保護者が、果たして安心してこの宇土市をこれから選んでいただけるのでしょうか。給食センターの建て替えには、計画から完成まで数年も要しますし、その間に、現在の給食センターに仮に大規模な故障や災害が発生すれば、子どもたちへの給食提供に深刻な影響を及ぼします。財源確保や立地の多面的な課題があることは理解しておりますが、それを理由に先送りするのではなく、

むしろ早急に検討を開始し、市民に明確な方向性を示していただければと思います。これまでの限られたお金を切り詰めてやりくりする姿勢ではなく、必要な財源は地域で生み出し、地域で循環させる。子育てに関する設備には積極的に投資し、子育て世代の満足を上げる。この発想の転換も必要なときではないでしょうか。是非とも市長におかれましては、全庁挙げて、この給食センターについては取り組んでいただければというふうに改めて思います。また、この給食費につきましても物価高騰等あります。私も給食費無償化につきましては、いろいろ賛否両論あるのは重々承知しておりますので、給食費をもし仮に保護者負担を上げるようなことがあれば、早めに年度の途中で保護者への説明も必要であるかと思いますし、もしよければ、市のほうとしてもその財源を一部負担していただければと思います。

最後に、今回の一般質問に当たり、担当部署職員の皆様、お時間を取っていただきまして、本当にありがとうございました。御清聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 以上で、質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日 11 日木曜日に会議を開きます。

本日は昼食時間まで御協力ありがとうございました。

これをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後 0 時 57 分 散会

第 4 号

9月11日 (木)

令和7年9月宇土市議会定例会会議録 第4号

9月11日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 福田慧一議員

- 1 マイナ保険証問題について
- 2 被爆80年に当たって
- 3 生活保護費削減問題について
- 4 TSMCの半導体工場で使用する有機フッ素化合物の排水の影響について

2. 藤井慶峰議員

- 1 子育て支援策の充実強化について
- 2 九州産交バスの松橋・宇土を起終点とする熊本市内方面行き直通系統の廃止について

3. 中口俊宏議員

- 1 大坪川の治水対策について
- 2 学校の教育環境整備について

日程第2 常任委員会に付託（議案第71号から議案第84号まで）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（17人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐 美 三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真 之 助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	13番 野 口 修 一 君
14番 中 口 俊 宏 君	15番 藤 井 慶 峰 君
16番 山 村 保 夫 君	17番 村 田 宣 雄 君

18番 福田 慧一君

4. 欠席議員（1人）

12番 横嶋 政治君

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元 松 茂樹君	副市長	光 井 正吾君
教育長	前 田 一孝君	総務部長	山 口 裕一君
企画財政部長	野 口 泰正君	市民環境部長	加 藤 敬一郎君
健康福祉部長	江 河 一郎君	経済部長	山 崎 恵一君
建設部長	草 野 一 人君	教育部長	池 田 和 臣君
秘書政策課長	渡 邊 聰君	総務課長	上 木 淳 司君
危機管理課長	内 田 雅 之君	企画課長	松 下 修 也君
まちづくり推進課長	木 村 るみさん	財政課長	北 谷 太 示君
市民保険課長	柘 植 さや子さん	環境交通課長	渡 辺 勇 一君
福祉課長	東 顕君	健康づくり課長	濱 口 由 季 さん
土木課長	下 田 竜 一君	学校教育課長	淵 上 真 行君
文化課長	藤 本 貴 仁君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田 尻 清 孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦 田 昌 臣君
議事係参事	村 田 有 美 さん	庶務係参事	中 山 裕 輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

本日、12番、檍崎政治君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（野口修一君） 日程第1、質疑及び一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。8月10日から11日にかけての大雨で多くの方々が被災されました。被災された方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。今回の質問は、マイナ保険証の一本化問題など4点について質問をいたします。執行部の誠意ある答弁を求めまして、質問席より質問いたします。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） まず、マイナ保険証の一本化問題について質問をいたします。昨年12月2日に紙の健康保険証が廃止をされ、代わってマイナ保険証になりました。現在マイナ保険証の利用率は7月末、全国で31.43%であります。一本化といえば、様々な煩雑な手續が一つになったように聞こえますが、実際は逆になっております。マイナ保険証や証明書など、現在何種類発行されているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

現在、医療機関の窓口において被保険者の保険情報を確認できるものは、9種類ございます。

一つ目は、マイナ保険証と呼ばれている保険証としての登録を行ったマイナンバーカード、こちらは顔写真付きで暗証番号の設定が必要です。二つ目は、暗証番号不要の顔認証のマイナ保険証、三つ目は、1歳未満の子どもに交付される顔写真なしのマイナ保険証、四つ目は、マイナ保険証をお持ちでない方などに交付される資格確認書、五つ目は、マイナ保険証が機器トラブル等で利用できない場合にマイナンバーカードとセットで使用できる、マイナポータルの資格情報をダウンロードしたPDF、六つ目は、転職などで保険情報が変更になったものの、データ登録中のためオンライン資格確認ができないなどの理由によってマイナンバーカードが使えないときに申出により緊急的に使用できる被保険者資格申立書、七つ目は、マイナ保険証を搭載したスマートフォン、こちらは今月19日から本格稼働となります。八つ目は、医療保険の資格情報が記載された資格情報のお知らせ、そして九つ目は、従来の健

康保険証になります。

なお、八つ目の資格情報のお知らせと九つ目の従来の健康保険証は、暫定的な運用として、令和8年3月まではこれらを提示することにより、医療機関の受診が可能となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおり、9種類も発行されております。これまで紙の保険証1枚で医療機関での受診ができたものが、保険情報の確認をするための証明書が必要なため、役所も煩雑となり、医療機関でも混乱が生じております。そのため、国は後期高齢者医療制度対象者全てに資格確認書を発行し、国民健康保険加入者も、有効期限の切れた従来の保険証を来年3月まで使用できるようにしました。このように方針を転換したのは国であり、政策の失敗を認めたようなものであります。従来の紙の保険証に戻せば、何種類も発行する必要はありません。国に対して元に戻すように制度の見直しを要望すべきではないのか、この点について市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、令和6年12月2日からこれまでの保険証が廃止となったことに伴い、国から経過措置や暫定的な運用が次々と示され、保険情報を確認するための証明書は9種類も混在しております。

これに伴い医療機関では、カードリーダーや顔認証付きの端末の操作方法を患者さんに丁寧に教える必要が生じたり、電子証明書の期限切れやシステムのメンテナンスによりマイナ保険証が使えず受付が滞る事態が発生し、住民の皆様の中には分かりづらい、複雑だと感じられる方がいらっしゃることは十分承知しております。

しかしながら本市といたしましては、国の方針や関係法令にのっとった運用を行う必要がありますので、医療機関や住民の皆様の御意見・御要望をしっかりと把握し、必要に応じて各種協議会の場で議論していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） この問題では、今後も混乱は続くと思いますし、混乱を避けるためにも見直しが必要だと思います。

次に、国民健康保険税の滞納者に対する対応について質問いたします。国民健康保険証の廃止に伴い、滞納者に発行されておりました短期保険証はなくなり、長期滞納者の資格証明書に対し、資格確認書の特別交付となっております。この方々には、医療機関での窓口負担が10割となっています。世帯の中には生活が苦しく、医療を受けるのをためらい、重症化

して我慢できなくなり、受診したときには手遅れで亡くなる方が全国で出ております。重症化を防ぎ、命を守るために、医療費の負担が困難な世帯に対し、本人から負担ができないとの申出があれば、3割負担にできるようにする必要があると思いますが、市の考え方を市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

保険税滞納者に対する保険証の交付につきましては、これまで保険証の有効期限を3か月とした短期証の交付を行い、更新の際に納税相談を行うなど、滞納者との接触の機会を確保してまいりました。また、短期証交付世帯のうち、資格証明書等交付審査会において、担税力があるにもかかわらず納付がない又は納付の意思が見受けられないなど一定の基準に基づき、資格証明書の交付を決定した世帯については、医療費を一旦10割負担していただいておりました。

制度改正によりマイナ保険証へ移行したことで、従来の短期証は廃止され、資格証明書に代わって資格確認書（特別療養）を発行することとなりました。なお、資格確認書（特別療養）の交付を受けた方についても、従前と同様に、医療費を一旦10割負担していただく仕組みは継続されており、対象となる方には、今年度既に発送しております。

しかしながら、御病気や急な失業などの特別な事情がある方からの相談があれば、特別療養費の支給に代えて窓口負担が3割の資格確認書を交付することとしております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 特別な事情のある方からの相談があれば、特別療養費の支給に代えて資格確認書を交付することなので、既に対象者に対して、こうした周知を徹底していただきたいというふうに思います。

次に、「被爆80年に当たって」について質問をいたします。アメリカ軍が広島、長崎に原子爆弾を投下してから80年を迎えます。被爆80年の今こそ、核兵器廃絶に世界は行動すべきであります。広島、長崎に投下された原子爆弾で、一瞬にして二つの都市は破壊され、21万もの命が奪われ、生き残った方々も、いまだ原爆の後遺症に苦しんでおられます。この悲劇を決して繰り返してはなりません。核兵器廃絶へ前進するためには、核兵器抑止論を克服する必要があります。核抑止は、核攻撃による破滅的な結末、広島、長崎の再現を前提にした政策であり、人道的、道義的に許されるものではありません。核兵器を違法化し、その活動を包括的に禁じた核兵器禁止条約は73か国が批准をし、94か国が署名をしております。参加国の拡大を進めていく必要があります。日本は唯一の被爆国であるとともに、侵略戦争の反省の上に立って作られた平和原則の憲法を持っております。被爆80年に当たり、

政府に対し核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立って世界に訴える必要があると思思います。被爆 80 年に当たって、元松市長に考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

今年は戦後 80 年という節目の年を迎えております。特にですね、8 月はいろんなテレビ番組等でも報道がありました。改めて平和の尊さを考える機会の年になったと感じております。本市では戦後ちょうど 40 年、今から 40 年前に当たりますが、昭和 60 年 3 月に宇土市議会と連名で平和都市宣言を行っております。この宣言では、「恒久平和は、人類普遍の願いである」との認識のもと、世界で唯一の核被爆国である我が国が、被爆者の苦しみの実相を広く世界に伝え、広島や長崎の惨禍が 2 度と繰り返されないよう特段の努力を行う責務があることを明記しております。また、市民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念にのっとり、我が国が提唱する非核三原則の遵守を永遠に希求することを宣言しております。

議員御質問の核兵器の廃絶については、世界平和実現のため重要な課題であると認識しておりますが、核兵器禁止条約の批准を含め、社会全体が協力して取り組むべき課題であり、一つの自治体だけで実現できるものではございません。本市としましては、平和都市宣言の趣旨を踏まえ、恒久平和の実現に向け、市民の皆様と共にできることから着実に取り組まなければならないと思っております。その上で平和の大切さを次世代へしっかりと継承していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18 番（福田慧一君） 核兵器禁止条約の批准も含め、平和の大切さを訴えていただくようお願いをし、次の問題について質問をいたします。

市は、昭和 60 年に非核三原則、非核平和都市宣言をし、看板を立てておりました。しかし、庁舎建設に伴い看板がなくなりましたが、新たな看板の設置をし、市の立場を明確にしていく必要があると思います。また、市民団体等が行う被爆写真展に対し、市の施設を貸すべきだと思いますが、この点についても元松市長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

まず、平和都市宣言の看板につきましては、先ほど御指摘がありましたとおり、熊本地震以前は旧庁舎に設置をして市民の皆様への周知を図っておりました。しかし、熊本地震により庁舎が被災して以降、看板の設置ができませんでした。

そこで、新庁舎建設後、改めて宣言を広く市民の皆様に周知するために、庁舎 1 階のデジ

タルサイネージによる表示を行っております。また、今年度は、看板に代えて懸垂幕を作成したところでございます。今後は、懸垂幕等を活用し、市民の皆様の平和への意識を高められればと思っております。

また、市民団体等が行います被爆写真展の支援についてです。被爆写真展の開催は、平和の大切さや戦争の悲惨さを次世代に伝える重要な取組であると認識をしております。会場の提供につきましては、現在、市庁舎1階の市民交流スペースは、市民が気軽に集える場所として、休憩場所や少人数での打ち合わせに利用することを主な目的として設置しております。原則としまして、市が主催や共催するものを除き、個人や団体による展示等は行っておりません。ただし、市民の方などから自らの作品を発表、展示する場合に限定して、利用を認めているところでございます。

市の施設は、用途や利用目的等により開催が可能な場所と難しい場所がございますが、その必要性を踏まえ、開催が可能な公共施設への御案内や調整など、できる限りの支援を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 庁舎建設後、平和都市宣言の看板は設置できていないが、庁舎1階入り口の市民交流スペース横でデジタルサイネージによる表示をしているとのことです。私は、昨年5月に1週間、市民交流スペースを借りまして、朝9時から夕方の6時まで常駐しましたが、確かに御輿来海岸や長部田海床路の宣伝はされておりましたが、平和都市宣言の字幕を見ることはできませんでした。市役所に用事に来られる方も、玄関横のデジタルサイネージを見る人はほとんどいません。庁舎のよく見えるところに看板や垂れ幕を常時掲げ、周知していく必要があると思いますが、この点につきましても、元松市長にお尋ねいたしました。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

デジタルサイネージ、言葉はいいんですが、なかなか分かりづらいというのは私も感じました。そこでですね、やはり先ほどの答弁にもありました、宇土市が平和都市宣言を行っているということを広く市民の皆さんに目に触れる、知っていただくという意味では、やはり表示が必要なのかなということで、今年作りました懸垂幕をできる限り庁舎前の掲げるところがありますので、あそこに常時設置して周知に努めてまいりたいと思っております。ちなみに、今回福田議員から御指摘をいただいて市のほうでも検討しまして、数日前から設置をスタートしております。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 庁舎正面の駐車場のよく見えるところに垂れ幕が掲げられておりますし、大変ありがとうございます。

次に、生活保護費の削減問題について質問いたします。自民党は、衆議院選挙で生活保護費の10%削減を公約に掲げ、選挙後多数になり第2次安倍政権で、2013年から2015年にかけて、6.5%から10%。年間670億円の大幅な生活保護費削減を行いました。これに対し、受給者の中から、いのちのとりで裁判を全国31か所、1千人以上の参加で起こしました。地裁でも高裁でも違憲判決が多数を占め、今年の6月27日の最高裁で、生活保護費の削減は、憲法第13条個人の尊厳、第25条健康で文化的な最低限の生活を営む権利に違反するとの明確な判決が出されました。2013年から15年の引下げ時の対象者数と金額はどの程度になるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

平成25年の生活扶助基準改定において、国は、当時の日本経済のデフレ傾向を生活扶助基準に反映させるため、物価変動率によるデフレ調整を採用し、平成25年から平成27年までの3年間で段階的に基準生活費を一律に4.78%減額調整する改定を行いました。

本改定を不服とし、全国各地で処分取消しを求める訴えが提起され、このうち原告敗訴となつた大阪高裁と原告勝訴となつた名古屋高裁の二つの判断に対し、最高裁において最終的な司法判断が争われました。

令和7年6月27日の最高裁判決では、「物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めることが、厚生労働大臣の裁量権を逸脱しており、また厚生労働大臣が生活保護法第3条にある『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』の重要性を軽視し、生活保護法第8条第2項に規定する『要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情』を考慮せずに行った本引下げは違法」との判断が示されました。

このデフレ調整の対象となる世帯や扶助の種類等について、現時点において、国から明確な範囲や調整方法が示されておりませんので、本市における影響額を算出することはできませんが、本市では平成25年度から平成27年度の3年度間で、延べ405世帯が生活保護を受給されており、少なくともこれらの世帯にはデフレ調整の影響があると考えられます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 最高裁判決では、生活保護法第3条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利及び第8条第2項の要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他

保護の種類に応じて必要な事情を考慮せず行った引下げは違法と判断が下りました。この判断は、生活保護という最低限の生活をどう守るかという法令での違反を認めた生活保護費の引下げの対象者に対し、遡って補償すべきだというふうに思います、この点につきまして元松市長の考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

生活保護基準は一般国民の消費実態や生活水準との均衡を図るため、全国消費実態調査等をもとに、5年に1度見直しが行われております。

議員御指摘の裁判では、先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、令和7年6月27日の最高裁判決において、「物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めることが、厚生労働大臣の裁量権を逸脱しており違法」との判断が示されたところでござります。

市は、国が定めた基準に基づき業務を行っておりますが、判決にもありますように、生活保護基準は国の責任において定められるものと承知をしております。市としましては、今後の国の対応を見守りつつ、国から基準の見直しや指示がありましたら、適切に対応してまいります。

また、削減分の補償につきましては、現在、国において、今回の最高裁判決を踏まえた対応の在り方を検討中であるということでございますので、市としましても今後の国の動向を注視しているところでございます。国から具体的な補償の対象範囲や内容等が示されましたら、速やかに必要な対応を行うとともに、受給者の皆さんに対しましても、丁寧な説明や支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 国による2013年から15年の生活保護基準の大幅な引下げは違法とした、いのちのとりで裁判の最高裁判決の対応のためとして、厚生労働省が設置した専門委員会の第2回会合に参加した愛知県の原告の方は、「辛かった、長かった、これで終わったと思った。」と述べ、最高裁判決が出るまでの12年間、最低生活を下回るぎりぎりの生活を強いられていると指摘し、食事は一日1回になり、冬場の入浴は月に2回のシャワーだけだとして、最高裁判決に従って謝罪と遡及支給を求めています。大阪原告の方は、「人付き合いを削って社会的孤立を深めてきた。物価高のもとでエアコンの電気代、食事を切り詰めている。」と発言。「私たちの生存権、人権侵害された状態が続いていることを理解してほしい。」と訴えられております。こうした生活保護受給者の方々の状況を受け入れ、対応していただくようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

TSMCの半導体工場で使用され、有機フッ素化合物の排水への影響について質問いたします。TSMCの半導体の第1工場が操業し、第2工場やソニーも合志市に工場建設が進められて、これから半導体工場では多くの地下水を汲み上げて排水をしています。どの程度の排水が予定されているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

菊陽町に立地するTSMCは、令和6年12月に第1工場が稼働、第2工場についても、第1工場に隣接して年内に着工予定と発表されております。

まず、TSMC第1工場の地下水の汲み上げ量は、当初1万2千トンと発表がありました
が、企業の地下水保全の取組による循環率の向上により、一日当たり最大8,500トンと
発表されております。

排水量の正式な発表はありませんが、工場内の排水処理施設で下水道法の基準内まで有害
物質を除去し、下水道に排出されていることから一日当たり8,500トン以下の量が排水
されていると考えられます。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 次に、TSMCの半導体工場で使用する有機フッ素化合物の排水の
影響についてお聞きいたします。工場排水は下水処理場に流され、また第2工場とソニーの
排水は県が下水処理場を新たに建設をし、そこで処理し流されます。第1工場は一日約8,
500トンを坪井川に、第2工場とソニーは県の処理場から白川を通じて一日約2万3千
トン有明海に流されます。農業者や漁業者は、有明海がPFAに汚染され、農産物や海産
物の風評被害が出るのではないかと不安が広がっています。農産物や海産物を食べ、健康被
害も心配されております。市としてこの問題にどう対応されるのか、市民環境部長にお聞き
いたします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

半導体関連企業の集積が進む中で、工場からの排水を懸念する意見が寄せられていること
を踏まえ、県では、県民の不安解消を図るため環境モニタリングを実施しております。モニ
タリング調査は、新たな半導体工場の稼働前から調査を実施し、稼働後の環境変化を客観的
かつ科学的に把握することとなっております。

TSMCの工場からの排水は、下水道法の排出基準に基づき、工場内の排水処理施設にお
いて、処理困難な有害物質等を排除して下水道に排出されております。その後、下水道管を
通って、熊本市にある熊本北部浄化センター（下水処理場）において、水質汚濁防止法の排

水基準内まで処理した上で、河川に放流され、有明海に流れ込んでおります。

排水の水質の監視については、県及び関係市町が監視することとなっており、県が実施した環境モニタリングの結果では、河川において有機フッ素化合物の一種であるPFB_S（ペルフルオロブタンスルホン酸）、PFB_A（ペルフルオロブantan酸）の濃度が増加したとの報告がございます。ただし、この数値は諸外国の飲料水規制値と比較しても低い濃度とのことです。

県では令和7年度も引き続き、定期的な環境モニタリングを実施し、周辺環境の変化の把握、検証を継続するとしており、水質に変化があれば、迅速に原因を把握し、対応できるよう取り組まれております。

また、県は半導体関連企業の集積に伴い、工場があるセミコンテクノパーク周辺に新たに下水処理場を整備することを発表しています。新処理場はTSMCの西側の合志市と菊陽町にまたがる約11.5ヘクタールに整備予定であり、TSMC第2工場、また同じく建設中のソニーの新工場の下水を想定して整備されます。処理能力は一日約2万3千トンで処理水は白川へ放流することです。完成時期は未定ですが、本年度中の着工を目指すとのことです。

本市としましても、TSMCの排水が河川を流れて有明海に注ぐことから、県から発表される環境モニタリングや関係市町が監視する水質情報などを注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） TSMCの第1工場から坪井川に排水をされておりますが、坪井川で水質検査では、2種類の有機フッ素化合物が高い濃度で検出をされております。そこで、この問題について、熊本県地下水保全条例がありますが、有機フッ素化合物などの規制の対象として含まれておりません。このため、規制対象に含め、地下水採取量についても1企業当たりの制限を設ける必要があるのではないかと考えております。県に対して改定を要求すべきと思いますが、市の考えを市民環境部長にお聞きします。

○議長（野口修一君） 市民環境部長、加藤敬一郎君

○市民環境部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

河川における有機フッ素化合物の基準については、環境省が定めた公共用水域の基準では、PFOS及びPFOAの合算値で、暫定指針値として50ナノグラムパーエリットルと設定されております。また、厚生労働省は、令和2年4月から水道水における水質基準を水質管理目標設定項目に位置づけ、有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAの合算値で暫定目標値50ナノグラムパーエリットルと設定しております。

この基準により河川等の水質検査を行うこととなります、議員の御質問のとおり熊本県地下水保全条例及び同条例施行規則では、有機フッ素化合物が規定されていないため、国の専門家会議の動向を注視するととともに、県に働き掛けを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 県の地下水保全条例で有機フッ素化合物を規制して、利用者の不安解消などに取り組んでいただきたいと思います。

今回は4点について質問いたしましたが、市の政策に是非生かしていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時50分から会議を開きます。

-----○-----

午前10時38分休憩

午前10時48分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

15番、藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 改めまして、おはようございます。無所属の藤井です。今回も一般質問の機会をいただきありがとうございます。そしてまた、先だって大水害によって大きな被害を受けられた皆様方に対して、心からお見舞いを申し上げ、そしてまた復興に励んでおられる被災者の皆さん、またボランティア活動に頑張っておられる皆さん方に対して、心から敬意を表したいと思います。今回の質問は、1点目が子育て支援策の充実強化について、特に今回はインフルエンザワクチンの接種についての質問と、そしてまた来月1日から九州産交バスが、松橋から熊本まで行くバスを廃止することになりましたので、それに関する質問をさせていただきます。これは、私が所属しております総務市民常任委員会の所管でもありますが、特に今回の場合は廃止されるということで大きな問題でございますので、一般質問で取り上げさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） 私は、ワクチンというのが全ていいとは思っておりません。時々、今中議員も新型コロナワクチンに対する批判的な質問をされますけど、私もそれは同感なんです。何でかというと、新型コロナワクチン、またもう一つの子宮頸がんワクチンですね、これは副反応の発生率が極めて高くて、そしてまた重篤になる人もかなり多く出ております。

そしてその結果、裁判になっていることもあります。そういう点をお断りした上でお伺いしたいと思います。子どものインフルエンザの予防接種は、従来の注射に加えて点鼻、鼻から入れるワクチン接種もできると聞いております。宇土市は助成の対象となるのか、また子どもたちの予防接種に対する宇土市と他市町村の助成を比較するとどうなのかを知りたいと思います。また、子育て支援策としてほかに行っていることがあればお伺いしたいと思います。健康福祉部長お願ひいたします。

○議長（野口修一君） 健康福祉部長、江河一郎君

○健康福祉部長（江河一郎君） 御質問にお答えいたします。

インフルエンザの予防には、ワクチン接種が非常に効果的です。インフルエンザワクチンは今までの注射不活化ワクチンに加え、今年から点鼻生ワクチンが日本でも承認を得て販売開始となりました。この点鼻生ワクチンは、鼻腔内にスプレーで吹きかけます。そのため、痛みが少なく、針を使わないと、注射が苦手な方や小さなお子様に向いており、日本では2歳から18歳までの子どもや若者が対象となっています。

なお、宇土市の子どものインフルエンザ予防接種助成の対象者は、生後6か月から中学生以下となります。接種回数は注射の場合は13歳未満の場合2回、13歳以上の場合は1回又は2回となっており、点鼻の場合は1回のみです。助成は原則1回目に対して行われ、一人1,900円まで助成されます。また、今年から従来の注射に加え、点鼻でのワクチン接種も助成の対象としております。

次に、他市町村と助成を比較するとどうなのかにつきましては、子どものインフルエンザ予防接種は予防接種法で定められる定期予防接種ではないため、市町村が助成の有無も含めて決めることができます。県内14市においては、熊本市、人吉市では助成を実施されておりません。ほか11市の助成額は1回当たり1千円から4,600円と幅があり、助成回数はいずれも2回となっております。

このほか、感染症予防の予防接種として、日本脳炎や二種混合などの定期予防接種に当たるものは原則無料で受けることができますが、任意接種については、インフルエンザ以外のおたふくかぜや新型コロナなどに対しては助成を行っておりません。

最後に、子育て支援策として、ほかに行っている主なものとしましては、産後ケア事業や新生児聴覚検査の費用助成、妊婦のための支援給付事業等があり、特に不妊症・不育症治療や産婦健診、1か月児健診、低所得妊婦初回産科受診費の費用助成など、他市で実施していない部分にも力を入れております。こういった支援策を子育て世代はもちろん、広く住民の方に知っていただけるよう引き続き周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございました。いろいろな子育て支援策をやっておられることはよく分かりました。このインフルエンザの予防接種についてですが、宇城市では市の助成金が4,600円、個人負担が4,700円だそうです。宇土市の場合は1,900円の助成金で、個人負担が7,400円です。2,700円の負担が大きいわけですね。この物価高の中、世の中で苦労している子育て世代の保護者にとっては、この7,400円の個人負担というのは極めて大きいのではなかろうかなという思いがします。ただし、宇土市は15歳まで補助金を出しますが、宇城市は小学校6年生までということになっております。先日、ある開業医の先生からお聞きしたんですが、宇土市のワクチン接種者が非常に少ないとということでございました。その受けない理由が、やはりこの個人負担が大きいからではなかろうかということでございました。そういうことをお聞きしましたので、今回この質問をさせていただいたわけでございます。ほかの支援策について一つ一つ、私は他市との比較はいたしませんが、市民感覚ではこのような助成金があるかないか、またその金額はどうか、特によく言われるのが、「宇城市は、給食費は無料ですよ。」と言われるわけですね。やはり子育て世代の人たちは、そういうことに非常にこう敏感に考えておられるということを感じます。そうしますと、転居を考えるとき、御承知のとおり、宇土市、宇城市というのは非常に交通の便のいいところです。熊本市内方面でも、上益城方面でも、八代方面でも、天草方面でも、転勤になっても非常に通いやすい、通える、そういうことで非常に人気があります。そういうときに、じゃあ宇城市を宇土市とどっち選ぼうかといったときに、やはり、子育て支援に手厚いほうを選ぶんじゃないかなと。そういうことも含めて、更なる子育ての支援について御検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。先般、熊日新聞に九州産交バスが松橋と熊本間の定期バスを廃止するということが載っておりました。私は、九州産交バスグループのホームページをちょっと見てみたら、こういうふうに書いてありました。「松橋産交ターミナル機能の移転とJRとの結節強化。松橋産交ターミナルは、起終点及び窓口機能をJR松橋駅周辺へ移転し、鉄道とバスの乗り換えがより便利になります。既存のローカル路線（砥用線、松合線、宮原・鏡線）は全ての便で松橋駅前への乗り入れを行い、地域内のアクセス向上を目指します。また宇土エリアでは、地域コミュニティバス行長しゃん号を中心とした路線網へ縮小いたしますが、既存路線網を活用した細やかな地域内移動を引き続きサポートします。松橋営業所の窓口機能も松橋駅周辺へ移転し、定期券の発券など、これまで通りのサービスを確保いたします。」、その後、「その他、地域ニーズへの配慮について。関係行政機関との協議の結果、朝夕のラッシュ時間帯における通勤・通学需要に対応するため、松橋～宇土間の域内運行系統を数便程度確保いたします。特に中高生の皆様の通学をサポートしてまいります。熊本市内方面へのアクセスについては、『既存ローカル路線+JR』の御利用をお願いするこ

とになりますが、御理解と御協力を願い申し上げます」と、ホームページに出ておりました。そこでお伺いしたいのですが、市は、この産交バスの運行に対して、多額の助成金を支出しております。そういったことで、このホームページで見ますと、宇土市とも宇城市とも相談したということになっておりますが、相談があったのかなかつたのか。また、その内容についてお伺いしたいと思います。多くの人がですね、バスを利用していた方々が、突然の路線廃止のニュースを見て非常に驚き、そしてまた今後どうなるんだろうかということを心配しておられます。先日、松山にお住まいの方が、バスに乗って病院に行かれる。そしてまた買い物をして帰られる。その方が、バスがなくなると本当に困るんすと、何とかしてほしいという相談を受けました。この路線廃止について、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君） 企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市を走る地方バス路線のルート、通称、運行系統と言いますが、この運行系統は11系統あります。このうち、九州産交バスが全体の半数を占める6系統となっており、この6系統に対し、昨年度は、令和5年10月から令和6年9月までの運行経費に対する赤字補てんとして、1,716万5千円の補助金を支出しております。

九州産交バスの運行系統廃止につきましては、令和6年4月に九州産交バスから本市に対して初めて説明があり、松橋一川尻町エリア間を運行するバスの1便当たりの利用者は、おおむね5人以下で、バスが担うレベルの利用状況でないため、将来的な乗務員不足を考慮し、本意ではないが1年半後の令和7年9月末で廃止を予定しているとの説明を受けております。

その後の九州産交バスとの協議の経緯としましては、令和6年7月に、学生など利用客の影響について報告を受け、2か月後の9月には、宇城市も交えて、廃止代替案について意見交換を行っております。

そして、翌月の10月には、九州産交バスだけでなく、産交バスにも同席いただき、宇土高校、宇城市、美里町とともに宇土高校生や松橋高校生の通学に影響が出ないよう、最大限対応してほしい旨を要望しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君） ありがとうございました。ただいまの説明によりますと、令和6年4月に九州産交バスから方針に対して初めて説明があり、そのときは、九州産交バスから松橋一川尻町エリア間を運行するバスの1便当たりの利用者は、おおむね5人以下で、バスが担うレベルの利用状況でないため、将来的な乗務員不足を考慮し、本意ではないが1年半後の令和7年9月末で廃止を予定しているとの説明があったということでございます。確かにですね、私もたまにバスを使うんです。そうすると杉島辺りで大体ほとんどのお客様が降

りてしまわれます。乗っているのは3人か4人です。特に、私は夜ですけどね、バスで帰るのは。そんなふうな状態で、昼も本当にバスを見かけるとお客様が少ない、確かにだと思います。それでその点はよく分かりますが、先ほどこのホームページに書いてあるようにですね、松橋産交ターミナル機能の移転とJRとの結節強化、松橋産交ターミナルは、起終点及び窓口機能をJR松橋駅周辺へ移転し、鉄道とバスの乗り換えがより便利になりますということを書いてありますが、なかなか途中の停留所から利用する人たちにとっては、もう便が少なくなるというのは大変な問題であります。そういうことで、しっかりとした対策を取っていただくようお願いしたと思うんですが、このホームページを見た限り、通勤・通学については配慮しておられるようですが、現在、廃止予定の路線バスを利用して病院等に通われる方が、バスがなくなることより、今後の交通手段についてとても不安に思っておられます。公共交通の在り方については、宇土駅一三角間の路線バスの将来的な運行廃止もあり得ることではないかと思うのです。行長しやん号、ミニバスの運行ルートの見直し、あるいはスクールバスの運行などの検討も含めて、抜本的な見直しが必要と考えております。今回の九州産交バスの系統廃止について、市として早急に対応できる方法があれば対応し、抜本的な見直しについては、じっくり最善策を検討していただきたいと思うわけでございます。

その点について、元松市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口修一君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

今回の路線の廃止によりまして、通勤、通学、通院、買い物等でバスを利用されている市民の皆様が、今後の交通手段に不安を抱いておられることにつきましては、市としましても極めて重大な課題であると認識をしております。今後も住民の皆様の移動手段の確保に向けて、あらゆる対応策の検討を速やかに進めていかなければならないと考えております。

具体的には、短期的な話ですけれども、短期的な対応の方策としましては、現在運行しておりますコミュニティバス行長しやん号やミニバスのんなっせの運行ルート等について、地域住民の皆様の御要望を踏まえたルートの見直しなどを検討し、可能な限り、九州産交バスの系統廃止に伴う代替手段として確保に努めてまいりたいと思っております。

また、ただいま御指摘がありました抜本的なという意味での公共交通の見直しにつきましては、人口減少や利用者減少等の社会情勢を踏まえ、より持続可能な交通体系の構築が求められていると認識しております。今回、国道57号を走りますバス路線は廃止の対象になっておりませんが、これもいつなるか分からぬという、そういった危機感があるということです。

本市では、地域公共交通政策について協議する場として、宇土市地域公共交通会議及び宇土市地域公共交通活性化協議会を年2回程度開催しております。この会議には、議会を代表

して議長にも参加していただいているのに加えまして、学識経験者をはじめ、国土交通省九州運輸局やバス事業者等の交通事業者のほか、市民の代表者などの外部委員多数で構成されており、多角的な視点から本市の公共交通について議論をしていただく、極めて重要な場となっております。

今後もこのような場を活用しまして、住民の皆様や関係機関と十分に協議を重ねながら、短期的対応はもちろんございますが、これと並行しまして抜本的な公共交通の在り方についても、慎重かつ丁寧に最善策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口修一君）　藤井慶峰君

○15番（藤井慶峰君）　ありがとうございました。私も地域交通の活性化協議会には、議長時代に出席させていただいたことがありました。その頃は、まさか産交バスがこの宇土や松橋一熊本間を廃止するとは思ってもいなかつたことでございました。実はですね、3年ほど前、今議長席の野口議員と、それから杉本寛議員のお父さんの杉本信一議員と3人で、奈良県の十津川村というところに視察に行ったことがあるんです。この村はですね、皆さん十津川といつたら何か聞いたことあると思います。十津川警部の何とかかんとかってありますけどね、あの十津川村です。これはですね、あの紀伊半島の中央部にある村で、村の広さは東西幅33.4キロ、南北の幅が32.8キロとものすごい広いところで、日本一大きい村だそうです。面積は、日本最大の湖である琵琶湖や東京23区よりも大きい村なんです。ここで広さが日本一と、それと鉄で作ったつり橋があります。これがやはり日本一だそうです。この村に行きました。それともう一つ、十津川村と熊本の関係というのは、江戸時代末期、明治維新の有名な思想家である熊本が生んだ横井小楠先生を暗殺したのが、この十津川村の郷士たちだったんですね。野口議長も私も横井小楠先生のことを非常にこう信奉しておりますので、私には直接言わなかったけど、野口議長には申し訳ないことをしましたと十津川の人がおっしゃったそうなんですが、そういう村です。ここは、京都御所の警備を司る特別な任務を負った人たちの村だったそうです。京都で何かあったとき、いざというときは7日間山を駆け抜けて、京都まで行っていたそうです。非常に何といいますか、そういった意味ではプライドが高い方々が多かったです。村議会議長さんがいろいろ説明してくださったんですけどね、そういう村です。この十津川村はですね、今年の4月の人口は2,709人であります。村の年間予算が約60億円で、非常に高齢者が多いんですね。交通の便が悪い。そのため、村で奈良交通バスに委託して、村営バスを運行しておられます。私が行ったときも奈良交通のバスがずらっと並んでおりました。それが村の隅々まで村の人たちを送り迎えするんだそうです。その年間予算が1億3,059万円という、要するに財政規模に対しては非常に大きな予算。村の年間予算の2.1%を村人の移動手段を確保するために使っておられ

ます。この村営バスがなければ、村民の人たちは学校や病院、買い物にも行けないわけです。バスは住民にとって命をつなぐものであります。住民の移動手段を確保することは極めて重要なことでありますので、車を運転する人はなかなかそういうことが分からぬといふが、やはり、私もいつかは車に乗れなくなります。これからどんどんどんどんそういう方が増えてまいります。そういう人たちのためにもですね、思い切った予算をつぎ込んででも、この市民の足を確保するための抜本的な交通手段の確保を御検討いただきたいと思うわけでございます。その点を切にお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時25分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時15分休憩

午前11時24分再開

-----○-----

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） おはようございます。中口です。本定例会におきまして質問の機会をいただき、感謝申し上げます。また、先ほど藤井議員からもありましたように、今回の大雨により被災されました皆様方、全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。本日の質問につきましては、大坪川の治水対策、学校の教育環境整備、この2点について質問をいたします。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 今回、質問をしますけれども、最後の質問というのは初めてかなというような思いでありますし、トリとと言うのかな。

それでは質問に入ります。宇土地区の河川といたしまして、船場川、大坪川それに潤川があります。いずれも干満の差が大きい有明海に注ぐ感潮河川であります。満潮時と大雨が重なれば河川水位が上昇し、その流域では道路は冠水するなど、水害が多々発生しております。いわゆる水害の常襲地帯と呼ばれる地域もあります。治水対策事業は、市民の生命と財産を守るなど極めて重要な事業の一つであります。本日は大坪川の整備改修状況等々について質問いたしますけれども、1点目が大坪川の治水対策の現状について質問いたします。平成27年度国の事業採択を受けまして、県の事業によりまして新たに松原排水機場整備事業が着手されました。先日、宮原議員からも質問があつてありましたけれども、この松原排水

機場は、当初、令和8年の梅雨前には稼働できるというふうに聞いておりましたが、6月議会の委員長報告の際、あるいは担当者の方から聞きました、工事等々の影響からこの稼働が令和9年の秋になるんじゃないかというようなことあります。先日も地元選出の国会議員の先生と市長あるいは県議等々で視察をされ、早く造ってくださいというような要望もあつておりましたけども、令和8年の梅雨前にはできますよというような声を聞きました、私も今年の地元の寄合で大きなことを言いました。今年乗り越えれば、来年から水害はなくなります。松原排水機場ができます。どんなに雨が降っても大坪川からじゃんじゃん浜戸川の方に強制的に排水して、この地域でも水害はなくなりますと、大きな声で言いましたけれども、令和9年になるということでですね、先日、部長のほうから説明書が配ってありましたけれども、あれを見て納得された方もおられました。そこで、大坪川の治水事業の現状と進捗状況につきまして、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

準用河川大坪川のバイパス区間の整備状況につきましては、令和6年6月定例会での答弁内容と一部重複しますが、御了承いただきたいと思います。

準用河川大坪川の整備につきましては、市街地の治水対策を目的に、船場川への合流点から松原町の大坪水門までの延長1,190メートルを整備区間とし、昭和50年度に事業に着手して以来、これまで右岸730メートル、左岸935メートルの護岸整備が完了しております。

モニター又はタブレットを御覧ください。

現在、進めている河川改修についてですが、黄色の矢印で示しています元の大坪川は、河川断面が小さく、また、その区間には馬之瀬堰が設けられ、さらに、その下流側では河川が直角に曲がっていることから、スムーズな流れを確保するため、赤色の矢印で示している部分になりますが、新たに、この区間をショートカットするバイパスの整備に取り組んでいるところです。

現在の進捗状況としましては、バイパス部分の掘削は完了し、令和6年度は、紫色で示していますが、新たに架ける橋梁の下部工及び下部工前面の護岸の整備を行っております。

今年度は、橋梁上部工の架設と茶色で示しています元の大坪川であり砲江堰からの用水路でもある箇所へのボックスカルバート敷設の工事を計画しており、この工事の中で、バイパス部分と元の大坪川に設置している仮設道路の撤去も行うこととしております。なお、現在は受注業者も決定し、準備ができ次第、工事に着手する予定です。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 写真をお願いします。これが先日大雨が降ったときの状況です。私が立っておりますのが大坪川です。私の膝まで水が来ておりました。下の両方を見せてもらえますか。これが西安寺、藤井議員のお寺ですけども、この観音橋という橋がありますけれども、橋から下流、いわゆる今回質問する場所のほうを写したわけですけれども、もう海のような状態です。お寺も相当浸かりました。下の左側の道路がありますけれども、あそこも通学路です。あれは全くもう歩けない状態で、10日と11日の雨でこんな状態でした。こういう状態を踏まえてですね、今後の取組について質問するわけですけれども、次の写真をちょっとお願いします。現在、大坪川の事業が進んでおりますけれども、今後の取組の一つです。大坪川の左岸は、宇土東小学校馬之瀬地区の児童の通学路です。この写真は、10日、11日の雨の日のではありません。あまり雨が強くなかった日ですけれども、このいわゆる大坪川の河川道路ですね。要するに雨が降れば一番左のように道路が冠水します。しばらくすると、水が流れないわけですね。左のほうが川ですけれども、右のほうが田んぼですけれども、行く場所がない、そのまままたまってるわけです。だから、子どもたちは真ん中の写真、あるいは右側の写真のように、水がたまっているところをじやぶじやぶじやぶじやぶ入って歩いて行っているわけです。この日は、水が少なかったからよかったですけれども、水が多いときはもう少し靴が濡れるような状況で歩いております。こういった子どもたちの通学路の整備も含めて、今後の取組について建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

今後の取組につきましては、元の大坪川右岸に設置している木柵の腐食が著しいことから、元の大坪川への流れを締め切り、併せて、湾曲したバイパス外側の河岸を強化するため、モニター・タブレットのオレンジ色の破線の部分になりますが、バイパス区間の右岸上流側から順次、護岸整備を進めていきたいと考えております。

また、元の大坪川は廃川になることから、廃川となる沿線の雨水排水処理や馬之瀬堰の取扱いについて、近隣住民や関係部署と協議し、廃川敷の整備についても今後進めていきたいと思っております。

なお、大坪川の管理用道路は宇土東小学校の通学路となっていることから、工事期間中も安全な通行を確保し、工事完了後も適切に維持管理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長のほうから、通学路についても適切な維持管理に努めるというような答弁がありましたけれども、これにつきましては、宇土東小学校のPTAの会長さん、それと私、交通問題対策議員連盟の一員として、学校ともいろんな協議をしながら、この通

学路の整備について陳情いたしました。その結果、市長のほうから、早急にこういった状況ですので整備しますというような回答をいただきました。感謝申し上げます。一刻でも早い整備をお願いいたします。

次に、3点目の大坪川下流にある馬之瀬の堰の保存対策等について質問いたします。写真のほうで、上のほうに馬之瀬の堰と書いてあります。矢印で下に丸で囲んでありますけども、あれがいわゆる馬門石でできた馬之瀬の堰です。馬之瀬の方々は、松原にあるのに何で馬之瀬の堰かなと、何で馬之瀬の名前が付いているのかと言われますけれども、その点はちょっと私も誰も分かりませんけれども、この馬之瀬の堰の保存についてはどうするのかといったことを質問します。もう少し小さくしてもらっていいですか。以前はですね、今、赤い矢印のほうに今回バイパスができるわけです。ですから、黄色の一番右のほうのあそこでカットしてしまうわけですね。水がもう赤いほうに流れていきます、大坪川。以前は、この仮設道路がありましたけれども、左のほうに流れる水の用水路はありませんでした。みんな馬之瀬の堰のほうに水が流れていたわけです。御覧のとおり上流は広いわけですね。馬之瀬の堰のほうに行けば川幅は狭くなります。そしてかつ、馬之瀬の堰があります。私が言いたいのは、大雨が降ったときですね、今度は川幅が狭くなりますので勢いで水が多くなるわけです、馬之瀬の堰に。堰がありますので、そこでまた流れが止まってしまう。そして堰のほうにはごみがいっぱいたまつて、そこで水が流れない。ですから、その付近が増水して冠水してしまうというようなことの繰り返しだったというようなことでした。平成23年だったと思いますけれども、地域の方々、いろんな農業の方々が協議されて、もう水害のためにあるようなこの馬之瀬の堰はいらないと、不要ということで、地域の方々は総意で当時の区長さん名義でこの馬之瀬の堰を撤去してくれと、これがあるから水害の要因の一つになるということでした。撤去してくださいというような陳情書を出しました。土木課のほうでは、地域の方が不要ならば撤去してもいいですよというような話でした。しかし教育委員会のほうでは、この馬之瀬の堰は馬門石でできていると、貴重な農業土木遺産ですかね。そういういたもので、将来は宇土市の指定文化財になる可能性もあります。是非保存したいというような声でした。そういう教育委員会のほうから、教育長のほうからもありました。別に質問をしました。地域の方々の財産・生命を守ることと文化財の保護は、どちらが比重が大きいのかというようなことも教育長のほうにやりました。文書があるかと思います。結果として、保存というような方向になりました。あれから十数年になりますけれども、この馬之瀬の堰。市の文化財の指定になつてないと思います。当時は指定する方向でやりますと。そしてまた、今工事中でですね、あの馬之瀬の堰の横はきれいに整地してあります。以前は、草が生い茂つて誰が管理するのかと。あそこは民有地でしたので、手前の方はですね、馬之瀬の方の民有地でしたのでうんぬんは言えませんけども、草が生い茂つて、この馬之瀬の堰は何の

ためにあるのかなというようなことも、多々地域で話したこともありました。今回こういった事業が進んでまいります。今後、馬之瀬堰の保存対策をどうしていくのか、教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

大坪川の馬之瀬堰は、幅約6メートル、高さ約3メートルの規模を有し、市内に現存する馬門石製の井堰としては最大規模のものです。詳しい建造年代は不明ですが、構造的特徴から江戸時代末から明治時代にかけて造られたものとみられます。コンクリートで補修されている一部を除いては、保存状態は良好であり、現在は未指定の文化財ですが、本市における農業土木や水利用の歴史を知る上で貴重な土木遺産の一つと言えます。

先ほど建設部長が答弁しましたように、大坪川のバイパス整備により、馬之瀬堰が位置する元の大坪川の水量は、今後大幅に低下する見込みとなります。馬之瀬堰に起因する氾濫の危険性が解消されることから、堰の撤去は行わず、現地での保存活用を図りたいと考えております。

このため、将来的な文化財指定を見据え、今後は指定に必要な文献調査や堰そのものの三次元測量など、堰の文化財的価値を明らかにするための各種調査を進めてまいります。

併せて、河川管理者の市土木課と協議し、堰周辺の除草や清掃などを定期的に行い、環境美化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 内容は十数年前と余り変わりませんけれども、これは仕方ないことも分かりません。最後にありましたように、環境美化については、今後ともよろしくお願ひをいたします。

次に、二つ目の学校の教育環境の整備につきまして質問をいたします。私ども宇土市政・経済研究会「有志の会」、9名おりますけども、講演会や研修会等々の開催をしております。今回、私ども有志の会におきましては、各宇土市立中学校へ視察研修に参りまして、そこで先生や生徒さんたちと意見交換を実施し、改善必要なこと等々につきましては、教育委員会へ提言、要望を行っております。今年の5月30日と6月2日に、網田中学校、住吉中学校及び鶴城中学校で視察研修を行いました。その中で、改善等々が必要なことにつきましては、6月20日付けで教育長へ有志の会9人の連名で要望書を提出し、要望いたしました。来年の3月までには、要望事項の進捗状況や予算の状況、あるいはその経緯、結果等が文書で報告されることを依頼しております。本日は、その要望事項の中で特に優先的に早急な対策が必要だと思いました2点を取り上げて質問いたします。一つが、鶴城中学校におけ

る駐輪場が不足しており、自転車が置けないということでした。鶴城中学校では、その意見交換の際、先生方が生徒も参加させました。多分、生徒会の会長もおりましたし、生徒会の役員の方々だったと思います。その席上で生徒から、自転車で通学する中で、駐輪場が不足していると、自転車が置けないことがありますという声がありました。これは、私、梅雨前にはこれをどうにかしなければならないと、梅雨前にはどうにか何か対策を立てる必要があるんじゃないかということで、教育委員会の担当の方と一緒に中学校のほうへ出向いて、そして現場を確認いたしました。その際、一緒に現場を見た先生が、今よりもあと30台ぐらい、置き場所が足らんでもんねと、不足していますと。できれば、プラス10ぐらいで40台ぐらい置けるような施設があれば、子どもたちもゆっくり置けますというような声がありました。それで、担当の人もいわく、「早急に必要な場合については、テントでも張ってですね、そして、子どもたちが安心して自転車を置けるということもやりたいと思っております」というような声でした。早急な対策の二つ目が、鶴城中学校の女子トイレが不足しているというようなことでした。これも、その席上、女子生徒からの声でした。1時間目と2時間目、2時間目と3時間目の授業の間にトイレに行った場合、女子の場合はちょっと理由は詳細には分かりませんけれども、遅い人は次の授業に間に合わない人が多いと。女子用のトイレを増加してもらえないですかというような声でした。この二つの声は、直接、私どもに投げかけられた要望でした。先生たちからの声ではありません。この二つの問題につきましては、早急にやるべきということで今日取り上げました。教育委員会として今後の計画あるいは対策等々につきまして、教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君） 教育部長、池田和臣君

○教育部長（池田和臣君） 御質問にお答えします。

本年6月に、宇土市政治・政策研究会「有志の会」からいただきました市立中学校の教育環境整備に関する要望書の内容を踏まえ、鶴城中学校からの聞き取りや現地調査を実施しております。

まず、駐輪場についてですが、年度当初においては、駐輪方法のルールが遵守されていなかつたことなどもあり、不便を感じていた生徒も存在していたとのことでした。その後、学級単位でのスペース確保及び駐輪方法のルールの指導を行った結果、現在は所定のスペース内に駐輪できているとのことでした。

また、学校教育課職員が晴天日や雨天日に複数回、現地を確認しておりますが、特に問題はありませんでした。

今後、もし不足するような事態が発生した場合には、緊急的に仮設テントを設置する等、生徒に不便を感じさせないよう努めてまいります。

次に、鶴城中学校のトイレについてですが、校舎内の普通教室棟及び特別教室棟の各階に

は、男子トイレ・女子トイレをそれぞれ設置し、加えて多目的トイレを設けております。令和2年度に、それら全てのトイレにおいて洋式化及び床の乾式化を実施し、安全性と快適性の向上を図りました。今年度は、避難所として活用する体育館の防災機能強化のため、新たにトイレを整備し、多目的トイレ1基及び一般トイレ1基を設置する予定です。

校舎におけるトイレの便器数については、給排水衛生設備規準・同解説に基づき算定しております。鶴城中学校の場合は、普通教室棟において、適切なトイレ便器数を算出した場合、女子トイレの便器数は各階5基が適正数となります。現状では6基から8基を設置しており、基準は満たしています。

しかしながら、生徒から「女子トイレの数が足りない」との意見が寄せられていることも把握しております。これは、一部の教室からトイレまでの距離が長いことや、建設時から比較すると一般的に一人当たりのトイレの利用時間が長くなっていることが考えられます。

現状の基準で設置されている全国の一般的な他の施設においても女性用トイレの混雑や行列が発生しているため、令和7年7月に内閣官房が主催し、女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議が開催されております。その中で、女性用トイレの行列問題改善に向けた設置基準の見直しについて議論が進められており、今後、基本的な方針がガイドラインとして取りまとめられる予定となっております。

今後は、国のトイレの設置数に係る基準見直しの動向を注視しつつ、老朽化している校舎の抜本的な大規模改修を検討してまいります。その際には、生徒の意見も取り入れながら、より快適で利用しやすいトイレ環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁ありがましたが、一つが駐輪場です。スペース内に駐輪できるということになったということでよかったですけれども、まず考えてみると、あの席上で女子の生徒が切実に「自転車を置くところが足りません」と、そういう声でした。また、ある先生と一緒に見たときは、「あと40台ぐらい駐輪できる施設が欲しいですね。」と言われました。それは何かと。要するに、言い方はいろいろあるかと思いますけれども、悪い見方をしますと、学校のほうで子どもたちの声を吸い上げていなかった。自転車置き場が足りない、早くそういう声を吸い上げて対策を取るべきじゃなかつたかというようなことが1点。もう一つが、先生が、「今、30台ぐらい足りません。あと10台ぐらい、いわゆる40台ぐらい増やすような施設があればいいですね。」と言われました。じゃあ、あの先生の言葉、現在のもうできたというような言葉、じゃあ、学校として子どもたちの自転車通学者数、それとあと駐輪場のこと等々、的確に実態を把握されていたのかというような疑問が湧いてまいります。そういう今答弁を聞いてよかったですと想いながら、その

経緯につきまして、私はそう思ったわけです。教育部長、私の認識はどうですか、間違っていますか。あれするわけじやありませんけども、そういったことを思いました。また、トイレについてですけども、今後そういったことで取組が進んでまいります。最後のほうにありましたように、今後は、抜本的な大規模改修を検討するといった答弁ありました。是非ですね、その検討する時期はいつなのか、検討する人、いわゆる委員会をつくって、委員で構成されて話しをされると思いますけれども、今年中にあるいは今年度中に、そういった委員を決められて、そして先ほどありましたように大規模改修を検討すると言われましたので、この検討の時期をできれば早めにお願いをいたします。

今回は大きなタイトルとして、大坪川の治水と学校の教育環境の整備について質問いたしました。以上で、私の質問を終わります。

○議長（野口修一君） 以上で、質疑及び一般質問は全部終了いたしました。

質疑及び一般質問を終結いたします。

—————○—————

日程第2 常任委員会に付託（議案第71号から議案第84号まで）

○議長（野口修一君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りします。

議案第85号、宇土市監査委員の選任について及び議案第86号、宇土市教育委員会の委員の任命についての人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号及び議案第86号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第71号から議案第84号までの14件につきまして、本日配布の令和7年9月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、議案第65号から議案第70号までの6件は、令和6年度宇土市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定であります。

後日、決算審査特別委員会を設置の上、これを付託するとともに、閉会中の継続審査いたします。

—————○—————

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（野口修一君）　日程第3、請願・陳情については、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、12日文教厚生常任委員会、16日総務市民常任委員会、17日経済建設常任委員会となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

次の本会議は、9月24日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。お疲れ様でした。

—————○—————

午後0時03分散会

令和7年9月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第12号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
議案第74号 宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第75号 宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第76号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第79号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
議案第80号 令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第82号 令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

経済建設常任委員会

- 議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第12号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について
議案第72号 令和6年度宇土市水道事業会計決算の認定について
議案第73号 令和6年度宇土市下水道事業会計決算の認定について
議案第77号 宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について
議案第78号 宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第79号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
議案第83号 令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第84号 令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第79号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について
議案第81号 令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和7年9月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

請願

受理番号	受 理 年月日	請 願 の 件 名	請願者の住所・氏名	付 託 委員会	紹介議員
令和7年 1	R 7. 8. 26	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願	宇城市松橋町松橋414-1 宇土市単位教職員組合 委員長 今村 良博	文教厚生	藤井慶峰 浦本晴美
令和7年 2	R 7. 8. 26	水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める請願書	水俣市桜井町2-2-20 水俣病不知火患者会 会長 岩崎 明男	文教厚生	杉本 寛

継続審査になっている陳情

受理番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和7年 1	R 7. 5. 22	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	熊本市中央区神水 1-30-7 コモ ン神水内 熊本県労働組合総連合 議長 森本 光男	経済建設

陳情

受理番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和7年 2	R 7. 8. 20	地域社会に貢献するシルバーメン材センターの新たな決意と支援の要望について	宇土市築籠町 183 番地 公益社団法人 宇土市シルバーメン材センター 理事長 光井 正吾	文教厚生

第 5 号

9月24日 (水)

令和7年9月宇土市議会定例会会議録 第5号

9月24日（水）午前10時20分開議

1. 議事日程

日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)

日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
2. 経済建設常任委員長報告
3. 文教厚生常任委員長報告
(質疑・討論・採決)

日程第 3 請願、陳情について
(質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第85号 宇土市監査委員の選任について
(討論・採決)

日程第 5 議案第86号 宇土市教育委員会の委員の任命について
(討論・採決)

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
(採決)

日程第 7 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第65号から議案第70号まで)

2. 本日の会議に付した事件

日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)

日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
2. 経済建設常任委員長報告
3. 文教厚生常任委員長報告
(質疑・討論・採決)

日程第 3 請願、陳情について
(質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 85 号 宇土市監査委員の選任について

(討論・採決)

日程第 5 議案第 86 号 宇土市教育委員会の委員の任命について

(討論・採決)

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

(採決)

日程第 7 決算審査特別委員会の設置及び付託について

(議案第 65 号から議案第 70 号まで)

(追加日程)

日程第 8 議案第 87 号 令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 9 発議第 5 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

日程第 10 発議第 6 号 水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書

3. 出席議員（18人）

1番	土 黒 功 司 君	2番	杉 本 寛 君
3番	中 野 洋 一 君	4番	浦 本 晴 美 さん
5番	佐 美 三 洋 君	6番	小 崎 憲 一 君
7番	今 中 真 之 助 君	8番	西 田 和 徳 君
9番	園 田 茂 君	10番	宮 原 雄 一 君
11番	柴 田 正 樹 君	12番	樋 崎 政 治 君
13番	野 口 修 一 君	14番	中 口 俊 宏 君
15番	藤 井 慶 峰 君	16番	山 村 保 夫 君
17番	村 田 宣 雄 君	18番	福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	光 井 正 吾 君
教 育 長	前 田 一 孝 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	野 口 泰 正 君	市民環境部長	加 藤 敬 一 郎 君
健康福祉部長	江 河 一 郎 君	経 済 部 長	山 崎 恵 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	池 田 和 臣 君
会 計 管 理 者	春 木 咲 子 さん	秘 書 政 策 課 長	渡 邊 聰 君

総務課長	上木淳司君	危機管理課長	内田雅之君
企画課長	松下修也君	まちづくり推進課長	木村るみさん
財政課長	北谷太示君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	田尻清孝君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前10時20分開議

-----○-----

○議長（野口修一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（野口修一君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、宮原雄一君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

去る9月8日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本宇土道路、宇土道路、宇土三角道路における予算配分、用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。なお、宇土道路及び宇土三角道路につきましては、契約締結がなされた業務、入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和6年度繰越事業の調査設計で、令和6年度宇土道路裁決申請図書作成等業務、工事で熊本57号長浜地区改良3期工事及びJR委託工事で三角線緑川・住吉間5K620付近跨線橋新設工事の3件において、それぞれ工期の延長が行われております。

令和7年度事業の工事では、熊本57号長浜地区改良5期工事、熊本57号網津地区4号函渠2期工事、熊本57号城塚地区改良26期工事、熊本57号平原橋下部工（P3）工事、熊本57号網津地区改良3期工事及び熊本57号長浜地区改良6期工事の6件で入札に伴う公告がなされております。これらは、長浜地区の盛土及び地盤改良工事、網津地区の函渠工事、城塚地区の地盤改良、平原橋の下部工工事、網津地区の盛土及び地盤改良工事並びに長浜地区の水路の付け替え工事などとなっております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

令和7年度事業の調査設計で、令和7年度熊本天草幹線道路地質調査（その6）業務から（その8）業務の3件及び令和7年度熊本天草幹線道路水文調査地質解析業務の契約締結が行われております。そのほか、令和7年度熊本天草幹線道路地質調査（その9）業務で入札に伴う公告がなされております。これは、道路設計等を行うための基礎資料として地質調査

を行うものとなっております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告申し上げます。

まず、前回の委員会で、委員から「高規格道路の工事で地下水に影響が出た場合の補償も要望していく必要があるのではないか。」との意見が出されていたため、執行部から「国土交通省に確認し、高規格道路の工事の影響だと判断されるものについては補償対象となるが、補償は一度しかできないので当該箇所の全ての工事が終わってからとなる。ただ、工事期間中に地下水に何か影響が出た場合は、すぐに個別に対応することとしている」と回答がありました。」との報告がありました。

次に、今回の委員会で、委員から「工事現場付近で、忙しい朝の通勤時間に工事車両を優先して通す交通誘導員がいた。その場で改善は申し出たが、工事に協力する地元のため、もう少し配慮ができないか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省にその旨しっかりとお伝えする。」との答弁がありました。それに対して、委員から「工事を実施する事業所は、入札等により毎年変わる。その都度手間を取らせるが、周知を徹底してほしい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

—————○—————

日程第2 各常任委員長報告

○議長（野口修一君） 日程第2、去る9月11日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第71号から議案第84号までの14件及び請願・陳情につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長（中口俊宏君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月16日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について報告を申し上げます。

本委員会に付託を受けました案件は、条例関係3議案、予算関係3議案、専決処分の報告及び承認1議案の合計7議案であります。

まず、議案第71号、専決処分の報告及び承認を求めるについて、専決第12号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

民生費において、被災地支援事業（令和7年8月豪雨災害）として196万2千円を増額するものであります。

次に、議案第74号、宇土市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第75号、宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、国の子育てと仕事に関する両立支援制度の拡充に伴い、本市職員の勤務環境を整備するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第76号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用することができる事務を追加するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第79号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

議会費では、職員給として46万2千円を減額するものであります。

総務費では、空き家バンク活用事業として1,600万円を増額するものであります。

衛生費では、宇城広域連合負担金（宇城クリーンセンター費）として140万9千円を増額するものであります。

消防費では、防火水槽整備事業として1,458万3千円を増額するものであります。

そのほか、公用車集中管理事業経費などの3事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、庁舎警備等に要する経費などの2事業については、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第80号、令和7年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は905万3千円を減額するもので、補正後の総額は44億6,580万8千円

であります。これは、人事異動に伴う人件費の組替え及び国民健康保険事業費納付金の減額補正となっております。

次に、議案第82号、令和7年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は387万円を増額するもので、補正後の総額は6億6,101万5千円であります。これは、人事異動に伴う人件費の組替えとなっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります、議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第79号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。まず、緊急地下水調査委託料について、委員から「昨年度、松山最終処分場から有機フッ素化合物が検出されたことを受け、3か所調査を行ったとのことだが、その際問題はなかったのか。」との質疑があり、執行部から「昨年度、市独自で調査を行ったが、特段問題のある物質は検出されなかった。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「今年度も経過観察として調査を行うとのことだが、いつ頃実施予定か。」との質疑があり、執行部から「本定例会に上程した予算の可決後、11月に実施予定である。」との答弁がありました。さらに、別の委員から「調査を行うだけでなく、自分が有機フッ素化合物を生活の中で排出しているかもしれないという意識付けや周知を市民に対して行ってほしい。」との意見がありました。

次に、空き家バンクについて、委員から「現在、空き家バンクの登録が増えており、売買・賃貸物件合わせて28件の登録があるとのことだが、登録や売買が増えている理由は。」との質疑があり、執行部から「地域おこし協力隊の発案により、市のホームページを見直し、移住・定住の専用サイトを新たに設けたこと。また、民間のサイトでも空き家物件の情報提供を積極的に行うようにしたこと。さらに、空き家の取得補助金の新設が要因と考えている。」との答弁がありました。また、別の委員から「空き家を活用した民泊の可能性を調査してほしい。」との意見がありました。

次に、防火水槽整備事業について、委員から「今回予算上程されているが、来年度以降、防火水槽の整備予定はあるか。」との質疑があり、執行部から「正式な申出ではないが、1件、地元から御相談をいただいているところがある。」との答弁がありました。それに対して、委員から「防火水槽という地域の安全・安心につながる施設であるため、必要があるものはできる限り早急に予算化、整備を行ってほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容でありますが、本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、佐美三洋君

○経済建設常任委員長（佐美三 洋君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月17日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、決算の認定2議案、条例関係2議案、予算関係3議案、専決処分の報告及び承認1議案の合計8議案と陳情1件であります。

まず、議案第71号、専決処分の報告及び承認を求めるについて、専決第12号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

災害復旧費において、令和7年8月豪雨災害対策経費として1億2,313万4千円を増額するものであります。

次に、議案第72号、令和6年度宇土市水道事業会計決算の認定について。令和6年度水道事業決算は、総収益6億5,716万円、総費用5億8,227万円であり、当年度純利益は7,489万円となっております。

次に、議案第73号、令和6年度宇土市下水道事業会計決算の認定について。令和6年度下水道事業決算は、総収益10億2,871万円、総費用9億2,222万円であり、当年度純利益は1億649万円となっております。

次に、議案第77号、宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について。これは、国土交通省からの通知により、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が工事を行うことができるようにするため、条例を改正するものであります。

次に、議案第78号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。これは、水道料金を改定し、安定的な水道事業運営の維持を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第79号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業として2,356万4千円を増額するものであります。

次に、商工費では、外国人観光客誘客強化事業として96万5千円を増額するものであります。

次に、土木費では、道路維持一般経費として2,000万円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和7年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分・道路）として1

55万4千円を増額するものであります。

そのほか、干潟景勝地展望広場整備事業などの3事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を行っております。

また、必要な財源措置として、地方債の補正を行っております。

次に、議案第83号、令和7年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は収益的支出33万9千円を増額するもので、補正後の総額は7億2,564万8千円であります。これは、印刷製本費等の増額補正となっております。

次に、議案第84号、令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は収益的支出では881万7千円を増額するもので、補正後の総額は10億6,159万5千円であります。これは、人事異動に伴う人件費の組替え及び終末処理場修繕費等の増額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります、議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第78号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。委員から「水道料金の収納率について、令和4年度以降は90%程度で推移しているが、令和3年度までと比べ大幅に下がっているのはなぜか。」と質疑があり、執行部から「水道事業は企業会計であるため、一般会計のような翌年度5月までの出納閉鎖期間がない。このような中、令和3年度までは、実際4月に納入される3月分使用料の口座振替分についても、現年度に加算して収納率を算出していたが、令和4年度からは他の自治体と同様に、3月の口座振替分を加算しないで算出することとしたため、収納率が下がっている。ただし、3月の口座振替分は過年度の収入として処理しているため、使用料としての全体の収納額は下がっていない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「計上の仕方を変えたのであれば、正確に説明してもらわないと収納率が急に落ちたと疑問を持つことになる。」との意見がありました。

次に、議案第79号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。干潟景勝地展望広場整備事業について、委員から「事業完了後、経済効果につなげるため、どのような構想を持っているのか。」と質疑があり、執行部から「住吉海岸公園のキッチンカー出店制度等を参考に、地元の事業者の収益向上につながるよう検討したい。」と答弁がありました。それに対して、委員から「せっかくなので、長部田海床路との観光コースを作るなどしてはどうか。」との意見がありました。

次に、議案以外について。観光農園開園支援事業について、委員から「事業の推進状況は。」との質疑があり、執行部から「今年度、市の農業後継者協議会と認定農業者協議会の研修において、久留米市の観光農園に視察に行くこととしている。この研修に参加した農業

者が観光農園を開園し、取組が広がっていくことを期待している。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容ですが、本委員会に付託を受けました議案第78号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり承認、認定及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和7年陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書については、賛成少数で不採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長（園田 茂君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る9月12日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案と請願2件及び陳情1件であります。

まず、議案第79号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、不足額給付金支給事業として5,770万6千円、放課後児童クラブ利用促進実証事業として79万8千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、地域医療体制構築事業として15万6千円を増額するものであります。

次に、教育費では、屋内運動場空調設備整備事業（小学校）として1億9,829万6千円を増額するものであります。

また、保健センター施設改修事業など6事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、重層的支援体制整備に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第81号、令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は4,396万9千円を増額するもので、補正後の総額は40億7,780万1千円であります。これは、人事異動に伴う人件費の組替え及び介護給付費等に係る国県支出金過年度返還金の増額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要ですが、議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第79号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。学校体育館の空調を整備する屋内運動場空調設備整備事業について、委員から「今後の整備計画と優先順位は。」との質疑があり、執行部から「今後、年次計画を策定し、1年に2校程度を予定している。また、避難所としての開設回数が多い地区や、地区の指定避難所において空調設備が未設置の地区の学校を優先する。」との答弁がありました。それに対して、委員から「災害などで電気が止まった場合でも稼働できるように、今回はガスを動力源とする空調設備を導入することだが、今後の方針は。」との質疑があり、執行部から「引き続き同じガスタイプの導入を考えているが、費用対効果を考慮して検討する。」との答弁がありました。また、別の委員から「設置する空調設備の冷却能力はどの程度か。」との質疑があり、執行部から「市民体育館の空調設備と同程度を想定している。」との答弁がありました。

次に、運動公園内防犯カメラ設置委託について、委員から「防犯機能を強化するため、防犯カメラの設置と併せて、周回コース外側に生い茂る樹木をせん定できないか。」との質疑があり、執行部から「樹木がかなり成長しており簡単に行うことはできないため、専門業者に依頼することも含めて検討する。」との答弁がありました。また、別の委員から「来年整備される船場川周回コースにおいても、防犯カメラや照明を設置するなど安全面に考慮してほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外について。市民プールの利用状況について、委員から「市民プールの利用状況はいかがか。」との質疑があり、執行部から「コロナ禍やウォータースライダーを撤去したこと、さらに近年の猛暑もあり、年々、利用者は減少している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「スケートパークへの改修など、別の用途としての利用も含めて、今後の市民プールの在り方を検討してほしい。」との意見がありました。

次に、市内産科医院の経営維持のための取組について、委員から「市内唯一の産科医院が、一時期休診されていたが、定期的な意見交換は行っているか。」との質疑があり、執行部から「定期的ではないが、検診の際などに必要に応じて行っている。休診された際も情報共有していた。」との答弁がありました。それに対して、委員から「『こどもどまんなか』をうたう本市において、産科医院の経営を維持できない状態に陥ることは問題があると感じる。市内医院を利用しやすくなるような何らかの支援の検討が必要だと思う。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容ですが、本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして御報告申し上げます。

令和7年請願第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願、令和7年請願第2号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める請願書及び令和7年陳情第2号、地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望については、全会一致で採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 議案第78号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、この改正は水道料金の値上げをするための条例改正であり、反対をいたします。

担当課の説明では、給水人口の減少や節水機器の普及等により、水道水の使用量が減少し、料金収入は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと予想され、令和9年度には赤字となるとのことあります。令和2年度に簡易水道と合併をし、給水人口は3万865人でしたが、令和6年度は3万1,259人と、この間394人増えております。水道料金の収入も、令和2年度と令和6年度ではほとんど変わっておりません。このことから、令和9年度に赤字になることはないと、このように思います。国の方針で簡易水道と合併をし、今後、簡易水道の施設改修等に多額の費用がかかり、将来的には水道経営が赤字になると予想されますが、国や県、市などの財政支援が必要であります。国は、TSMCの工場建設に2兆円の財政支援を行っております。国民の毎日の生活にとってなくてはならない水道水、その施設改修に国や県は、市に財政支援をすべきであります。国などの財政支援によって、水道料金の値上げをせずに施設改修を図るべきとの立場から、条例改正に反対をいたします。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

5番、佐美三洋君

○5番（佐美三 洋君） 私は、議案第78号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

本議案に関しましては、上下水道事業の適正かつ健全な運営を図るため、当該事業を調査、審議する宇土市上下水道事業運営審議会において、昨年6月から本年3月まで計5回にわた

り慎重審議が行われました。本審議会には、議会から経済建設常任委員長及び副委員長も委員として出席し、現状の課題、そしてこれから以降も安定的な運営を維持するための方策等について協議を行いました。議論を尽くす中で、今後予定される網津配水池の更新工事には、総額約6億5,000万円の費用が見込まれております。また、それ以外にも老朽化した水道施設の更新及び耐震化等、避けては通れない課題が山積みとなっております。一例として、老朽管については、本市の管路の総延長260キロメートルのうち、耐用年数40年を超える老朽管の総延長が約70キロメートルということで、老朽管率は26%を超えております。記憶に新しいところでは、本年1月、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故で、これは下水道管の破損でありましたけれども、貴い人命が失われております。また、4月には京都市で、水道管が破損して国道が冠水した事例が発生しております。これらは全て老朽管によるものであります。全国で水道インフラの事故が相次ぐ中、本市においても、いつ、このような大事故が起きないか危惧する状況にあります。このようなことからも、安定的な水道事業の運営、そして更新費用の財源確保は喫緊の課題であります。また、もう一つ問題なのは、現在本市の水道料金体系が2系統に分かれていることであります。令和2年度に簡易水道と上水道が経営統合したにもかかわらず、料金体系の違いが残ったままとなっており、同じサービスを受けている住民の間には不公平感が生じております。本議案については、この不公平を解消することも大きな柱となっております。このように水道事業を取り巻く経営環境は課題、問題が山積しております。しかし、これらを乗り越えて進まなければなりません。執行部におかれましては、市民に安心で安全な水を安定して供給することを念頭に、併せて経費節減や効果的な運用について一層の努力を期待しまして、以上、議案第78号についての賛成討論といたします。

○議長（野口修一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号から議案第77号までの7件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認、認定及び可決であります。各常任委員長報告のとおり承認、認定及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第77号までの7件については、原案のとおり承認、認定及び可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第78号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第79号から議案第84号までの6件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第84号までの6件については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 請願、陳情について

○議長（野口修一君） 日程第3、請願、陳情についてを議題といたします。

まず、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

令和7年請願第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、令和7年請願第1号は、採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

令和7年請願第2号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める請願書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、令和7年請願第2号は、採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

令和7年陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この陳情に対する経済建設常任委員長報告は、不採択であります。よって、陳情本件について採決いたします。

令和7年陳情第1号を採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員少數です。

よって、令和7年陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

令和7年陳情第2号、地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望についてを採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多數です。

よって、令和7年陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第85号 宇土市監査委員の選任について

○議長（野口修一君） 日程第4、議案第85号、宇土市監査委員の選任についてを議題いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

議案第85号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多數です。

よって、議案第85号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第86号 宇土市教育委員会の委員の任命について

○議長（野口修一君）　日程第5、議案第86号、宇土市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

議案第86号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第86号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（野口修一君）　日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会における審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布のとおり閉会中の継続審査及び調査の申出があつております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7　決算審査特別委員会の設置及び付託について

○議長（野口修一君）　日程第7、決算審査特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第65号から議案第70号までの6件、令和6年度宇土市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条の規定により、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに閉会中の継続審査といいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第70号までの6件については、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番、杉本寛君、4番、浦本晴美さん、6番、小崎憲一君、8番、西田和徳君、10番、宮原雄一君、12番、樺崎政治君、14番、中口俊宏君、16番、山村保夫君、18番、福田慧一君、以上9名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は、御会合の上、正副委員長を互選し、議長へ御報告をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

—————○—————

午前11時15分休憩

午前11時18分再開

—————○—————

○議長（野口修一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に12番、樺崎政治君、副委員長に2番、杉本寛君が選出されましたので、御報告いたします。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、市長より議案第87号及び議員提出として発議第5号から発議第6号までの2件、以上3件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

—————○—————

日程第8 議案第87号 令和7年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（野口修一君）　日程第8、議案第87号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君）　追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第87号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。補正額は3,100万円を増額するもので、補正後の総額は240億4,777万4千円です。

補正予算の主なものについて御説明を申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、農林水産業費で、令和7年8月大雨営農再開支援事業の計上を行っております。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君）　市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第87号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第87号、令和7年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9 発議第5号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

○議長（野口修一君） 日程第9、発議第5号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第5号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。令和7年9月24日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、樺崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第5号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第5号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第10 発議第6号 水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書

○議長（野口修一君） 日程第10、発議第6号、水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、田尻清孝君

○事務局長（田尻清孝君） 発議第6号、水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。令和7年9月24日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、樺崎政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第6号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第6号、水俣病被害者救済と水俣病問題の解決を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長（野口修一君） ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（野口修一君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、発議第6号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年9月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時27分閉会

○議長（野口修一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、9月5日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会する運びとなりました。誠に厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重なる御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

はじめに、先日9月10日の大雨について、少し御報告をさせていただきたいと思います。

8月の記録的大雨から、ちょうど1か月となる9月10日午前、再び、熊本県内、特に天草・芦北地方において線状降水帯が発生し、本市においても早朝から朝にかけて激しい雨が観測されました。8月の記録的大雨で地盤が緩んでいた箇所もあったことに加え、大潮の満

潮と重なったことから、河川の水位が急激に上昇する可能性がありました。こうした状況を踏まえまして、市内全域に警戒レベル3高齢者等避難を発令し、市内3か所に避難所を開設しました。この間、最大で5世帯、6人の方が避難をされたところでございます。

現時点では、今回の雨による大きな被害報告はなく、ひとまず安堵しているところでございます。

しかしながら、8月に発生しました記録的大雨により被災された方々への支援や、復旧活動につきましては、引き続き全力で取り組んでまいります。今後も、市民の皆様の安全・安心のため、避難指示等を含めた防災情報を迅速に提供できるよう、体制強化に努めてまいります。

続きまして、新たな取組としまして、10月から開講しますうとみらいカレッジについて御紹介をさせていただきます。

本市では、女性がいきいきと活躍できる社会の実現に向けて、学びと出会いの場であるうとみらいカレッジを新たにスタートいたします。少子高齢化や地域課題の複雑化が進む中、地域社会を支える女性の力はますます重要となっております。本講座では、男女共同参画や子育て、防災、環境など多様なテーマで、地域で活躍する講師陣をお招きし、講話やワークショップ、交流を通じて、女性が自分の可能性を広げ、仲間とともに未来への一歩を踏み出すことを目指しております。

なお、12月6日には、どなたでも御参加いただけます公開講座を開催いたします。女性が元気な地域、笑顔があふれる地域の大切さについて、多くの市民の皆様と考える機会としたいと考えております。

市民とともに地域の未来を描き出す本講座を通じて、本市がより女性が輝き、暮らしやすいまちとなるよう、今後も積極的に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に1点、速報になりますが報告をさせていただきます。

昨日の新聞を御覧になられた方はお分かりかもしませんが、轟の国有林に埋設されておりました2,4,5-T除草剤につきまして、林野庁により全てが撤去完了したという公表が月曜日になされているようでございます。詳細につきましては、また林野庁から正式に私どものほうに報告があると思いますので、その後、詳細は皆様方にもお知らせをさせていただきますけれども、本市にとっても非常に大きな環境問題でもございましたこの2,4,5-T剤の埋設でございますが、議員の皆様のお力添えもいただきました。林野庁、営林署とも協議をしていただきましたし、国・県に対する要望もお世話になりました。その結果として、私たちの念願であった撤去が完了したということは、本当にうれしく思います。お力添えいただきました議員の皆様に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

結びになりますが、季節の変わり目となりましたが、暑さの厳しい日がまだまだ続いております。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（野口修一君） これをもって終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時33分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

宇土市議会議長　野口修一

宇土市議会議員　杉本寛

宇土市議会議員　山村保夫